

会計情報

Vol. 571
2024.3

Accounting, Tax & Consulting

2023年IPO市場の動向

サステナビリティ情報開示 TNFD(自然関連財務情報
開示タスクフォース)最終提言の概要と対応のポイント

iGAAP in Focus 財務報告
Closing Out—報告の重点領域



Contents

	ページ	
	2	2023年IPO市場の動向 IPO監査専門チーム 公認会計士 宮本 浩明 公認会計士 高橋 亮人
	9	サステナビリティ情報開示 TNFD(自然関連財務情報開示タスクフォース)最終提言の概要と対応のポイント デロイト トーマツ リスクアドバイザー合同会社 関崎 悠一郎
会計・監査	14	業種別委員会研究資料第2号 「Web3.0 関連企業における監査受嘱上の課題に関する研究資料」の概要(第1回) 公認会計士 高山 朋也
	18	ASBJ: 実務対応報告公開草案第68号(実務対応報告第44号の改正案)「グローバル・ミニマム課税制度に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い(案)」の公表 『会計情報』編集部
IFRS	19	iGAAP in Focus 財務報告 Closing Out—報告の重点領域 トーマツIFRSセンター・オブ・エクセレンス
パブリック	36	国の会計と関連制度(9回目) ～国の公共調達の概要(その1)～ 公認会計士 長村 彌角
会計基準等開発動向	53	会計基準等開発動向 『会計情報』編集部
Information	58	新刊書籍のご案内

2023年IPO市場の動向

IPO監査専門チーム 公認会計士 **宮本 浩明**
 公認会計士 **高橋 亮人**

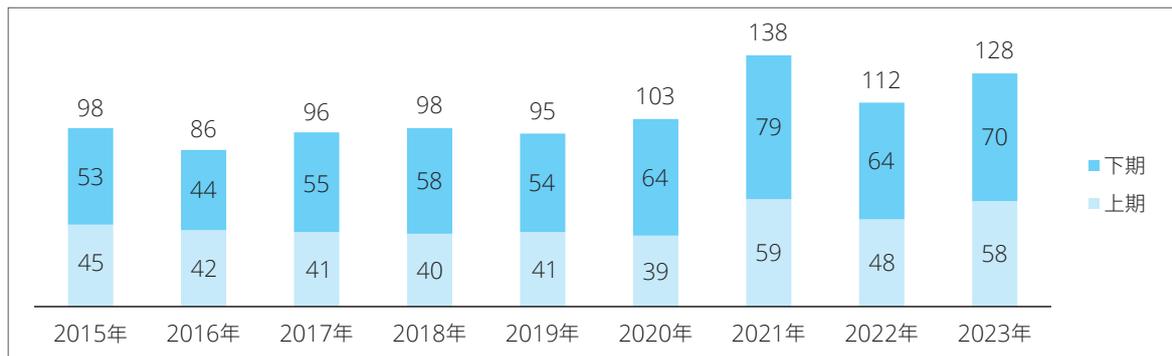
1. はじめに

2023年の株式市場は、日経平均株価がバブル崩壊後の最高値を更新するなど、好調な推移を見せた。ロシア・ウクライナ情勢の長期化や資源価格の高騰など不安定な要素が続くものの、日本企業の再評価による海外マネーの流入やアメリカをはじめとする世界的な株式市場の好調などにより、日経平均株価は年間を通して28%の上昇となった。

このようななか、国内IPO企業数は128社（TOKYO PRO Marketへの上場及びTOKYO PRO Marketを経由した上場を含む）と、2022年の112社（TOKYO PRO Marketへの上場を含む）から16社増加した。リーマンショック後で最多であった2021年（138社）に次ぐIPO企業数であり、長期トレンドで見ても4年連続で100社を超え、国内IPO市場は引き続き堅調といえる。

以下、2023年の国内IPO市場の動向と特徴を整理してみることにする。

【図表1】 国内IPO企業数の推移（単位：社）



（注） TOKYO PRO Marketへの上場、TOKYO PRO Marketを経由した上場を含む。

2. 2023年のIPOの特徴

2023年のIPOの主な特徴を要約すると、以下のとおりである。各項目の詳細については後述する。

- ① 市場別…グロース市場へのIPOの割合は高く、全体の72%を占めている。
- ② 業種別…情報通信業が全体の41%、サービス業が全体の28%を占めた。
- ③ 発行総額…発行総額100億円を超えるIPO企業は13社と前年3社から大きく増加し、10億円未満の小型IPOは減少した。また、海外での募集・売出しを実施したIPOも33社（前年18社）と増加した。
- ④ IPOのタイミング…期越え上場数は32社となり、全体の33%を占める結果となった。
- ⑤ IFRS（国際財務報告基準）適用によるIPO…IFRS

適用IPO企業は11社となり、前年0社から増加した。

- ⑥ 時価総額…初値時価総額1,000億円以上の企業は6社となり、前年3社から増加した。
- ⑦ 赤字上場…上場直前期の当期純損失企業は21社であり、前年25社から減少した。

① 市場別

直近の市場別のIPO企業数は、図表2のとおりである。2023年のプライムへのIPO企業数は2社、スタンダードへのIPO企業数は23社となっている。グロースへのIPO企業数は66社、東京証券取引所（以下、「東証」という）の新市場区分におけるIPO企業数に占める割合は72%と高い水準となっている。なお、TOKYO PRO Marketでは32社の上場があり、前年の21社から増加している。

【図表2】市場別IPO企業数の推移（単位：社）

	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
新市場区分					
プライム				2	2
スタンダード				10	23
グロース				60	66
旧市場区分					
東証一部	1	6	6	1	
東証二部	11	9	8	3	
JASDAQ	6	14	16	1	
マザーズ	64	63	93	10	
TOKYO PRO Market	9	10	13	21	32
その他	4	1	2	4	5
合計	95	103	138	112	128

	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
グロース市場IPO企業数割合				83%	72%

- (注1) 2022年4月の東証市場区分の変更に伴い、「2021年IPO市場の動向」から表の記載を変更している。
 (注2) グロース市場IPO企業数割合は、東証の新市場区分のIPO企業数に基づき算出している。
 (注3) 重複上場した会社については、東証側でカウントしている。
 (注4) 2023年「その他」は、札幌証券取引所本則市場1社、名古屋証券取引所メイン市場3社、同ネクスト市場1社である。
 (注5) TOKYO PRO Marketを経由した上場を含む。

② 業種別

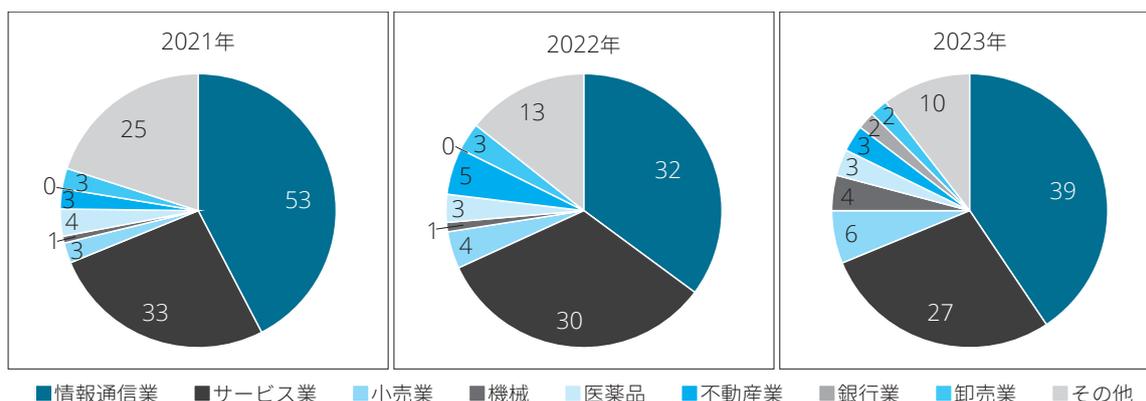
2023年にIPOした企業の業種別の内訳（TOKYO PRO Marketを除く）は図表3のとおりである。2023年では情報通信業39社、サービス業27社となり、2業種合計では66社と全体の69%（前年同期は68%）を占めている。

代表的な情報通信業では、VTuberプロダクションである「ホロライブプロダクション」を運営するカバー(株)があり、代表的なサービス業では、医療機関支援等の事

業を展開する(株)シーユーシー、医療福祉業界への人材サービスとデジタルソリューション事業を展開する(株)トライトがある。これらはいずれも、後述する初値時価総額で1,000億円を超えるIPOとなった。

また、銀行業である住信SBIネット銀行(株)、楽天銀行(株)が立て続けにIPOしていること、東京以外に本社を持つ機械業の企業が4社IPOしていることも、2023年のIPOの特徴的な点である。

【図表3】業種別IPO企業数（単位：社）



(注) TOKYO PRO Marketは社数から除いている。

初値と公開価格の倍率が高かったIPO企業は図表4のとおりである。いずれも革新的な技術やサービスの提供により将来の成長が期待される企業であり、将来の成長が期待できるビジネス等に対する投資家の期待が高い傾向にあった。

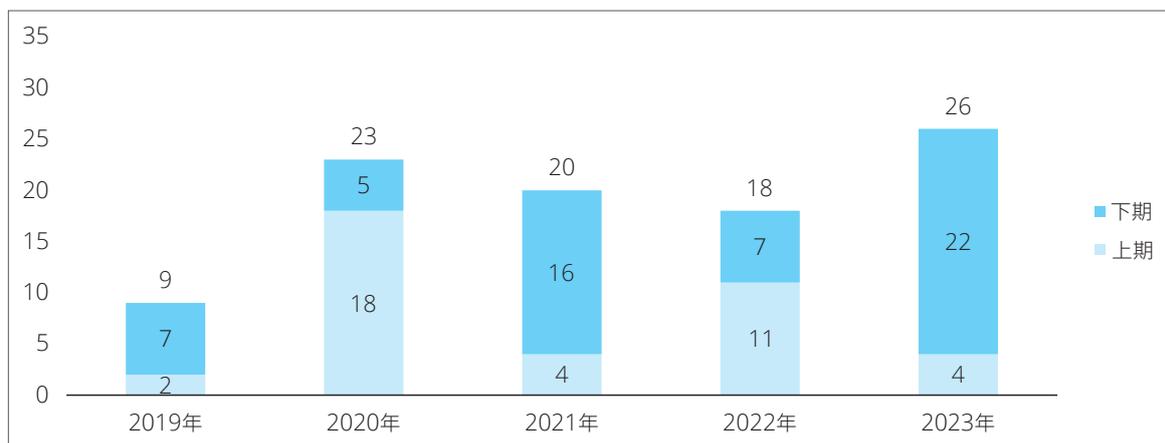
一方で、初値が公開価格を下回った公開価格割れの

IPO企業数の推移が図表5のとおりである。公開価格割れのIPO企業数は、上期4社であったのに対して、下期は22社と増加し、通期で26社となった。上期の株式市場が一貫して上昇基調であったことに比べ、下期は下落局面も多かったことが要因のひとつと考えられる。

【図表4】 2023年において公開価格比（初値と公開価格の比）が高かった企業

上場日	会社名	市場	業種	公開価格比	主な業務内容
4月12日	(株) i s p a c e	グロース	サービス業	3.9倍	月への物資輸送サービスをはじめとした月面開発事業
4月18日	(株) ジェノバ	グロース	情報通信業	4.4倍	GNSS補正情報配信サービス等
6月22日	(株) アイデミー	グロース	情報通信業	5.2倍	AI/DXに関するプロダクト・ソリューション事業
7月4日	AeroEdge(株)	グロース	輸送用機器	3.4倍	航空機エンジン部品等の製造・販売

【図表5】 初値が公開価格を下回ったIPO企業数の推移（単位：社）



(注) TOKYO PRO Marketは社数から除いている。

③ 発行総額

公募金額及び売出し金額を合計した発行総額レンジ別のIPO企業数は、図表6のとおりである。2023年の特徴として、2022年より発行総額が上昇傾向にある。発行総額100億円以上のIPO企業数は13社であり、2021年の18社には及ばないものの、2022年の3社より大きく

増加となった。また、発行総額10億円未満のIPO企業数は24社であり、2022年の38社より大幅減少となった。これらは、後述のように初値時価総額が1,000億円以上の大型IPOが複数あったこと、好調な株式市場を背景に公募価格が高かつきやすかったことが要因であると考えられる。

【図表6】 発行総額レンジ別のIPO企業数の推移（単位：社）

	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
500億円以上	1	1	4	1	4
100億円以上500億円未満	8	9	14	2	9
50億円以上100億円未満	6	9	14	7	8
10億円以上50億円未満	47	41	62	43	51
10億円未満	24	33	31	38	24
合計	86	93	125	91	96

	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
100億円以上の社数割合	10%	10%	14%	3%	13%
10億円未満	27%	35%	24%	41%	25%

(注) TOKYO PRO Marketは社数から除いている。

また、海外オファリングも増加した。2023年に海外での募集・売出しを実施したIPOは、グローバル・オファリング7社、臨時報告書方式26社（前年はグローバル・オファリング3社、臨時報告書方式15社）となった。

グローバル・オファリングを実施した7社のうち4社

（住信SBIネット銀行(株)、楽天銀行(株)、(株)トライト、(株)KOKUSAI ELECTRIC）が発行総額1,000億円以上の大型のIPOとなった。臨時報告書方式は、26社全てが発行総額200億円未満と、中型のIPOにおいて株式の一部を海外投資家へ販売する方法が中心となっている。

【図表7】 グローバル・オファリング及び臨時報告書方式によるIPOの推移（単位：社）

	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
グローバル・オファリング	1	3	5	3	7
臨時報告書方式	11	13	25	15	26
合計	12	16	30	18	33

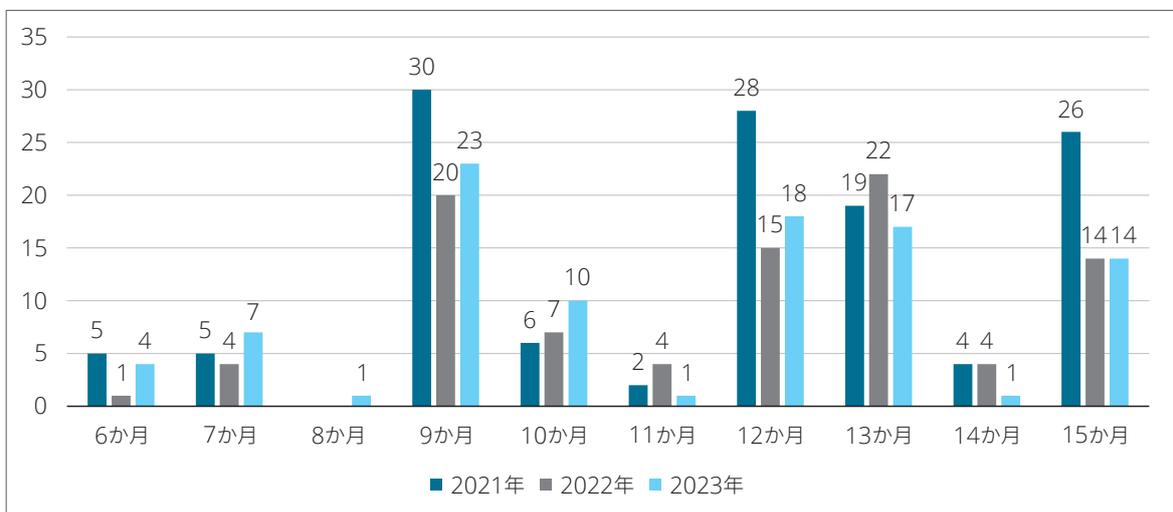
(注) TOKYO PRO Marketは社数から除いている。

④ IPOのタイミング

最近ではIPOのタイミングが上場申請期の期初から長い企業が多い傾向にあるが、2023年も同様の傾向にある。

図表8では、2021年、2022年及び2023年の上場申請期の期初からIPOするまでの月数別の企業数を示している。

【図表8】 上場直前期末からIPOするまでの月数別企業数（単位：社）



(注) TOKYO PRO Marketは社数から除いている。

2021年から2023年にかけての傾向を見ると、上場申請期の第4四半期期末月（＝上場申請期の期初から数えて12か月目）の上場と上場申請期の期初から数えて13か月目から15か月目での上場、いわゆる「期越え上場」が、他の月と比較して多い傾向が認められる。特に、「期越え上場」については、図表9で示すとおり、2023年は32社と全体の33%を占めている。これは、業績予想の達成状況を慎重に見極めてからIPOする会社が多いことに起因していると考えられる。

【図表9】 期越え上場の件数と割合

	件数	割合
2021年	49社	39%
2022年	40社	44%
2023年	32社	33%

(注) TOKYO PRO Marketは社数から除いている。

⑤ IFRS適用によるIPO

最近のIFRS（国際財務報告基準）を適用して上場した企業は図表10のとおりであり、投資ファンドが主要株主となっているか若しくは資本上位会社がIFRSを適用している会社を中心となっている。IPOマーケットにおいては、投資ファンドが多くを出資するケースでは上場する際にIFRSを適用する傾向が見受けられる。

2023年にIFRSを適用して上場した企業は11社である。2023年にIFRSを適用して上場した11社のうち5社は初値時価総額500億円を超える比較的規模の大きい企業であり、うち3社は1,000億円以上のIPOとなった。

【図表10】IFRSを適用したIPO企業

2019年（1社）	(株)JMDC
2020年（4社）	(株)きずなホールディングス (株)雪国まいたけ (株)ダイレクトマーケティングミックス バリオセキュア(株)
2021年（10社）	ウイングアーク1st(株) Appier Group(株) (株)デコルテ・ホールディングス (株)ペイロール (株)アシロ シンプレクス・ホールディングス(株) P H Cホールディングス(株) (株)AB&Company (株)ネットプロテクションズホールディングス (株)ハイブリッドテクノロジーズ
2022年（0社）	—

2023年（11社）	(株)ハルメクホールディングス (株)モンスターラボホールディングス AnyMind Group(株) (株)シーユーシー (株)ノバレーゼ Japan Eyewear Holdings(株) インテグラル(株) (株)KOKUSAI ELECTRIC (株)トライト (株)ナレルグループ (株)ライズ・コンサルティング・グループ
------------	--

(注) TOKYO PRO Marketは除いている。

⑥ 時価総額

初値時価総額1,000億円を超えるIPOは、2022年はANYCOLOR(株)、(株)ソシオネクスト、大栄環境(株)の3社であった。2023年においては、カバー(株)、住信SBIネット銀行(株)、楽天銀行(株)、(株)シーユーシー、(株)トライト、(株)KOKUSAI ELECTRICの6社が初値時価総額1,000億円以上のIPOとなった。

下期にIPOした(株)トライトは、医療福祉業界に特化した人材紹介事業を中心に、建設業界での人材紹介事業や、医療福祉現場のDX化に取り組んでいる。上場初値は1,133円（公募価格1,200円）をつけ、初値時価総額1,133億円となった。(株)KOKUSAI ELECTRICは、(株)日立製作所の子会社における成膜プロセスソリューション事業（半導体製造装置事業）を前身とし、半導体製造装置の開発・製造・販売・搬入・セットアップと、その装置のメンテナンス・修理・部品販売等を主要事業としており、上場初値は2,116円（公募価格1,840円）、公募時価総額4,239億円となった。同社の上場前2事業年度と申請期の業績を見ると、図表11のとおり、開発活動を積極的に行いながらも、黒字経営を維持していることが見て取れる。

【図表11】(株)KOKUSAI ELECTRICの業績推移（単位：百万円）

	2022年3月期 通期（直前々期）	2023年3月期 通期（直前期）	2024年3月期 第2四半期（申請期）
売上収益	245,425	245,721	77,705
売上総利益	107,069	100,805	34,165
販売費及び一般管理費	35,413	43,449	20,854
（上記の内、従業員給与・賞与）	(8,101)	(10,318)	(—)
（上記の内、研究開発費）	(9,885)	(12,425)	(—)
営業利益	70,652	56,064	13,373
当期利益	51,339	40,305	8,813

(注) 2022年3月期、2023年3月期は2023年9月21日に提出された有価証券届出書に基づき記載している。2024年3月期は2023年11月9日に提出された第2四半期報告書に基づき記載している。なお、2024年3月期第2四半期の販売費及び一般管理費の内訳は、開示されていないため「-」表記としている。

また、初値時価総額レンジ別のIPO企業数は、図表 12のとおりであり、初値時価総額500億円以上のIPOは12社となった。2023年の初値時価総額500億円以上の企業の割合は全体の12%、100億円以上は全体の57%となっている。

【図表12】初値時価総額レンジ別のIPO企業数の推移（単位：社）

	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
1,000億円以上	3	1	6	3	6
500億円以上1,000億円未満	3	10	8	1	6
200億円以上500億円未満	21	21	21	12	15
100億円以上200億円未満	25	26	38	24	28
50億円以上100億円未満	19	25	41	30	20
50億円未満	15	10	11	21	21
合計	86	93	125	91	96

	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
100億円以上の社数割合	60%	62%	58%	44%	57%
500億円以上の社数割合	7%	11%	10%	4%	12%

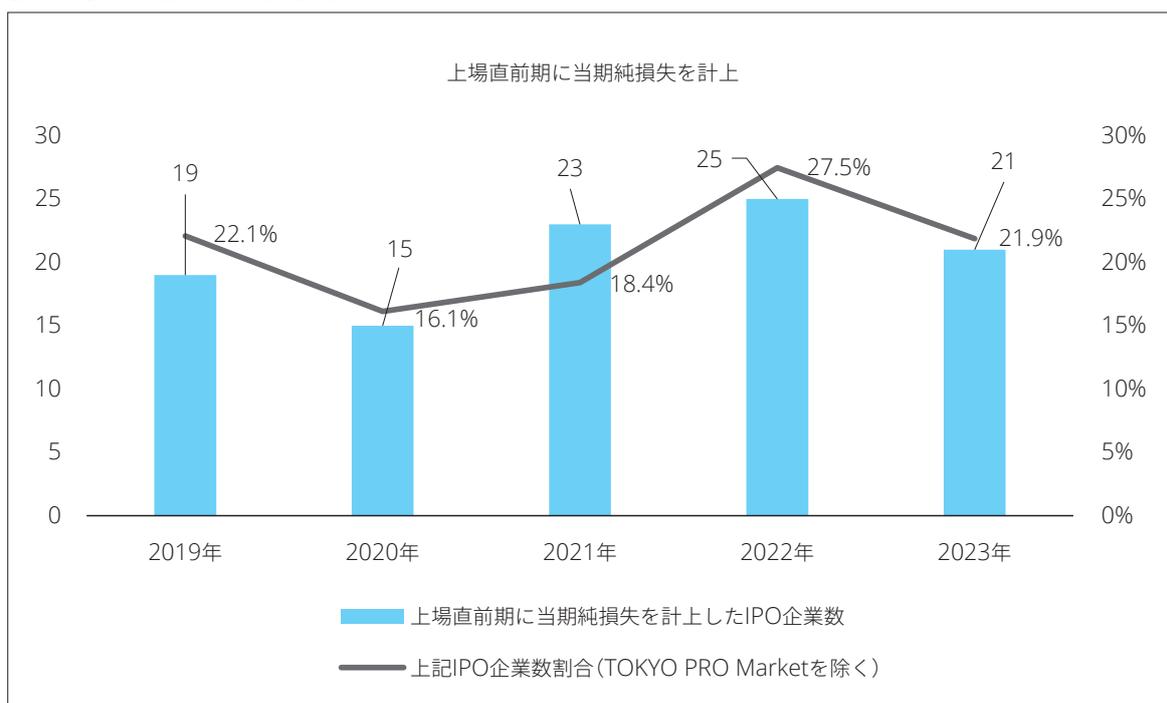
(注) TOKYO PRO Marketは社数から除いている。

⑦ 赤字上場

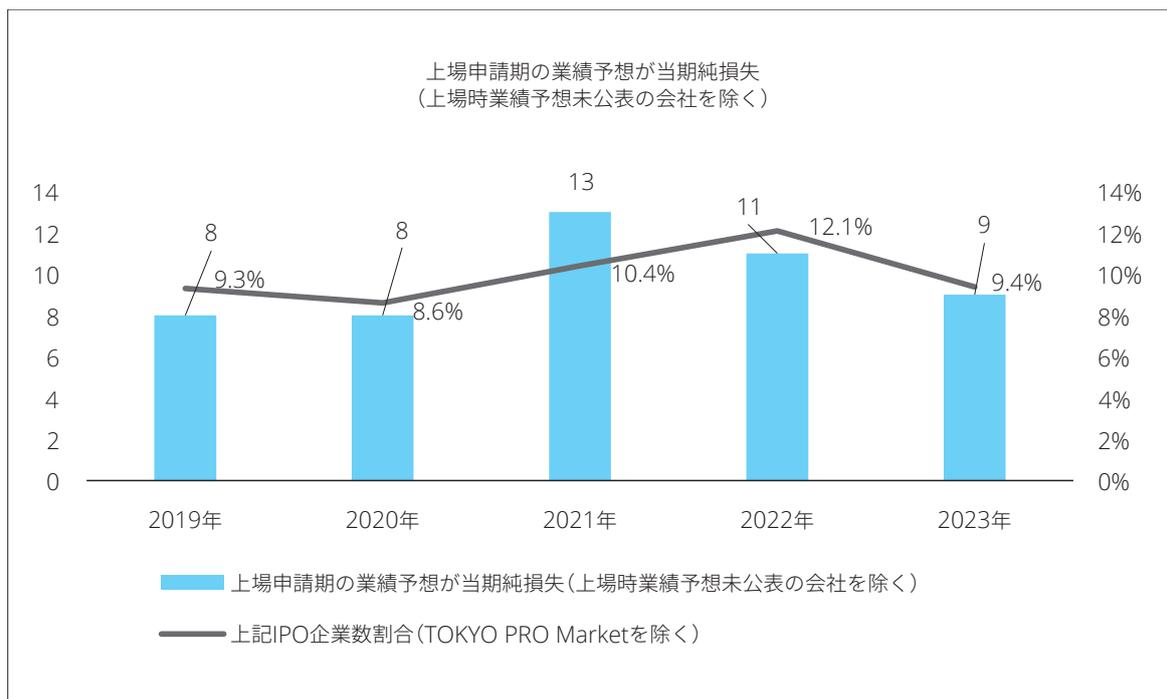
2023年においては、上場直前期に当期純損失を計上した企業は21社、上場申請期においても当期純損失の業績予想をしている企業は9社となっており、図表13の

とおり、2022年から減少しているものの、割合としては21.9%となっており、過去5年間の推移でみると平均的な水準となっている。

【図表13】当期純損失を上場直前期に計上、申請期に予想したIPO企業の推移（単位：社）



(注) TOKYO PRO Marketは社数から除いている。



(注) TOKYO PRO Marketは社数から除いている。

3. おわりに

2023年は、128社（TOKYO PRO Marketへの上場及びTOKYO PRO Marketを経由した上場を含む）がIPOを果たした。これは、4年連続の100社超えであり、リーマンショック後で最多のIPO数を記録した2021年（138社）に迫る水準である。また、発行総額100億円を超えるIPOや初値時価総額1,000億円を超えるIPOの社数も前年の実績を上回っており、規模の面でも国内IPO市場の好調ぶりがうかがわれる。

近年、スタートアップの成長を支援するためのさまざまな打ち手が展開されている。政府においては、2022年の「スタートアップ育成5か年計画」を皮切りに、日本にスタートアップを生み育てるエコシステムを創出するための各種施策が展開されている。東証においても、2023年3月にIPOプロセスを円滑化するため有価証券上場規程等の改正が行われた。この流れは現在も継続しており、2024年度の税制改正においても、エコシステムのさらなる強化を目的としてストックオプション税制の拡充などが予定されている。こうした施策は、成長手段のひとつとしてIPOを目指すスタートアップにとっては

追い風となっていると考えられる。

しかし、その一方で、多くのIPOが小粒にとどまっており、資金調達によって成長を実現するという市場本来の機能を十分に発揮できていないとの指摘も存在する。こうした意見を受けて、2024年1月に開催された市場区分の見直しに関するフォローアップ会議においては、グロース市場の上場基準の引き上げが今後の検討課題として掲げられた。

スタートアップの持続的な成長を実現するエコシステムのありようはまだまだ模索の過程にあり、IPOをめぐる環境や制度の動向は流動的である。しかし、スタートアップの成長が日本経済の発展に寄与するものであり、それをエコシステム全体で支えていく必要があることは、衆目の一致するところである。こうした状況のなか、IPOを目指すスタートアップやそれを支えるエコシステムの関係者は、今後の環境や制度の動向を注視し歩調を合わせつつも、過度に振り回されることなく、持続的な成長を実現し企業価値を向上させる打ち手を考えていくことが重要である。

以上

サステナビリティ情報開示

TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）最終提言の概要と対応のポイント

デロイト トーマツ リスクアドバイザーズ合同会社 せきざき ゆういちろう 関崎 悠一郎

1. はじめに

2023年9月に自然関連財務情報開示タスクフォース (Taskforce on Nature-related Financial Disclosures、以下「TNFD」という) の最終提言が公表された。

TNFDは、自然に関して企業が情報開示するためのフレームワークを開発する国際イニシアチブである。2020年7月にUNDP (国連開発計画)、WWF (世界自然保護基金)、UNEP FI (国連環境開発金融イニシアチブ)、英国環境NGOのグローバル・キャンピの4団体によって設立された。設立の背景には、気候関連課題に続き、生物多様性を含む自然環境の悪化による経済活動への負の影響が危惧されはじめ、その対応に関する経済界での関心の高まりがある。

TNFDの目的は、企業が事業に関する自然関連リスク・機会を適切に評価及び管理し、標準化されたフレームワークに沿って発信することを通して、世界の資金の流れをネイチャーポジティブに向かわせることである。気候関連のフレームワークである気候関連財務情報開示タスクフォース (以下「TCFD」という) をベースとしつつ、過去4回のベータ版フレームワークに対するフィードバックを反映して最終化された。自然に関する分析のアプローチである「LEAP」や、開示推奨事項、開示すべき指標群などが整理されたものの、分析範囲の広さ、データ取得の難しさなどから、企業における対応は中長期的かつ段階的なアプローチになると考えられる。2024年1月現在、グローバルのサステナビリティ情報開示基準としてIFRS S1 (全般的な要求事項)、S2 (気候関連開示) に続くS3のテーマ候補として、生物多様性・生態系・生態系サービス (BEES) が検討されている中、企業における対応が時間を要することを考慮すると、TNFDのフレームワークに沿った自然関連課題への対応が求められることになる。

2. 最終提言の概要

最終提言の主なポイントは、(1)一般要件及び開示推奨項目、(2)LEAPアプローチとガイダンス、(3)開示指

標、(4)シナリオ分析、の4つである。以下、それぞれの概要を説明する。

(1) 一般要件及び開示推奨項目

TNFDでは、フレームワークを適用する際にセクターを問わず組織が考慮すべき一般的な要件として、以下の6つが示されている。

- ①マテリアリティの適用
 - ※TNFDはISSB (国際サステナビリティ基準審議会) の重要な情報 (material information) の定義をベースラインとして使用することを推奨
- ②開示の範囲 (個社あるいはグループ全体、地域など)
- ③自然関連課題の所在 (組織の自然との接点に関する地理的要因を考慮する)
- ④その他サステナビリティ関連開示との統合 (気候変動とのトレードオフなど)
- ⑤考慮された時間軸 (短期・中期・長期で検討する)
- ⑥先住民族・地域社会・影響を受けるステークホルダーが、組織の自然関連課題の特定と評価に関与する

TNFDにおける14の開示推奨項目は、TCFDと同様に、4つの柱 (ガバナンス、戦略、リスクと影響の管理、指標と目標) で構成されている。11の開示推奨項目から構成されていたTCFDから追加された項目は以下の3つである。(図表1)

- 【ガバナンス-C】ステークホルダーに関する組織の人権方針及びエンゲージメント、またその監督に関する説明
- 【戦略-D】バリューチェーン上の優先地域 (priority locations、重要な地域と影響を受けやすい地域) の説明
- 【リスクと影響の管理-A. (ii)】バリューチェーン上流・下流における自然への依存と影響、リスクと機会の特定期間・評価・優先順位付けしたプロセス

【図表1】 TNFDの開示推奨項目¹

要求項目	ガバナンス	戦略	リスクと影響の管理	指標と目標
概要	自然関連の依存と影響、リスク・機会に係る組織のガバナンスを開示する	自然関連のリスクと機会が、組織の事業・戦略・財務計画に与える重要な影響を開示する	組織が自然関連の依存と影響、リスク・機会をどのようなプロセスで特定・評価・優先順位付けとモニタリングしているかを開示する	自然関連の依存と影響、リスク・機会を評価・管理する際に使用する指標と目標を開示する
推奨される開示内容	A. 自然関連の依存と影響、リスク・機会についての取締役会による監視体制の説明をする	A. 組織が特定した、短期・中期・長期の自然関連の依存と影響、リスク・機会を説明する	A. (i) 直接操業における自然関連の依存度・影響、リスク・機会を特定・優先順位付けするための組織のプロセスを説明する	A. 組織が、自らの戦略とリスク管理プロセスに即し、自然関連のリスクと機会を評価・管理する際に用いる指標を開示する
	B. 自然関連の依存と影響、リスク・機会を評価・管理する上での経営者の役割を説明する	B. 自然関連の依存と影響、リスク・機会が組織の事業・戦略・バリューチェーン・財務計画に及ぼす影響及び検討されている移行計画や分析を説明する	A. (ii) バリューチェーンの上流・下流における自然関連の依存と影響、リスク・機会を特定・優先順位付けするための組織のプロセスを説明する	B. 組織が自然への依存と影響を評価・管理する際に用いる指標を開示する
	C. 自然関連の依存と影響、リスク・機会に対する組織の評価と対応において、先住民、地域社会、影響を受けるその他の利害関係者に関する組織の人権方針と活動及び取締役会と経営陣による監督について説明する	C. 様々な自然関連シナリオを考慮しながら、組織の戦略のレジリエンスについて説明する	B. 自然関連の依存・影響、リスク・機会を管理するための組織のプロセスを説明する	C. 組織が自然関連の依存と影響、リスク・機会を管理するために用いる目標及び目標に対する実績について説明する
		D. 優先地域にある組織の直接操業に関する資産や事業活動、また可能であればバリューチェーンの上流・下流を開示する	C. 自然関連の依存度・影響、リスク・機会を識別・評価・管理するプロセスが組織の統合的リスク管理においてどのように統合され、そのプロセスにおいて考慮されているかを説明する	

※網かけはTCFDから追加された項目

(2) LEAPアプローチとガイダンス

TNFDでは、自然への影響と依存、リスク及び機会の評価において活用できるLEAPアプローチが提案されている。LEAPとは、Locate（自然との接点の発見）、Evaluate（依存と影響の診断）、Assess（重要リスク・

機会の評価）、Prepare（対応と報告への準備）の頭文字をとったものである。この自然に関する統合的なアプローチに沿って分析を進めることで、TNFDの開示推奨項目に対応した情報も一定は整理される（図表2）。

1 Recommendations of the Taskforce on Nature-related Financial Disclosures (2023年9月)

【図表2】 LEAPアプローチの概要²



(3) 開示指標

TNFDでは、開示が必要な指標として「コアグローバル指標」と「コアセクター指標」、開示が推奨される指標として「追加指標」が整理されている。

最終提言では、「コアグローバル指標」について、自然への依存と影響に関する9つの指標と自然関連のリスク・機会に関する5つの指標の計14の指標に整理された

(図表3)。また、「コアグローバル指標」は原則すべての項目を開示することが求められており、開示できない場合はその理由を説明すべきとしている。一方で、直ちにすべての指標について開示することが期待されているわけではないため、まずは開示可能な範囲での対応が想定される。

2 Recommendations of the Taskforce on Nature-related Financial Disclosures (2023年9月)

【図表3】 コアグローバル指標の一覧（セクター共通）³

依存・影響に関するコア開示指標			リスク・機会に関するコア開示指標	
番号	指標	概要	番号	指標
C1.0	土地利用フットプリント	組織が管理する総面積 (km ²)、総改変面積 (km ²)、総復元・再生面積 (km ²)	C7.0	自然関連の移行リスクに対して脆弱であると評価される資産、負債、収益及び費用の価値 (合計及び合計に対する割合)
C1.1	陸・淡水・海洋利用の変化	・土地/淡水/海洋生態系の利用変化の範囲 (km ²): 生態系と事業活動の種類、陸上/淡水/海洋生態系の保全又は再生の範囲 (km ²) ・持続可能に管理されている陸・淡水・海洋生態系の範囲 (km ²)、生態系の種類、事業活動の種類	C7.1	自然関連の物理的リスクに対して脆弱であると評価される資産、負債、収益及び費用の価値 (合計及び合計に対する割合)
C2.0	種類別に土壌に放出された総汚染物質	汚染物質の種類 (トン) に関する分野別ガイダンスを参照して、種類別に土壌に放出された総汚染物質	C7.2	負の自然関連の影響によるその年の重要な罰金/罰金/訴訟措置の説明と金額
C2.1	排水量と排水中の主要汚染物質濃度	汚染物質の種類に関する分野別ガイダンスを参考に、種類別に排出された排水中の主要汚染物質の排出量 (合計、淡水、その他) (立方メートル又は同等) と濃度	C7.3	政府又は規制当局のグリーン投資タクソノミー、第3者産業もしくはNGOタクソノミーを参照して、機会の種類別に自然関連の機会に向けて展開された資本支出、資金調達又は投資の価値。
C2.2	有害廃棄物の総発生量	分野別の廃棄物の種類に関するガイダンスを参照した、種類別の有害廃棄物の総発生量 (トン)	C7.4	自然への明らかなプラスの影響をもたらす製品とサービスからの収入の増加と割合と影響の説明
C2.3	プラスチック汚染	使用又は販売されたプラスチック (ポリマー、耐久消費財、包装材) の総重量 (トン) を原料含有量に分解して測定したプラスチックフットプリント		
C2.4	非GHG大気汚染物質総量	種類別の非GHG大気汚染物質の総量: 1. 粒子状物質 (PM 2. 5及び又はPM10) (トン) 2. 窒素酸化物 (NO 2、NO及びNO 3) (トン) 3. 揮発性有機化合物 (VOC又はNMVOC) (トン) 4. 硫黄酸化物 (SO 2、SO、SO 3、SOX) 5. アンモニア (NH3) (トン)		
C3.0	水ストレス地域からの取水と消費	水ストレス地域からの総取水量及び総消費量 (立方メートル又は同等量)		
C3.1	陸・海・淡水由来のリスクの高い天然物の量	商品の種類に関する分野別ガイダンスを参考に、陸・海・淡水から調達される高リスクの天然商品の量を種類別に分けたもの (絶対値 (トン)、全体に占める割合 (前年比))		

(4) シナリオ分析

開示推奨項目の【戦略-C】では、シナリオ分析に関して、「自然関連のリスクや機会に対する組織戦略のレジリエンスを説明する際には、さまざまなシナリオを検討する」ことが求められている。最終提言では、TCFDのシナリオ分析ガイダンスを元にシナリオ分析に関するガイダンスが示され、気候変動と自然を統合的に考えることができるようにされている。

TNFDは、物理的リスクと移行リスクに密接に関連する2軸のアプローチを利用したシナリオを考案すること、そして初期の演習として、専門家との参加型ワークショップを開催することからのスタートを推奨している。シナリオ分析のガイダンスでは、この演習を実施す

るための段階的なアプローチが示されている。なお、最終提言 (v1.0) の時点では、既存の気候シナリオに匹敵するような定量的なシナリオは開発中となっている。ネイチャーポジティブに関する国際目標である昆明・モントリオール生物多様性枠組 (Global Biodiversity Framework) で採択されたターゲットとシナリオとの統合は、まだ初期段階とされている。

また、TNFDは今後の対応として、気候変動リスクなどに係るNGFS (金融当局ネットワーク) や他のパートナーと協力し、より高度なアプローチの開発に関心を持つ金融機関や多国籍企業のための、シナリオ分析に関するガイダンスを作成するとしており、2023年12月には関連するディスカッションペーパーを公表した。

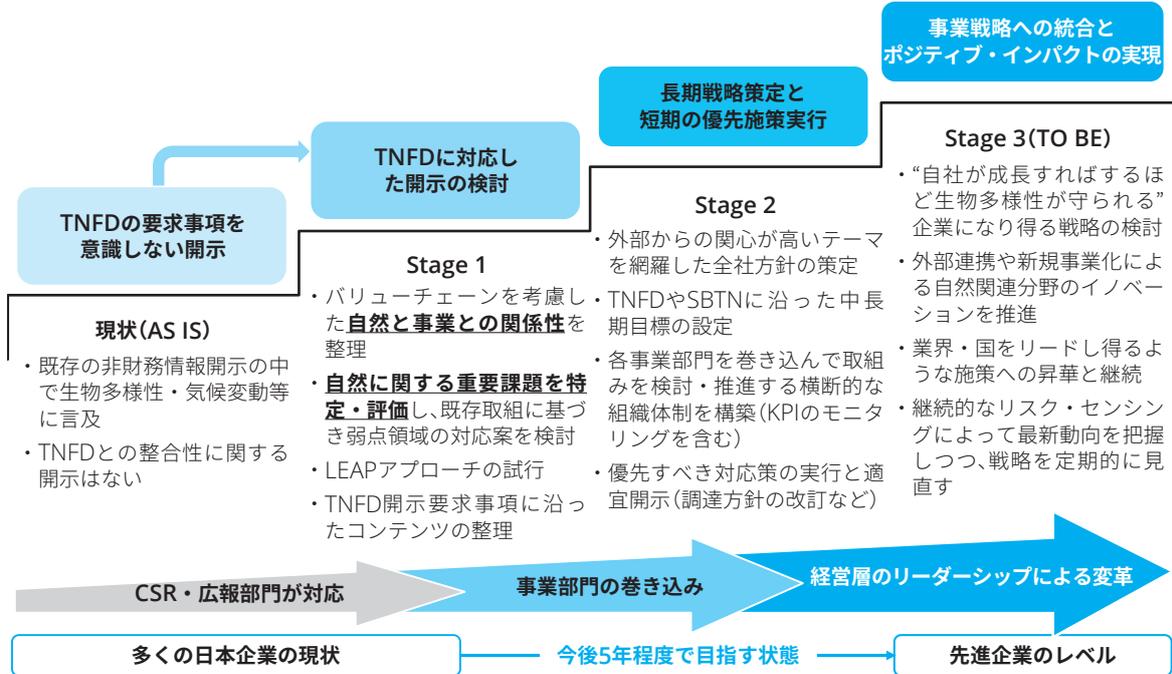
³ Recommendations of the Taskforce on Nature-related Financial Disclosures (2023年9月)

3. 企業における対応のポイント

TNFD最終提言により、ネイチャーポジティブに向けた企業のアプローチや開示の枠組みは定まった。しかし、そもそもTNFD対応には、(1)科学的な専門用語や概念をビジネス上の決定に置き換えることの難しさ、

(2)考え方が広範かつ複雑であること、(3)適切なデータ取得が難しいこと、といった企業実務における課題が多い。TNFDを含めた自然関連課題への対応は、段階的に進めていくことが望ましいといえる。まずはできるところから始め、徐々に開示内容を充実させていく方法が、最終提言においても許容されている(図表4)。

【図表4】 自然関連課題への段階的アプローチ



以上

業種別委員会研究資料第2号

「Web3.0 関連企業における監査受嘱上の課題に関する研究資料」の概要（第1回）

たかやま ともや
公認会計士 高山 朋也

1. はじめに

日本公認会計士協会は、2023年11月20日に業種別委員会研究資料第2号「Web3.0 関連企業における監査受嘱上の課題に関する研究資料」（以下「本研究資料」という。）を公表した。本研究資料の概要を2回に分けて紹介する。

本研究資料は、はじめに研究資料を公表する経緯の説明の後、大きく2部構成になっている。第1部では、監査受嘱に際しての留意事項及び会計処理等の判断が難しいと考えられているトークン発行に係る監査上の課題について言及している。第2部では、その他の監査上の課題について広く記載するため、トークン保有上の課題、NFT (Non-Fungible Token) 及びSAFT (Simple Agreement for Future Token) 等に関連する論点並びにその他の論点について、事例とともに言及している。第2部ではまた、ブロックチェーンの技術的な仕組み及び関連する固有リ

スクを紹介し、関連する内部統制や監査手続実施にあたっての留意事項を紹介している。第1回の本稿では第1部までの概要を解説する¹。第2回では第2部の概要を解説する。

(1) Web3.0 ビジネス及びトークンの類型

本研究資料の対象であるWeb3.0 ビジネスに明確な定義はないが、本研究資料では、Web3.0 ビジネスの特徴として、パブリック型ブロックチェーンを基盤として、暗号資産やNFT (Non-Fungible Token) などのトークン（電子的な記録・記号）を、金銭的なインセンティブ、財又はサービスの利用の対価、財産権を表章する手段として活用するビジネスである点に言及している。

トークンの類型に関して、我が国における法律上の定義との関係では下記図表1のように整理することができる。

【図表1】 トークン等の法律上の定義とトークン類型の整理

根拠法	法律上の定義	主要なトークン類型等の通称	会計基準の定め (保有者)	会計基準の定め (発行者)
金融商品取引業等に関する内閣府令	電子記録移転有価証券表示権利等	投資型トークン (※1)	実務対応報告第43号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」(株式会社を前提とした取扱い)	
資金決済に関する法律 (以下「資金決済法」という。)	暗号資産	その他権利型トークン (※2) 無権利型トークン (※3) ステーブルコイン (※4)	他者発行 実務対応報告第38号「資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱い」(以下「実務対応報告第38号」という。) 自己発行 該当なし	該当なし
	電子決済手段	ステーブルコイン (※4)	実務対応報告第45号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」(※4)	
なし	なし	SAFT (※5)、 NFT (※6) など	該当なし	

¹ 本研究資料は2023年9月に公表された公開草案に寄せられたコメントを踏まえて公表されたものであるが、内容面で大幅な見直しは行われていない。本稿では会計情報2023年10月号掲載の公開草案の解説記事から若干の変更を行っており、主な変更点に下線を付している。

：本研究資料の調査対象

- ※1 投資型トークンとは、発行者が将来的な事業収益等を分配する債務を負っているとされるものをいう（出典：金融庁2018年12月公表「仮想通貨交換業等に関する研究会」報告書（以下「研究会報告書」という。））。
 - ※2 その他権利型トークンとは、発行者が将来的に物・サービス等を提供するなど、将来的な事業収益等を分配する債務以外の債務を負っているものをいう（出典：研究会報告書）。その他権利型トークンには、いわゆる、ユーティリティトークン、ガバナンストークン又は複数の性質を持つハイブリッドトークンと言われるものが含まれると考えられる。
 - ※3 無権利型トークンとは、発行者が何ら債務を負っていないとされるものをいう（出典：研究会報告書）。無権利型トークンには、ビットコインなどのいわゆるペイメントトークンと言われるものが含まれると考えられる。
 - ※4 ステーブルコインとは、特定の資産又は特定の資産バスケット若しくはプールに相関する安定した価値の維持を目指す暗号資産（crypto-asset）²である（出典：Financial Stability Board “The Financial Stability Risks of Decentralized Finance”（February 16, 2023） Glossary）。
ステーブルコインのうち、電子決済手段が2022年6月3日成立の改正資金決済法第2条第5項にて定義されている。このうち、改正資金決済法第2条第5項第1号から第3号に規定される電子決済手段については、いわゆるデジタルマネー類似型として、法定通貨の価値と連動した価格で発行され、発行価格と同額での償還を要するものが想定されている。ステーブルコインのうち、デジタルマネー類似型以外の、例えば、アルゴリズムで価値の安定を試みるものは、現時点では改正資金決済法第2条第5項第4号に規定される電子決済手段となる可能性があるが、これに該当するものとして定められているものはない。これらのうち、改正資金決済法第2条第5項第1号から第3号に規定される電子決済手段に関する会計上の取扱いについては、企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という。）から2023年11月17日に実務対応報告第45号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」が公表されている。
 - ※5 SAFTとは、Simple Agreement for Future Tokenの略で、将来発行されるトークンに対する保有者の権利を表章する合意をいう（出典：EFRAG “Discussion Paper On Accounting For Crypto-Assets (Liabilities)”（July 2020） Appendix 2 paragraph A2.39）。発行者の立場からは、SAFTは将来発行されるトークンを割当て購入できる権利と引換えに資金調達を行う方法として利用される。
 - ※6 NFTとはNon-Fungible Tokenの略で、日本語では非代替性トークンと呼ばれ、ブロックチェーンのデータに付与された固有のIDをいう。NFTは商品性によって、金融規制の適用を受ける可能性があるが、一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会（JCBA）は、「NFTビジネスに関するガイドライン」を定め、企業がNFTを利用した事業やサービスの提供に当たり、NFTが資金決済法、金融商品取引法等の規制を受けるかどうか検討するため、NFTの法的性質に関するガイドラインを提供している。
- （出典：本研究資料8～10頁）

2. 本研究資料の公表の経緯

Web3.0 関連企業の監査受嘱が進まないという声を受け、日本公認会計士協会は、会員への実態調査を行い、Web3.0 特有の監査上の課題を認識した。また、日本公認会計士協会は、「Web3.0 関連企業の会計監査に関する勉強会」の一環で実施した企業等からのヒアリングを踏まえ、監査受嘱に当たり監査人がどのような観点で受嘱を検討しているかについて、事業者とのコミュニケーションが不足しているのではないかと課題を認識した。そのため、日本公認会計士協会は、本研究資料の公表を通じて、Web3.0 企業に特有の監査上の課題を明らかにすることで、監査人が監査受嘱を検討する上での一助にするとともに、監査人が経営者とのコミュニケーションに本研究資料を利用することで事業者との対話を深め、事業者と監査人の相互理解が促進されることを期待している。

3. Web3.0 企業の監査受嘱上の留意事項

本研究資料は、監査受嘱に際しての留意事項として、Web3.0 企業に特有のものを以下の通り示している。これらの事項は、監査を実施する際にも留意すべき事項と考えられる。

(1) ビジネスの実態及び法規制への対応状況の把握

Web3.0 ビジネスは、新しいビジネスで様々な形態が存在するため、適用される法規制が明確ではない場合³がある。そのため、監査人は、監査受嘱に当たり、経営者が、適切な法律専門家等の起用を通じて、関連する法規制を把握し、法規制を遵守する体制を構築しているか、また、実際に遵守しているか評価する必要がある。

また、トークンの性質上、日本国外の取引先とのトークンの売買やトークンでの決済等のクロスボーダー取引

2 ここでいう暗号資産はcrypto-assetの日本語訳であり、改正資金決済法第2条第14項に規定する暗号資産より広い意味合いで用いられている。

3 例えば、米国では、トークンが米国証券法の証券に該当するかが論点になる。Securities and Exchange Commission（以下「SEC」という。）は、2020年12月に暗号資産XRPは米国証券法の証券に該当するため、無登録の証券を販売したとして販売者に訴訟を起こすなど、トークンを証券であるとSECが評価する事例が複数存在する。米国における証券への該当性については、SECよりガイダンス（SEC.gov | Framework for “Investment Contract” Analysis of Digital Assets(https://www.sec.gov/corpfin/framework-investment-contract-analysis-digital-assets)）が公表されており、判定手法としてHoweyテストに言及されている。Howeyテストとは、1946年のHowey社を被告とした訴訟において、同社による土地販売行為が1933年証券法第2条(a)(1)に定める「投資契約（investment contract）」に該当するか否かが争点となった際に、裁判所が複数の判断基準を定めた上で行った判定方法であり、米国でトークン等の発行者が法律専門家から入手する意見書において、トークン等が有価証券に該当するか否かの判断をする際に使用されている実務がある。

(国際間取引)が容易に実行可能である。そのため、監査人は、クロスボーダー取引の重要性が高い状況などにおいて、トークンの発行者が、国内だけでなく諸外国の法規制を遵守しているか、評価を行う必要がある点に留意する。

さらに、トークンが資金決済法の暗号資産に該当する場合、当該トークンを業として売却又は他の暗号資産と交換する行為は、暗号資産交換業に該当し、暗号資産交換業者としての規制対応が必要になる(金融庁事務ガイドライン16. 暗号資産交換業者関係II-2-2-8-1)。暗号資産交換業者は、テロ資金供与やマネー・ローンダリングといった組織犯罪等への利用を防止するための体制整備等も要求されることになる。また、一般社団法人日本暗号資産取引業協会の「新規暗号資産の販売に関する規則」は、トークン発行時及び発行後の継続的な情報開示、調達資金の適切な管理等の規制をトークンの発行者に課している。

なお、日本においては、IEO (Initial Exchange Offering) という制度が利用されるケースがあるが、この制度では、トークンの発行者は、暗号資産交換業者にトークンの販売を委託することになる。そのため、トークンの発行者の監査人は、監査受嘱にあたっては、トークンの販売者である暗号資産交換業者が事務ガイドラインや「新規暗号資産の販売に関する規則」等を遵守しているかどうか理解する必要がある点に留意する。

(2) 適正な財務報告を作成するための会計処理の前提となる取引の権利及び義務の位置づけと特徴

Web3.0 ビジネスに関連するトークンの発行や保有に関する会計処理を行う場合に困難性を伴うことがある。例えば、実務対応報告第38号においては、資金決済法上の暗号資産の発行の会計処理が定められていない(第3項)。適用する会計基準の定めがない場合には、企業は、取引の経済的実態に応じて会計処理を決定する必要がある。そのため、企業は、適切な法律専門家や会計専門家を活用して、トークンの発行者や保有者(一次所有者、二次流通以降の購入者)など関係者の権利及び義務をホワイトペーパー、発行者と保有者の契約書、トークン利用規約等で明確化し、当該権利及び義務は法的に強制力があるのかどうか評価し、適切に会計処理を実施する体制を整備する必要がある。監査人は、かかる体制が整備されているかどうか評価する必要がある。

(3) 内部管理体制の整備、内部統制の構築

監査人は、適正な財務報告を実施するための情報システムを含めた内部統制の整備及び運用、適切な内部監査

の体制等が整備されていることを確認する必要がある。監査人は、企業のサイバー・セキュリティ管理体制、秘密鍵の管理体制、ブロックチェーンの記録を適切に収集し、トークンの取引や残高を記録する体制などを評価し、監査の実施可能性を検討する必要がある。また、企業が、例えば、システム開発や運用のため、あるいは、カスタディアンとして、外部委託先を利用する場合にも、監査人は、企業の外部委託先管理体制を評価し、監査の実施可能性を検討する必要がある。

(4) 経営者の誠実性、法令遵守体制の確保

賭博性のある事業や公序良俗に反する可能性がある事業、違法行為ではないが何らかの法令・規制逃れを目的として設計している場合、その他経営者の誠実性に疑念が抱かれる場合には、監査の受嘱が困難になる。

(5) 監査時間の確保

Web3.0 ビジネス企業の監査においては、上述のような課題の検討に時間を要することが想定され、監査工数の見積りに当たって十分な時間の確保が必要となる。監査人は、企業の理解を得るために必要な監査工数についての丁寧な説明とコミュニケーションを実施することが望ましい。

4. トークンの発行に係る監査上の課題

上述の通り、Web3.0 企業の監査受嘱を難しくしている理由の一つにトークン発行に係る会計処理の判断の困難さが挙げられる。そのため、本研究資料では、2022年3月15日にASBJから公表された「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICO⁴トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」(以下「論点整理」という。)において識別された論点並びに権利及び義務の特定に関する論点を示している。

(1) 論点整理の考え方及び寄せられたコメント

論点整理においては、ICOトークンの会計処理を検討するにあたり、発行者が何ら義務を負担していない場合と発行者が何らかの義務を負担している場合に分類した上で、それぞれの会計処理の考え方を示している(第29項)。

① ICOトークンの発行者が何ら義務を負担していない場合の会計処理

ICOトークンの発行者が何ら義務を負担していない場合の会計処理については、認識すべき負債は存在せず、対価の受領時にその全額を利益に計上するという

4 ICOはInitial Coin Offeringの略称である。研究会報告書によれば、ICOについて明確な定義はないが、一般に、企業等がトークンと呼ばれるものを電子的に発行して、公衆から法定通貨や仮想通貨の調達を行う行為を総称するものとされている。論点整理では、【図表1】の資金決済法上の暗号資産に該当するICOトークンを対象として、その発行及び保有に関する論点について取り扱っている(第7項)。

考え方が示されている（第31項）。

② ICOトークンの発行者が財又はサービスを提供する義務を負担している場合の会計処理

ICOトークンの発行者が財又はサービスを提供する義務を負担している場合の会計処理については、ICOトークンの発行取引の実態をどのように捉えるのかが論点であるとしており、(a)契約自由の原則の下で自発的に発生した独立第三者間取引においては経済的に等価交換が成立しているものとして取り扱うとする考え方（第34項）と、(b)提供する財又はサービスの価値が調達した資金の額に比して著しく僅少であるケースの存在をICOトークンの発行取引の実態を示す特徴の一つとして捉え、当該取引を会計上適切に描写するため、等価交換が常に成立しているものとしては取り扱わないとする考え方（第35項）が示されている。

(a)の考え方においては、例えば現金など客観的に信頼性をもって測定可能なものを対価としてICOトークンを発行する場合、発行者が負担する義務に係る負債を対価の時価で測定することになり、その結果、発行時において差額としての利益（又は損失）が生じることはない（第34項）。

(b)の考え方においては、契約によって生じた権利及び義務をそれぞれ独立に時価で評価し、それぞれの評価額に差がある場合に当該差額を発行時に利益（又は損失）として計上することになる（第35項）。

また、論点整理に対して各種団体及び個人から寄せられたコメントが公表されているが、発行者が何らかの義務を負担している場合の会計処理については、様々な意見が記載され、(a)の考え方を支持する意見、(b)の考え方を支持する意見の双方があった。また、(a)と(b)の考え方を取引の実態に応じて適用すべきとの意見や、原則として(a)の考え方を支持しながらも(b)の考え方で会計処理することが適切なケースがあるかどうかについて分析が必要との意見があった。

(2) トークンの発行者及び保有者の権利及び義務の特定に関する論点

上述の(a)及び(b)のいずれの考え方を採用するにしても、会計処理を検討するにあたっては、発行者と保有者の権利及び義務（関連する法令の適用を含む。）を特定する必要がある。

この点、資金決済法上の暗号資産に該当するICOトークンの発行においては、発行者がトークンの性質やプロジェクトの内容の詳細を説明することを目的としてホワイトペーパーを公表するが、様々な免責事項が記載される事例がある。そのため、ホワイトペーパーの法的な強制力の問題から、発行者と保有者の権利及び義務の特定が難しいという実務上の課題がある。

発行者と保有者の権利及び義務の特定にあたっては、ホワイトペーパーの法的強制力の評価及びホワイトペーパー以外に発行者や保有者の権利及び義務を定める契約の識別等を実施した上で、例えば、以下の事項を明確化する必要がある。

- ・発行者が提供する財又はサービスと発行者及び保有者の権利義務関係
- ・提供する財又はサービス等の内容や提供期間、提供する財又はサービス等と発行者が獲得する対価との対応関係
- ・発行者が保有者に財又はサービス等を提供できない場合のペナルティ等の義務
- ・その他、保有者に利益もしくは不利益を与えると考えられる契約

(3) 監査上の課題

監査人は、識別された権利及び義務がホワイトペーパーやその他の契約及び法律専門家による見解書などによって裏付けられることや、識別された権利及び義務に基づく経営者による会計判断が適切であることを検討する。また、取引段階から会計処理に必要な権利義務関係を明確にすることを可能とする内部管理体制の整備及び内部統制の構築がなされていることを確認する。

以上

ASBJ：実務対応報告公開草案第68号（実務対応報告第44号の改正案）「グローバル・ミニマム課税制度に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い（案）」の公表

『会計情報』編集部

企業会計基準委員会（ASBJ）は、2024年1月24日に、実務対応報告公開草案第68号（実務対応報告第44号の改正案）「グローバル・ミニマム課税制度に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い（案）」を公表した。

2021年10月に経済協力開発機構（OECD）/主要20か国・地域（G20）の「BEPS包摂的枠組み（Inclusive Framework on Base Erosion and Profit Shifting）」において合意が行われたグローバル・ミニマム課税のルールには、所得合算ルール（Income Inclusion Rule（IIR））、軽減税所得ルール（Undertaxed Profits Rule（UTPR））及び国内ミニマム課税（Qualified Domestic Minimum Top-up Tax（QDMTT））がある。このうち、所得合算ルール（IIR）に係る取扱いが2023年3月28日に成立した「所得税法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第3号）において定められたことに対応して、ASBJは、2023年3月に実務対応報告第44号「グローバル・ミニマム課税に対応する法人税法の改正に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い」において当面の取扱いを公表した。

我が国においては、グローバル・ミニマム課税制度を導入するための法人税法の改正は数年にわたって行われる予定であり、令和6年度の税制改正において所得合算ルール（IIR）に係る取扱いの見直しが予定されている。また、軽減税所得ルール（UTPR）に係る取扱い及び国内ミニマム課税（QDMTT）に係る取扱いについては今後の税制改正での法制化が予定されているものの、国際会計基

準審議会（IASB）が2023年5月に公表した「国際的な税制改革—第2の柱モデルルール（IAS第12号の修正）」では、所得合算ルール（IIR）のみならず、軽減税所得ルール（UTPR）及び国内ミニマム課税（QDMTT）も含めて、第2の柱モデルルールの適用から生じる繰延税金資産及び繰延税金負債を認識しないこととしている。このため、ASBJにおいても、所得合算ルール（IIR）に係る取扱いのみならず、軽減税所得ルール（UTPR）及び国内ミニマム課税（QDMTT）等の取扱いが今後法制化された場合のこれらの取扱いも含めたグローバル・ミニマム課税制度に係る税効果会計の取扱いについて検討が行われた。

2024年1月23日開催の第518回企業会計基準委員会において、標記の「グローバル・ミニマム課税制度に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い（案）」（以下「本公開草案」という。）の公表が承認され、2024年1月24日に公表されている。

本公開草案のコメント募集期間は、2024年2月26日までとされている。

詳細については、ASBJのウェブページ（[実務対応報告公開草案第68号（実務対応報告第44号の改正案）「グローバル・ミニマム課税制度に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い（案）」の公表](#) | [企業会計基準委員会：財務会計基準機構（asb.or.jp）](#)）を参照いただきたい。

以上

iGAAP in Focus財務報告

Closing Out—報告の重点領域

注：本資料はDeloitteのIFRS Global Officeが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。

この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレター¹をご参照下さい。

トーマツIFRSセンター・オブ・エクセレンス

企業は、引き続き不確実なマクロ経済及び地政学的環境による重大な不確実性に依然として対処している。それらには、気候変動、高金利及びインフレ、エネルギー安全保障上の懸念、サイバー攻撃、ロシア・ウクライナ戦争などの国際紛争及び緊張が含まれる。投資家及び規制当局は、企業がこの困難な状況にどのように対処しているかについて透明化を確保することを期待している。

本iGAAP in Focus「Closing Out」では、現在の環境を考慮して、関連性がある可能性のある財務報告の問題を示し、規制上の焦点となる分野及び会計基準の最近の変更、一貫性があり、比較可能で適時なサステナビリティ及び気候関連情報に対する投資家の需要の高まりについても強調している。

不確実性と財務報告

全般的なインフレと金利上昇

多くの経済における高水準のインフレ率と市場金利は、将来のキャッシュ・フローの予測と現在価値の計算に依存する財務報告の複数の側面に影響を与える。

非金融資産の減損に関して、IAS第36号「資産の減損」は、資産が減損している可能性を示す兆候として、市場金利の上昇を識別している。これは常に当てはまるとは限らない。例えば、市場金利の上昇が問題となっている資産の適切な割引率に影響を及ぼさない場合（例えば、短期金利の変動が長期資産に要求される収益率に影響を及ぼさない場合）、又は企業が顧客に請求する価格を通じて、より高い金利を回収することを見込んでいる場合、又は金利の上昇が小さく、資産の回収可能価額が帳簿価額を上回るヘッドルームについて懸念が生じることがない場合である。しかし、減損損失の可能性は見逃してはならず、金利の全般的な上昇は、完全な減損レビューが要求されるかどうかを適切に検討することにつながるはずである。

インフレは、廃棄義務のような長期引当金の測定に影響を与える可能性がある。企業は、引当金の測定に使用するインプットが、インフレの影響を組み込む際に整合したアプローチに従うことを確保しなければならない。インフレの影響を含む名目キャッシュ・フローは名目レートで割り引くべきであり、インフレの影響を除いた実質キャッシュ・フローは実質レートで割り引かなければならない。

インフレとその結果としての生活費の増加は、製品が手頃な価格でなくなる可能性がある（生産コストの増加又は顧客の購買力の低下のいずれかのため）。正味実現可能価額への棚卸資産の評価減、及び利益を得て販売できない棚卸資産の購入コミットメントに関する不利な契約負債の認識が要求される場合がある。インフレ、特に昇給率は、IAS第19号「従業員給付」に基づいて会計処理される確定給付債務の測定に織り込まれる重要な数値計算上の仮定でもある。インフレが見積りの不確実性の主要な発生要因である場合、企業は、感応度分析のような、IAS第1号「財務諸表の表示」125項から133項で要求される情報を開示する必要性を検討しなければならない。

金利とインフレの両方が、IFRS第16号「リース」に基づくリース負債及び使用権資産の測定に影響を与える可能性がある。また、借手の債務返済能力が低下するため、信用損失への追加のエクスポージャーにつながる可能性があり、その結果、次のようになる。

- 借手の生活費の増加により債務不履行のレベルが増加する可能性があるとする場合、IFRS第9号「金融商品」に基づいて認識されることとなる予想信用損失が増加する。金融機関が使用する予想信用損失モデルの変更、又はそれらのモデルを補完するための「マネジメント・オーバーレイ」には、財務諸表の利用者が将来のキャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に対する信用リスクの影響を理解できるようにするための開示を伴わなければならない。
- 金融機関以外の企業が、顧客が未払額の支払いに苦闘し、不良債権の増加が見込まれる場合、予想信用損失

1 英語版ニュースレターについては、IAS Plusのウェブサイトをご参照いただきたい。(https://www.iasplus.com/en/publications/global/igaap-in-focus/2023/closing-out-reporting)

はより重大 (significant) になる。

割引率とキャッシュ・フローに使用される仮定は、特定の計算内で内部的に整合しており、異なる目的で実行される計算間で整合していなければならない。

エネルギー価格の変動

エネルギー価格の変動及び気候変動の影響を低減するための対策を講じる法域を背景に、企業は電力購入契約 (PPA) のような再生可能エネルギーの長期契約を締結することが増えている。

フィジカルPPAは、再生可能エネルギー発電施設 (風力発電所や太陽光発電所など) で発電された一定量の電力を、一定期間にわたって固定価格で購入することに合意する契約である。通常、再生可能エネルギー発電施設の所有者又は運営者である売手は、買手の敷地又は買手に代わって送電網に電力を供給することに合意する。通常、買手は再生可能エネルギー発電事業者から再生可能エネルギー・クレジット (REC) も受け取る。再生可能エネルギー源から発電される電力の時期/量は予測可能でない可能性があり、PPAで契約した電力の一部が買手が必要としない時期に生産された場合、買手は売却することが要求される。

PPAがIFRS第16号に基づく発電設備のリースであるかどうか、そうでない場合、契約がIFRS第9号2.4項の「自己使用」の要求事項を満たしているかどうか (その場合、PPAはIFRS第9号に基づくデリバティブではなく未履行契約として会計処理される) の評価を含む、フィジカルPPAの適切な会計処理の評価は複雑になる可能性がある。PPAをどのように会計処理するかの評価では、例えば、買手が売却する電力の頻度又は量が自己使用の要求事項を満たさないかどうかを判断する際に、経営者が重大な判断を下すことが要求される場合がある。したがって、買手は、企業の会計方針を適用する過程で行った判断のうち、財務諸表で認識されている金額に最も重大な影響を与えているものに関する、IAS第1号122項の開示要求を検討しなければならない。さらに買手は、PPAの主要な条件 (例えば、価格、期間及び契約電力量) と、契約を締結する企業の目的を開示することを検討しなければならない。

また企業は、発電量ごとの契約の固定価格と定期的な決済日における電力のスポット市場価格との差額を反映した金額で、定期的に現金で純額決済するバーチャル電力購入契約 (VPPA) を締結する場合もある。通常のVPPAでは、フィジカルPPAと同様に、買手は特定の数のRECを受領する。

フィジカルPPAと同様に、VPPAがIFRS第9号2.4項の「自己使用」の要求事項を満たしているかどうかの評価が要求される。しかし、VPPAでは、契約に基づいて引き渡されるのはRECのみであり、その結果、「自己使用」の評価はRECのみに関連する。電力価格にリンクする変動価格要素は、密接に関連していない組込デリバティブを表す。RECの購入が「自己使用」の要求事項を満た

し、未履行契約として会計処理される場合、密接に関連していない組込デリバティブは、純損益を通じて公正価値 (FVTPL) で別個に会計処理される。理論的には、密接に関連していない組込デリバティブをスポット・レートによる可能性の非常に高い電力の購入のヘッジとして利用するヘッジ関係を確立できるかもしれないが、実務上、契約の量 (想定元本) の変動性により、達成される可能性は低い。

不確実性及び金融リスクの開示

金利及びインフレ・リスク

関連性がある場合、企業は、マクロ経済環境の変化が金融リスク・エクスポージャーにどのように影響するか (特定のローン・コミットメントのような、財政状態計算書で認識されていない一部の金融商品から生じるエクスポージャーを含む)、及びこれらのリスクをどのように管理するかを説明することが期待されている。

例えば、変動金利の金融負債により金利リスクに晒されている企業は、合理的に可能性のある金利の変動によって純損益及び資本にどのような影響があるかを示す感応度分析を提供する必要がある。企業は、合理的に可能性のある金利の変動の範囲が、適切な場合には、最近の金利の変動を反映していることを確保しなければならない。異なるクラスの金融商品に対して別個の感応度分析を提供することが適切な場合がある。

IFRS第7号「金融商品：開示」の40項(c)で要求されているように、企業が感応度分析の作成に使用する手法及び/又は仮定を変更する場合 (例えば、マクロ経済環境の変化に対応して)、当該変更は変更の理由とともに開示される必要がある。

同様に、ボラティリティの高い市場は、リスクの集中度を高める可能性がある。例えば、その借手が借換リスクにさらされている金融機関の場合である (特に、一部の法域の商業用不動産のようなセクター)。企業は、リスク・エクスポージャーの増加に関して追加情報を開示しなければならないかどうかを検討しなければならない。

流動性リスク

企業の流動性リスクを利用者が理解することに役立つように、IFRS第7号は、金融負債の契約上の満期を表形式で開示することを要求しており、重要なことに、流動性リスクをどのように管理しているかの説明を要求している。IFRS第7号B11D項は、満期分析に割引前の契約キャッシュ・フローを反映させ、元本と利息の両方の支払いを含めることを要求している。

企業がサプライヤーに支払うはずだった時期よりも遅い時期に金融機関に支払うオプションを通じて流動性リスクを管理する、サプライヤー・ファイナンス契約によって提供される延長したファイナンスの条件に依存する企業は、当該契約の影響 (例えば、契約条件、財務諸表への影響) が適切に開示されていることを確認しなければならない。実際、金融機関が当該契約を撤回した場

合、特に企業がすでに財政難に陥っている場合、企業の負債を決済する能力に悪影響を与える可能性がある。同様の考慮事項は、ファクタリング契約への依存に関しても関連性がある場合がある。

また、インフレ率と金利の上昇は、融資契約に含まれる特約条項 (covenants) を遵守する企業の能力に影響を与える可能性がある。この場合、企業は、そのような特約条項及び潜在的な違反の影響について、関連性のある開示を提供することを検討しなければならない。

不確実性と公正価値測定及び開示

現在のマクロ経済状況では、公正価値は不確実性のレベルが高まる可能性がある。公正価値の変動は、企業の財政状態及び業績に重要性がある影響を与える可能性がある。例えば、投資不動産が公正価値モデルを適用して会計処理される場合、又はIAS第36号適用の減損テストを実施する目的の資金生成単位 (CGU) の回収可能価額が、処分コスト控除後の公正価値に基づいている場合である。公正価値の測定及び開示は、現在のマクロ経済状況を反映することが重要である。これには、これまで使用していた方法又は仮定の変更が要求される場合がある。

例えば、これまで比較可能な取引に基づいて投資不動産の公正価値を決定していた企業は、不動産市場の活動が低下しているため、関連性のあるデータが限定されていることに気付く可能性がある。その結果、企業は、比較可能な取引アプローチを使用して見積もった公正価値が、その状況における価値の合理的な範囲内にあることを確認するために、追加の評価方法を適用する必要がある場合がある。また、企業は、(評価技法の変更及び公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替のような) 評価測定の重大な変更、及び当該変更の理由を説明する、IFRS第13号「公正価値測定」91項の要求事項を考慮する必要がある。さらに、企業は、還元利回り (capitalisation rate) 及び/又は収益率 (rate of return) のようなすべての主要なインプットの開示に注意し、開示がIFRS第13号の開示目的に準拠していることを確認する必要がある。

IFRS第13号の開示要求は、開示目的のみ実施される公正価値測定にまで拡大することを覚えておくことに価値がある。例えば、IFRS第7号25項は、償却原価で測定された金融資産及び金融負債の公正価値を開示することを企業に要求している (帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている場合を除く)。IFRS第13号で要求される開示には、公正価値ヒエラルキーのレベル、公正価値ヒエラルキーのレベル2及び3に含まれる金融商品の公正価値測定の評価技法及びインプットの説明が含まれる。上記のように、公正価値測定技法の重大な変更及びその理由を説明しなければならない。さらに、金利が上昇する環境下では、金融商品 (特に固定金利の債券) の帳簿価額が公正価値に近似しているという結論は、もはや適切ではない可能性がある。

不確実性とIFRS第9号

予想信用損失

IFRS第9号を適用して、予想信用損失 (ECL) は、負債性金融商品、リース債権、契約資産、引受ローン・コミットメント及び金融保証から生じるキャッシュ不足の現在の確率加重計算を反映している。ECLの見積りでは、現在の経済環境が借手の返済能力に与える影響、特にインフレ、金利上昇、企業の収益性の低下及び家計所得の減少から生じる影響を考慮しなければならない。信用スプレッドの全般的な拡大は、エクスポージャーが12か月ECLから全期間ECLに移行する可能性を高めることにつながる。これは、現在の不確実なマクロ経済環境及び地政学的環境が、エクスポージャーが最初に認識された時点の信用リスクと比較して、信用リスクの著しい増大を招いた可能性があるという事実を反映している。これは、特定のセクター及び地域へのエクスポージャーが、インフレ率及び金利が他のセクターに比べて不均衡な負担を強いられることを反映して、より集中する可能性がある。

ヘッジ会計

取引がキャッシュ・フロー・ヘッジ関係のヘッジ対象として指定されている場合、企業は、その取引が「可能性の非常に高い予定取引」であるかどうか、そうでない場合は、いまだ発生することが見込まれるかどうかを検討する必要がある。そのため、現在の経済環境は、ヘッジ会計を適用する企業の能力に影響を与える場合がある。例えば、金利上昇の結果として発生することがもはや見込まれない将来の債務の発行をヘッジするために金利スワップを使用する場合がある。

企業が、予定取引の可能性がもはや非常に高くはないが、発生がまだ見込まれると判定する場合、企業は、将来に向かってヘッジ会計を中止しなければならない。その他の包括利益にこれまで認識された利得又は損失は、予定取引が発生するまでキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に留保される。予定取引の発生がもはや見込まれない場合には、企業は、ヘッジ手段に関してキャッシュ・フロー・ヘッジ準備金で認識された利得又は損失の累計額を直ちに純損益に振り替えなければならない。

さらに、信用リスクの増大により、ヘッジ手段とヘッジ対象の間の経済的關係から生じる価値変動に信用リスクの影響が著しく優越する場合、ヘッジ関係が、ヘッジ有効性の評価を満たさなくなる可能性がある。そのため、企業は、例えば、現在の環境を理由に相手方のデフォルト・リスクが高まることから、ヘッジ会計の中止につながるかどうかを評価する必要がある。

関連性がある場合、企業は、報告期間中及び報告期間の末日のヘッジ関係の有効性に関する詳細な開示、及び中止したヘッジ関係に関する情報を提供することを検討する必要がある。

財務諸表における気候関連リスク

しばらくの間、規制当局は、企業が直面する主要なリスクと不確実性の説明とともに、企業の事業の業績及び財政状態の進展、バランスのとれた包括的な分析を提供する際に、気候関連事項とその影響に特に注意を払うよう企業に求めてきた（例えば、気候関連の問題はESMA (European Securities and Markets Authority) の共通の施行優先事項²が繰返し取り上げている）。

財務諸表の情報と年次報告書の他の場所で提供される情報との間のつながり (connectivity) を達成することで、企業は財務業績及び財政状態の包括的かつ統合された見通しを提供することができる。気候関連事項の文脈では、つながりは、財務諸表の利用者が気候変動から生じる企業のリスクと機会をよりよく理解するのに役立つ。また、企業がグリーンウォッシングと認識されるリスクを低減することにも役立つ。

ESMAは2023年10月に「The Heat is On : Disclosures of Climate-Related Matters in the Financial Statements」³と題するレポートを公表した。このレポートでは、年次財務報告書の中でつながりを識別するために使用される4つのハイレベルの原則を解説している。

01. 一貫性 (Consistency and coherence) : 仮定が、年次財務報告書の異なる構成要素の中で、また構成要素間で一貫しているように見えるか?
02. 補完性 : 年次財務報告書の非財務セクションに含まれる情報と財務諸表の間に補完性があるか?
03. 相互参照 : 年次財務報告書の異なる構成要素内及び構成要素間のリンクはあるか?
04. 繰返しの回避 : 情報は具体的で財務諸表の理解に有用であるか、それとも単に年次財務報告書の非財務セクションの内容を繰り返すだけであるか?

また、ESMAのレポートは、企業が財務諸表における気候関連事項に関して、より関連性があり透明性の高い情報をどのように提供するかについて、執行機関の見解を示している。特に、本レポートでは、ESMAの一般的な執行優先事項と一貫する気候関連開示の例を提供している。本レポートは欧州の

発行企業を対象としているが、取り扱っているテーマは他の法域の企業にも関心を寄せている。

情報の一貫性

企業は、年次報告書の他の箇所でも気候関連事項に重点が置かれている程度が、財務諸表に適用された判断及び見積りに気候関連事項がどのように反映されているかを一貫しているかどうかを検討しなければならない。財務報告の目的で使用される予測は、報告日における企業の戦略計画及び計画された行動を反映し、報告日における最良の見積りに基づかなければならない（例えば、短期又は中期の行動が、年次報告書に反映されている記載された長期的な脱炭素化コミットメントを達成するために必要な場合）。特に、温室効果ガスの排出削減及び脱炭素化計画のような、気候関連コミットメント及び目標に焦点を当てなければならない。関連性がある場合、企業は財務諸表において、計画された投資及び移行計画の時期及び財務的影響を開示しなければならない。企業の気候関連計画の議論に短期的なコミットメントと長期的な計画及び願望の両方が含まれる場合、これらを互いに区別し、どの確定コミットメントを企業の予算及び会計上の仮定に組み込むかを明確にすることが重要である。

気候関連事項に重要性がある場合、IFRS会計基準が当該事項に明示的に言及していなくても、財務諸表の作成において考慮されることが期待される。投資家又は規制当局は⁴、気候関連事項が、財務諸表にどのように影響するか、どの程度影響するか（又は影響しない）についての説明なしに、（例えば、減損テストで）検討されたことを記述する定型的な開示 (boilerplate disclosures) に満足すると仮定することはできない。例えば、投資家は、財務報告に使用される企業の予測がパリ協定の目標と一致しているかどうかを理解することを望んでいる。⁵異なる気候変動の軌道の下で可能性のあるシナリオ及び可能な結果の範囲は複数ある。企業は、使用する仮定を明確にし、感応度分析をより有効に使用することが重要である。

該当する場合、企業は、（感応度分析を含む）減損テスト又は認識された引当金において使用した仮定と、気候関連のコミットメント、計画及び／又は戦略との間のずれを説明しなければならない。例えば、このようなずれは、企業の気候関連コミットメントが、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」を適用して推定的義務を生じさせず、関連する引当金が認識されていない場

2 ESMAのウェブサイトを参照いただきたい。(https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/library/esma32-63-1320_esma_statement_on_european_common_enforcement_priorities_for_2022_annual_reports.pdf)

3 ESMAのウェブサイトを参照いただきたい。(https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/2023-10/ESMA32-1283113657-1041_Report_-_Disclosures_of_Climate_Related_Matters_in_the_Financial_Statements.pdf)

4 例えば、2023年3月にESMAによって公表された最近の報告「第27回EECSの施行データベースからの抜粋」(項目VII及びVIII)を参照

5 デロイトのA Closer Look「気候変動に関するパリ協定に沿ったコーポレート・レポーティングに対する投資家の需要」が、より詳細に解説している。

合に生じる可能性がある。

非金融資産の減損

気候関連リスク（物理的リスク又は移行リスク）に対するエクスポージャーは、減損の兆候である可能性がある又は資産又は資産グループの回収可能価額を算定する際に使用する見積キャッシュ・フローに影響を与える可能性がある。気候関連リスクが予測キャッシュ・フロー又は割引率に与える影響は、IAS第36号に基づく開示が要求される重要な仮定となる可能性があるが、その場合、主要な仮定及びその予測が企業の将来のキャッシュ・フローに与える影響についての説明を提供しなければならない。

例えば、減損テストの実施に用いるインプットが気候関連事項と関連し、重要な仮定として識別された場合、企業は、使用した定量化された仮定の開示（例えば、アウトプットの価格設定を通じて炭素コストを回収する企業の予想される能力、又は特定の資産の置換えの時期及び金額を含むカーボン・プライシング）、及びそのような定量化の基礎又は情報源（外部証拠に、より大きくウェイト付けしなければならないことに留意する）を考慮しなければならない。

同様に、気候関連事項が、資産の回収可能価額の見積りに用いた事業計画の仮定、事業計画を超えて考慮した期間及び（割引率及び成長率のような）使用した財務的仮定に影響を与える場合にも開示が要求される場合がある。

さらに、IAS第36号は、CGUの使用価値がCGUの資産から生じると見込まれる便益の現在のレベルを維持するために必要なキャッシュ・アウトフローを含めるが、資産の拡張に関連するキャッシュ・アウトフローは除外することを要求している。場合によっては、この2つを区別することは（例えば、脱炭素化計画の一環として）容易ではなく、開示すべき重要な仮定を表す場合がある。

財務諸表の他の分野

また企業は、気候関連事項が財務諸表に与える影響を評価する際に、以下の特定のトピックを考慮する必要がある場合がある。

- 企業が、気候関連事項が事業及び／又は資産及び負債の測定に重要性がある財務的影響を与えるとは見込まれないと結論付けた場合、規制当局は、特にエクスポージャーの高いセクターで事業を行っている場合、実施した評価、行った判断及びそのような結論に達するために使用した期間を開示することを期待している。当該開示は、個々の企業の具体的な状況に合わせて調整しなければならない。

- 法的に要求される又は任意で炭素排出量を相殺することを決定した企業は、その結果として財務業績及び財政状態に与える影響について、適切な開示が行われることを確認しなければならない。これには関連する財務諸表項目（例えば、温室効果ガス（GHG）排出枠又はカーボン・オフセットの資産及び／又は排出量引当金）の認識、測定及び表示に使用する会計方針、企業が参加するスキームの主要な条件と性質、及び所有する、負っている、消費した又は売却したGHGクレジット又は再生可能エネルギー証書の数量が含まれる。
- グリーン・ファイナンス（例えば、ESGインデックス・ローンの発行）を行う金融機関は、財務諸表の利用者が影響を理解し、これらの金融商品に関連する特定のリスクの性質及び程度を評価するために必要な情報の開示を検討する必要がある（例えば、金融商品の主要な特性、帳簿価額、満期、環境規準、それらの金融商品に関連する特定のリスク、キャッシュ・フローへの影響及び感応度、及びこれらのリスクをどのように管理しているか）。また、企業の会計方針の適用に重大な判断が伴う場合、例えば、ESG連動金融資産の契約上のキャッシュ・フローが元本及び／又は元本残高に対する利息の支払いであるかどうかを評価する場合にも、開示が要求される場合がある。

デロイトのA Closer Look「気候変動に関するパリ協定に沿ったコーポレート・レポート・レポートに対する投資家の需要」⁶は、気候に関する投資家の期待の背景と、どの要求事項がIFRS財団の公表物である「In Brief: IFRS基準と気候関連の開示」⁷及び「IASBの教育的資料「気候関連事項が財務諸表に与える影響」⁸によって強調されているか、及びそれらの要求を実務においてどのように適用する可能性があるかについて提供している。

気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）

2017年に公表されてから、TCFDの環境関連財務開示に関する提言は、多くの法域で、強制又は推奨される報告要求に組み込まれている。

IFRSサステナビリティ開示基準及び欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）は、TCFD提言を組み込んで基礎としている（「サステナビリティ報告の動向」を参照）。

規制当局は、企業が公表した気候変動の影響についての情報の品質に焦点を合わせている。例えば、2022年

6 本誌2022年7月号A Closer Look「気候変動に関するパリ協定に沿ったコーポレート・レポート・レポートに対する投資家の需要」を参照いただきたい。

7 IASBのウェブサイト参照いただきたい。(https://cdn.ifrs.org/-/media/feature/news/2019/november/in-brief-climate-change-nick-anderson.pdf?la=en)

8 日本語訳についてASBJのウェブサイト参照いただきたい。(https://www.asb.or.jp/jp/ifrs/press_release/y2023/2023-0704.html)

に英国財務報告評議会（FRC）は、TCFDの開示及び財務諸表における気候関連報告のテーマ別レビューを実施した。レビューの結果は、ベストプラクティスの例が存在するため、これらの分野での報告及び開示に対してより伝統的な「様子見」アプローチを採用している企業への期待をより明確にしている。FRCは、気候報告は取締役会レベルのトピックとしてしっかりと設定しなければならないことを強調した。

FRCのテーマ別レビューでは、企業が改善できる重要な問題が指摘された。これらの分野は、英国外のTCFD又はサステナビリティ情報についてより広範に報告する企業にとって、有用な考慮事項を提供する可能性がある。

- **粒度と特定性**—企業は、企業全体のリスク及び機会に関する情報を提供し、必要に応じて事業（business）、セクター及び地域別に分解して提供しなければならない。
- **バランス**—気候関連のリスク及び機会に関する議論は、気候関連の機会の可能性を説明する際に、新技術の開発への依存についての議論を含め、予想される規模に比例しなければならない。また、リスク及び機会の可能性及び依存関係を記述する際に、バランスも必要である。例えば、現在の炭素集約型の収益源の喪失は、脱炭素化の必然的な機能であるかもしれず、代替的な収益源は現在、初期段階又は開発中の技術に依存しているかもしれない。これらの依存関係の開示は、移行リスクが低炭素経済における機会によって自然に相殺されるという印象を与えないために重要である。
- **他のナラティブ開示との相互リンク**—TCFDの開示は、例えば、シナリオ分析の結果をナラティブ・レポート内の企業による全体戦略の説明に組み込むことにより、ナラティブ・レポートの他の要素と統合しなければならない。
- **重要性（マテリアリティ）**—企業は、TCFDの全セクターガイダンス及び補足ガイダンス⁹をどのように組み込むかについての説明を提供しなければならない。開示が行われていない場合は省略の理由を含めなければならない。特に、企業がこれらの開示を検討し、重要性がないと判断したかどうか、又はこれらの開示の対象となる事項が企業の内部評価で対処されていないかどうかを明確にしなければならない。
- **TCFDと財務諸表開示のつながり**—TCFD報告で識別された気候関連リスクと機会は、財務諸表の裏付けとなる判断及び見積りに適切に統合されなければならない。また、企業は気候変動と移行計画に対応して、セグメント別報告の表示と分解された収益開示を再評価することを検討しなければならない。
- **ガバナンス**—企業は、気候関連のパフォーマンス目標の検討及び主要な資本的支出、買収及び処分に関する決定に対する気候の影響など、気候関連事項の監督に

関する具体的な情報を提供しなければならない。また、気候関連リスクをどのように管理しているか及び気候関連指標が報酬方針に与える影響についても開示を検討しなければならない。

- **戦略**—戦略に関する情報はきめ細かく、シナリオ分析に含まれる詳細レベルは、定量的指標を含め整合していなければならない。リスクと機会に関する企業の議論は、機会に不釣り合いに重み付けしてはならない。
- **リスク管理**—気候関連事項は、全体的なリスク管理プロセスに統合しなければならない。特に、気候関連リスクの優先度及び重要性を評価するプロセスを十分に説明しなければならない。気候関連のリスク及び機会の潜在的な影響は、「高い」や「低い」などの用語のみで説明するのではなく、可能な限り定量化しなければならない。これは、気候関連の機会の影響が、リスクの影響をどの程度上回るかもしれないか又は上回らないかもしれないかを示す上で特に重要である。
- **指標と目標**—指標は、スコープ1及び2の排出量のみならず、他の気候関連のリスクと機会の指標も含めなければならない。目標に対する進捗状況の読者の理解をサポートするために、過去データ及び変動の説明を提供しなければならない。
- **保証**—企業は、与えられた保証のレベル及びそれがカバーするものを明確に説明しなければならない。「検証済み（Verified）」などの用語は、実際に取得されたよりも高いレベルの保証を意味する可能性があるため、避けなければならない。

2023年7月、英国FRCは、気候関連の指標と目標の開示の品質に関するテーマ別レビューの結果を公表した。本レビューは、ネット・ゼロ・コミットメントと中間排出目標に関する企業の開示の品質が徐々に向上していることを示している。しかし、報告書は、以下の点を指摘している。

- 目標を達成するための具体的な行動及びマイルストーンの開示が不明確な場合があり、企業間の指標の比較可能性は依然として困難である。
- 表示する情報の量が多いため、多くの企業は、低炭素経済への移行計画を明確かつ簡潔に説明するのが難しいと感じている。
- 気候目標が財務諸表にどのように影響するかについての説明にはまだ改善が必要である。「検討されている」気候に関する定型的（ポイラプレート）な文章は、影響に関する洞察をほとんど提供しない。

気候関連リスクの広範な内容及び重大さ、及び利害関係者の期待の高まりと規制当局の注目に鑑み、企業は、自主的又は強制的なTCFD開示を提供している、又はIFRSサステナビリティ開示基準又はESRSを適用してサステナビリティ関連情報を提供する準備をしているかどうかに関係なく、上記の点を考慮しなければならない。

9 TCFDのウェブサイト参照いただきたい。（<https://www.fsb-tcf.org/publications/#implementing-guidance>）

サステナビリティ報告の動向

企業が時の経過とともにどのように価値を創造、保全、又は毀損するかを理解に関連性のあるサステナビリティ情報に対する投資家及び他の利害関係者の要求により、多くの法域において強制的なサステナビリティ報告の導入に向けた急速な動きが進んでいる。

国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB)

ISSBの目的は、資本市場のサステナビリティ情報ニーズを満たす高品質なサステナビリティ開示基準を開発することである。

ISSB及びその目的は国連気候変動枠組条約第26回締約国会議 (COP26) で41の法域及び証券監督者国際機構 (IOSCO) により、またその後G7及びG20により歓迎されている。IOSCOは、2023年6月に公表行されたISSB基準をエンドースメントし (以下を参照)、130か国の加盟国に「法域における措置の文脈の中でISSB基準をアドプション (adopt)、適用 (apply) 又はその他の方法で通知する (informed)」方法を検討するよう求めている。金融安定理事会は、ISSB基準がサステナビリティ開示のグローバルのフレームワークとして機能するべきであることを認識している。

世界各国で、ISSB基準をアドプションする又は現地のサステナビリティ開示基準についてISSB基準を基礎とする計画が発表されている。

公表した基準

2023年6月に、ISSBは、最初の2つの基準を公表した。IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」及びIFRS S2号「気候関連開示」である。

IFRS S1号は、一般目的財務報告の主要な利用者が企業に資源を提供することに関連する決定を行う際に有用である、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を企業が開示するための全般的な要求事項を示している。IFRS S2号は、一般目的財務報告の主要な利用者が企業に資源を提供することに関連する決定を行う際に有用である、気候関連リスク及び機会に関する情報を識別、測定及び開示するための要求事項を示している。

両基準は、2024年1月1日以後開始する事業年度に発効し、作成者にサステナビリティ関連財務開示と財務諸表を合わせるためのさらなる期間を認める実質的な移行の救済措置がある。基準は2024年1月1日に発効するが、法域が基準をアドプションしたときのみ強制適用されることになる。

デロイトのiGAAP in Focusサステナビリティ報告

「ISSBが、最初のIFRSサステナビリティ開示基準を公表」¹⁰は、両基準の主要な要求事項を解説している。

ISSBの作業計画

2023年5月にISSBは、将来の作業プログラムの戦略的な方向性及び全体的なバランス、及び今後2年間の作業計画の一部として取り上げる可能性のあるサステナビリティ関連事項についての意見を募集する、情報要請「アジェンダの優先度に関する協議」¹¹を公表した。ISSBは、2024年1月に協議のフィードバックを公表し、2024年前半に作業計画を最終化する予定である。

2023年5月にISSBは、公開草案「SASBスタンダードの国際的な適用可能性を向上させるための方法論及びSASBスタンダード・タクソノミのアップデート」¹²も公表した。SASBスタンダードは、ISSB基準をサポートする産業別ガイダンスを提供する。ISSBは2023年12月にSASBスタンダードの修正を公表した。

これらの2つの協議文書の内容のさらなる情報は、上記のリンクのiGAAP in Focusのニュースレターを参照いただきたい。

最後に、2023年7月にISSBは、IFRS S1号及びIFRS S2号から生じる開示要求を反映するIFRSサステナビリティ開示タクソノミの新設を提案する、「IFRSサステナビリティ開示タクソノミ案」を公表した。ISSBは、2024年第2四半期にIFRSサステナビリティ開示タクソノミの公表を予定している。

重大な域外への広がりを持つ法域の開発

企業サステナビリティ報告指令 (CSRD) 及び欧州サステナビリティ報告基準 (ESRS)。

CSRDは、投資家、市民社会、その他の利害関係者向けの企業のマネジメント・レポートのサステナビリティ報告を改善し、それによって欧州グリーンディール及び国連の持続可能な開発目標 (SDGs) に沿った完全に持続可能で包括的な経済及び金融システムへの移行に貢献することを目的としている。

CSRDの範囲は広く、限定的な例外はあるものの、EUの規制市場に証券を上場している (非EU企業を含む) すべての企業が含まれる。その範囲は、(非EUの親会社の子会社を含む) 特定の非上場のEU企業にも拡大している。

CSRDの範囲に含まれる企業は、2023年7月31日に委任規則として欧州委員会によって採択されたESRSを適用して、広範なサステナビリティ関連項目について報告することが要求される。本委任規則は、EUの官報に掲載された後に発効する。本委任規則及びその付属書に含まれるESRSは、最初にCSRDの範囲に含まれる企業

¹⁰ 本誌2023年9月号iGAAP in Focusサステナビリティ報告「ISSBが、最初のIFRSサステナビリティ開示基準を公表」を参照いただきたい。

¹¹ デロイトトーマツのウェブサイト参照いただきたい。(https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/finance/ifrs/jp-ifrs-igaapinfocus-20230512.pdf)

¹² デロイトトーマツのウェブサイト参照いただきたい。(https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/finance/ifrs/jp-ifrs-igaapinfocus-20230515.pdf)

の発効日と一致する、2024年1月1日以後開始する事業年度に適用される。

本委任規則には、以下が含まれる。

- 以下を取り扱う2つの横断的基準：
 - サステナビリティ関連情報を作成及び表示する際に企業が準拠すべき全般的な要求事項（ESRS 1）。これには、ダブル・マテリアリティの原則を使用して報告する重要性の評価を実施する要求事項が含まれる。
 - 活動のセクターに関係なく（すなわち、セクター共通）、サステナビリティのトピック横断的に、すべての企業に適用される全般的な開示（ESRS 2）
- セクター共通の観点から環境、社会及びガバナンスのトピックをカバーする10のトピック別基準

CSRDは、異なる種類の企業について、ESRSに従った強制開示の発効日を指定している。企業の最初のグループは、2024年1月1日以後開始する期間にESRSを適用することが要求される。したがって、そのような企業は、適切な計画及びリソースの導入を含め、新しい要求事項を実施するための移行プロジェクトを開始することが期待される。新しい要求事項への効果的かつタイムリーな移行に必要な時間と労力はかなりのものになる可能性がある。したがって、データ収集、内部統制及び強制される保証の要求をサポートする手続に関する重要な組織上の決定は、慎重に検討する必要がある。

以下のデロイトのニュースレターは、さらなる情報を提供している。

- iGAAP in Focus 欧州サステナビリティ報告「企業サステナビリティ報告指令（CSRD）の世界的な適用-官報に掲載された最終条文」¹³は、CSRDの世界的な適用を説明している。
- iGAAP in Focus 欧州サステナビリティ報告「欧州サステナビリティ報告基準の最終化」¹⁴は、ESRSの1stセットを要約している。

米国

- SEC

米国SECは2021年3月に気候関連の開示について協議し、2022年3月に規則案「投資家向け気候関連開示の拡大及び標準化」¹⁵を公表した。執筆時点では、最終規則の公表の時期に関するさらなる正式な発表はなされていない。

- カリフォルニア

2023年10月、カリフォルニア州知事は、カリフォルニア州で事業を行う特定の米国の公開及び非公開企業が定量的及び定性的の双方の気候関連の開示を提供するこ

とを、一括して要求する2つの州議会法案に署名した。

法案SB-253「気候関連企業データ説明責任法（Climate Corporate Data Accountability Act）」及びSB-261「温室効果ガス：気候関連の財務リスク（Greenhouse Gases：Climate-Related Financial Risk）」は、米国において温室効果ガス排出及び気候変動リスクの企業報告を義務付ける、最初のインダストリー共通の米国の規則を定める。

さらに、カリフォルニア州議会法案であるAB-1305「自主的な炭素市場開示（Voluntary Carbon Market Disclosures）」は、気候関連の排出権のグリーンウォッシングに対抗することを目的としており、カリフォルニア州内で自主的なカーボン・オフセット（VCO）を市場売却又は売却する米国及び国際的な企業、及びカリフォルニア州で事業を行い、カリフォルニア州で特定の気候関連排出権を行う企業（VCOを購入又は使用しているかどうかにかかわらず）に対する要求を定める。

iGAAP in Focus サステナビリティ報告「カリフォルニア州の気候法」¹⁶は、2つの州議会法案の内容を説明している。

通貨と超インフレ

高レベルの全般的なインフレ水準による、超インフレ（この用語はIAS第29号「超インフレ経済下における財務報告」で定義されている）の対象となる法域の数が増加している。したがって、企業は以下の課題に直面している。

- 経済がIAS第29号で定義されている超インフレであるかどうかを判断することに、困難な場合がある。当該定義には超インフレのいくつかの特徴が含まれているが、超インフレは3年間の累積インフレ率が100%に近づいているか又は超えるときに、最も多く証拠付けられる。また、財務諸表の金額にどの一般物価指数を適用すべきかを決定することも難しい可能性がある。
- 企業は、現地通貨と国際通貨の両方が一般的に使用されている状況では、企業の機能通貨を決定する際に困難に直面する可能性がある。これは、現地通貨が超インフレである場合に特に重大になる可能性がある。IAS第29号は、（その経済で活動する企業によってではなく）機能通貨が超インフレ経済の通貨である企業によってのみ適用される。また、IAS第21号「外国為替レートの変動の影響」では、「企業は、IAS第29号に従った修正再表示を、例えば、本基準に従って決定

¹³ デロイトトーマツのウェブサイト参照いただきたい。（<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/audit/articles/crd/igaapinfocus-20230223.html>）

¹⁴ デロイトトーマツのウェブサイト参照いただきたい。（<https://www.iasplus.com/en/publications/global/igaap-in-focus/2023/esrs-final>）

¹⁵ 米国SECのウェブサイト参照いただきたい。（<https://www.sec.gov/rules/proposed/2022/33-11042.pdf>）

¹⁶ デロイトトーマツのウェブサイト参照いただきたい。（<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/audit/articles/crd/igaapinfocus-20231017.html>）

される機能通貨以外の通貨（親会社の機能通貨など）を機能通貨として採用することによって、避けることはできない。」と具体的に規定されていることにも留意すべきである。

- 現地通貨とグローバルに取引される通貨間の交換が制限されている場合、単体財務諸表の貨幣性項目を換算し、在外営業活動体の財務諸表を親会社の表示通貨で換算するための適切な為替レートを識別することが困難な場合がある。この問題は超インフレ経済に特有ではないが、「ハード」通貨の不足、したがって為替制限の必要性は、現地通貨が価値を失っている経済の特徴であることが多い。

iGAAP in Focus財務報告「IASBは、通貨が交換可能な場合、及び交換可能でない場合に為替レートをどのように決定するかを明確にするためにIAS第21号を修正する」¹⁷は、通貨が交換可能である場合及び交換可能でない場合に為替レートをどのように決定するかを定めるガイダンスを提供する、2023年8月にIASBが公表した「交換可能性の欠如」（IAS第21号の修正）を解説している。

インフレ又は為替の問題が重大な判断につながる、又は見積りの不確実性の発生要因となる場合、IAS第1号122項及び125項で要求されているように開示を提供しなければならない。

2023年10月に公表された国際通貨基金（IMF）のインフレ予測やIAS第29号で定められた指標を含む、執筆時点の入手可能なデータに基づいて、以下の経済は、2023年12月31日以後終了する報告期間の財務諸表においてIAS第29号を適用する目的及びIAS第21号に従った在外営業活動体の再換算を行う超インフレにあると広く考えられている。

- | | |
|----------|---------|
| ● アルゼンチン | ● スーダン |
| ● エチオピア | ● スリナム |
| ● ガーナ | ● シリア |
| ● ハイチ | ● トルコ |
| ● イラン | ● ベネズエラ |
| ● レバノン | ● イエメン |
| ● シエラレオネ | ● ジンバブエ |

2023年12月31日現在、超インフレをモニターすべき通貨である他の国には、アンゴラ、ブルンジ、エジプト、ラオス、マラウイ、ナイジェリア、パキスタン及びスリランカが含まれる。

2023年10月に公表されたIMFのインフレ予測及び南スーダンの国家統計局による現地データの双方が、南スーダンの3年間の累積インフレ率が100%を大幅に下回っていることを示している。その結果、執筆時点で入手可能な情報に基づき、南スーダンの経済が2023年12月

31日以後終了する報告期間に対してもはや超インフレとはみなされないと、我々は考える。

企業は、IAS第29号適用の目的のために超インフレと広く考えられる経済のリストが、その報告日までに変更になる可能性があることを、理解しなければならない。

2023年の新たな会計上の要求事項

IFRS第17号「保険契約」の適用

IFRS第17号は、2023年1月1日以後に開始する事業年度に発効する。そのため、多くの企業は、2023年において最初に財務諸表にIFRS第17号の適用を反映する。重大な保険事業活動を行う企業は、IFRS第17号の適用開始までIFRS第9号の適用を延期する選択肢が提示されていたため、多くの保険会社にとって、IFRS第9号の要求事項を適用することも初めてである。

保険会社における当該基準の適用の影響は、非常に重要性があることが広く予想されている。しかし、他の企業にも、IFRS第17号による影響がある。特定の事実により開示される情報のレベルが決定されるが、すべての企業は、開示が明確で、簡潔で、かつ企業固有であることを確認しなければならない。企業は、IFRS第17号及びIFRS第7号の詳細な要求事項と共に、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」のIFRS会計基準の適用開始にあたり要求される開示に関する要求事項を考慮する必要がある。

特に以下に留意が必要である。

- 採用する会計方針の開示は、企業とその事業に固有であり、重要性があるそれぞれの事業分野に対して企業が実施したアプローチを財務諸表の利用者が理解できるように十分に詳細にしなければならない。特にIFRS第17号が規範的でない場合、企業の会計方針の選択について明確な説明を提供しなければならない。これは、企業がIFRS第17号の異なる測定モデル（一般モデル及び変動手数料アプローチ）をどのように適用したか、また、重要性がある場合には、保険料配分アプローチをどの程度適用したかを説明しなければならないことを意味する。また、保険契約の一部のポートフォリオについて、保険金融収益又は費用を純損益とその他の包括利益の間で分解することを選択したかどうかを説明することも、一般的に関連性がある。
- 重大な判断及び見積りの開示は、企業が行った特定の重要性がある判断、使用した仮定、及びこれらの仮定の変化に対する感応度に関する情報を提供し、十分に詳細でなければならない。
- 企業は、採用した移行アプローチを開示し、IFRS第17号への移行の影響を測定及び表示の両面から明確に説明しなければならない。例えば、全面遡及修正アプローチの適用が実務上不可能であるという結論を裏

¹⁷ 本誌2023年10月号iGAAP in Focus財務報告「IASBは、通貨が交換可能な場合、及び交換可能でない場合に為替レートをどのように決定するかを明確にするためにIAS第21号を修正する」を参照いただきたい。

付けた状況、企業が代わりに修正遡及アプローチ又は公正価値アプローチを使用した理由を説明することは有用であるかもしれない。移行の開示では、各移行方法が適用された契約のグループと、各移行方法の基礎となる方法論を説明しなければならない。IFRS第17号では、全面遡及修正アプローチ以外の方法を用いて移行日に測定された保険契約のグループについて、その後の期間における契約上のサービス・マージン及び保険収益に与える影響を開示することが要求されることに、企業は留意すべきである。

IFRS第17号の遡及的適用が移行日（すなわち、IFRS第17号の適用開始日の直前の事業年度の期首）における財政状態計算書に重要性がある影響を与える場合、IAS第1号40A項は、第3の財政状態計算書をIFRS第17号の適用開始の年の年次財務諸表に含めることを要求していることに留意する必要がある。

非保険会社について、デロイトのCloser Look「非保険会社にとってのIFRS第17号」¹⁸は、当該企業が発行する契約がIFRS第17号の範囲に含まれるかどうかを評価する際に考慮すべきIFRS第17号の側面についてのガイダンスを提供している。

会計方針の開示

IAS第1号及びIFRS実務記述書第2号の最近の修正「会計方針の開示」は、重要性のある（material）会計方針情報の開示を企業に要求する。これまでは、企業は、「重要な（significant）会計方針」を開示することが要求されていた。

本修正により、会計方針情報に重要性があるかどうかを評価するために企業が利用可能なガイダンスが強化されている。例えば、IAS第1号117B項は、会計方針情報が、重要性がある取引、事象又は状況に関連する場合に、会計方針情報に重要性があると考えられる可能性が高い状況を示している。

- 会計方針が期間中に変更され、財務諸表の情報に重要性のある変動が生じた。
- 会計方針を、IFRS会計基準で認められている選択肢から選択した。
- 具体的に当てはまるIFRS会計基準がないため、会計方針が、IAS第8号に従って策定された。
- 会計方針が、企業が重大な判断及び仮定が要求される領域に関連する。
- 会計方針が、複雑な会計処理に関連する。

本修正はまた、企業が重要性がない会計方針情報を開示することを選択した場合、その情報が重要性がある会計方針情報を覆い隠してはならないことを強調している（IAS第1号117D項）。当該要求事項は、特に、企業が目的適合性のあるIFRS会計基準の要求事項を繰返し又は要約した定型化された会計方針情報に関する開示の範囲

を設定する際に考慮しなければならない。

本修正は、2023年1月1日以後開始する事業年度の財務諸表に適用される。

今後の会計上の要求事項

負債の流動又は非流動の分類

2020年及び2022年のIAS第1号の修正は、2024年1月1日以後開始する事業年度から発効する。

本修正は以下の内容を含んでいる。

- 決済が、現金、資本性金融商品、他の資産又はサービスの相手方への移転を指すことを明確にする、「決済」の定義を導入する。
- 負債の流動又は非流動としての分類は、報告期間の末日現在に存在する権利に基づくことを明確化する。
- 分類は、企業が負債の決済を延期する権利を行使するかどうかについての見込みの影響を受けないことを規定する。
- 決済を少なくとも12か月にわたり延期する企業の権利に対する、特約条項（covenants）の影響を規定する。
- 財務諸表の利用者が特約条項付の非流動負債が12か月以内に返済すべきものとなる可能性があるリスクを理解できるように、注記で情報を開示する要求事項を導入する。

特に、本修正は、企業が報告期間の末日以前に遵守することが要求される特約条項のみが、報告日から少なくとも12か月にわたり、負債の決済を延期する企業の権利に影響を与えることを規定している。逆に、報告期間の終了後にのみ遵守が要求される特約条項は、そのような権利が存在するかどうかに影響を与えない。ただし、企業が将来の特約条項を遵守することに困難がある可能性があると思込んでいる場合には、企業はこのリスクに関する情報を（上記のとおり）開示し、継続企業及び流動性リスクへの影響を検討しなければならない。

サプライヤー・ファイナンス契約

2023年、IASBIは、企業に対してサプライヤー・ファイナンス契約に関する追加開示を要求するよう、IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」及びIFRS第7号を修正した。この情報には、特に以下のものが含まれる。

- サプライヤー・ファイナンス契約の契約条件
- 関連する負債の帳簿価額及びこれらの金額が表示されている科目
- サプライヤー・ファイナンス契約に関連する金融負債と、サプライヤー・ファイナンス契約の一部ではない比較可能な営業債務の両方の支払期日の範囲
- 仕入先がすでに資金供給者から支払を受けている負債の帳簿価額

¹⁸ デロイトトーマツのウェブサイトを参照いただきたい。（https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/finance/ifrs/jp-ifrs-igaapinfocus-20230414_2.pdf）

本修正は、2024年1月1日以後開始する事業年度に適用される。

その他の報告に関する検討事項

重大な判断及び見積りの不確実性の主要な発生要因の開示

不確実性のある時代に報告する場合、財務諸表の利用者に、財務情報を作成する際の重要な仮定と行った判断を理解できるようにする十分な情報を提供することが特に重要である。企業の特定の状況に応じて、本ニュースレターで解説している領域の多くは、IAS第1号122項から133項によって開示が要求される可能性がある、項目又は取引の特性、又はその測定に関する見積りの不確実性の発生要因に対する重大な判断が生じる可能性がある。

合理的に考え得る結果の範囲に基づく感応度分析を含む、主要な仮定について提供する開示は、報告日における状況を反映しなければならない。主要な仮定又はそれらの仮定に対する合理的に考え得る変化の範囲が、修正を要しない後発事象の結果として重大な影響を受ける場合、財務的影響の見積りを含む、当該変化に関する情報を別個に提供しなければならない。

見積りの不確実性に関しては、翌事業年度中に資産及び負債の帳簿価額に重要性のある修正の重大なリスクがある（したがってIAS第1号125項に基づく開示が要求される）見積りと、より長い期間にわたって資産及び負債に影響を及ぼす可能性のある（したがって、当該項の範囲に含まれないが、別個に開示することが有用である可能性がある）見積りとを区別することも重要である。

見積りの不確実性の高品質の開示を行う上では、以下のことも重要である。

- 重要性がある修正のリスクがある特定の量を定量化する。
- 利用者が経営者の最も困難、主観的又は複雑な判断を理解できるようにするために、仮定及び／又は不確実性の説明に十分な粒度を提供する。
- 他の見積りの開示及び関連する感応度を、重大な見積りと明確に区別し、それらの関連性を説明する。
- 重大な見積り（本ニュースレターで解説されている経済的要因により、前報告期間よりも広範になる可能性がある）について、意味のある感応度及び／又は合理的に考え得る結果の範囲を提供する。これらは、特定のIFRS会計基準で要求されるものに限定するべきではない。
- 投資家がこの影響を完全に理解するためにこの情報を必要とする場合、重大な見積りの基礎となる仮定を

定量化する。

- 不確実性が未解決のままである場合、過去の仮定の変更を説明する。

IFRS in Focus「主要な判断と見積りの開示にスポットライトを当てる」¹⁹は、重大な判断及び見積りの不確実性の主要な発生要因の開示についてのより詳細を解説している。

継続企業

経済的圧力又は変化により、ビジネス・モデルが実行不可能になったり、必要な資金調達へのアクセスが制限されたりする可能性がある。このような状況では、報告日から少なくとも12か月間継続企業として存続できないかどうかを評価する必要がある。

経営者が企業を清算もしくは営業停止の意図がある場合、又はそうする以外に現実的な代替案がない場合を除いて、財務諸表は継続企業に基づいて作成される。評価を行う際、継続企業として存続する企業の能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象又は状況に関連する重要性のある不確実性を経営者が認識している場合、企業は、当該不確実性又は重要性のある不確実性は存在しないという結論に達するために取られた重要な判断を開示しなければならない。

IASBは、2021年に継続企業の評価及び関連する開示要求に関する教育的資料を公表した。このガイダンスは、デロイトのIFRS in Focus「IFRS財団は、継続企業の評価に関連するIFRS基準の要求事項に関する教育的資料を公表」²⁰に要約されている。

法人所得税及び繰延税金資産の認識

企業は、現在のマクロ経済環境に起因する利益水準の低下又は激しい変動が法人所得税会計にどのように影響するかを検討しなければならない。例えば、当期の収益の減少又は損失の発生は、予想利益の減少と相まって、企業の繰延税金資産の一部又は全部を回収可能である可能性が高いかどうかの再評価につながる可能性がある。利益の減少又は減損が損失を生じる場合、企業は、関連する繰延税金資産の全部又は一部を実現するために、税法で利用可能な繰戻し及び繰越期間内に十分な所得があるかどうかを検討する必要がある。

IAS第12号「法人所得税」を適用して、企業は、子会社、支店及び関連会社、及び共同支配の取決めの持分に関連する将来加算一時差異に対する繰延税金負債を認識

¹⁹ デロイトトーマツのウェブサイトを参照いただきたい。(<https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/finance/ifrs/jp-ifrs-ifrsinfocus-20170501.pdf>)

²⁰ 本誌2021年4月号「IFRS in Focus：IFRS財団は、継続企業の評価に関連するIFRS基準の要求事項に関する教育的資料を公表」を参照いただきたい。

していない可能性があるが、これは、一時差異を解消する時期をコントロールすることができ、当該一時差異が予測可能な期間内に解消しない可能性が高いとみなされたことと結論づけたためである。逆に、企業は、一時差異が予測可能な期間内に解消する可能性が高いと判断した（及び繰延税金資産を回収できる可能性が高いと判断した）ため、そのような投資に関連する将来減算一時差異について繰延税金資産を認識した可能性がある。企業又はその子会社が流動性の問題又は現在のマクロ経済環境に起因する他の課題を有しており、投資先の未分配利益の本国送金に関する意図に変更がある場合、これらの結論を再検討することが適切である可能性がある。

開示は、この分野でも重要である。特に、近年の損失の履歴がある場合の繰延税金資産の認識を裏付ける証拠の内容に関する企業固有の情報、及び関連性のある感応度及び／又は今後12か月で起こりうる結果の範囲を含む、繰延税金の判断及び見積りについてである。

税源浸食と利益移転に関するOECD/G20の包括的枠組み

2022年3月OECDは、経済のデジタル化から生じる税の課題に対処するためのプロジェクトの第2の「柱」として合意された15%のグローバル・ミニマム課税についてテクニカル・ガイダンス²¹を公表した。このガイダンスは、2021年12月に合意し公表された²²グローバル税源侵食防止（GloBE）ルールの適用及び運用について詳しく説明している。これは、収益が7億5,000万ユーロを超える多国籍企業（MNE）が、事業を行う各法域で発生する所得に対して少なくとも15%の税金を支払うことを保証するための調整されたシステムを構築する。139を超える国と法域が、「第2の柱」を税法に組み込むことに同意している。

そのため、第2の柱モデルルールの対象となる可能性のある企業は、営業を行っている法域における法制化のプロセスをモニターし、いずれかの法域において第2の柱の法制が制定（又は実質的に制定）されているかどうかを評価する必要がある。執筆時点において、当該ルールのいくつかの側面を税法に組み込む法制が承認された法域には、韓国、日本及び英国が含まれる。

IAS第12号の修正

2023年5月、IASBはIAS第12号の修正を公表し、第2の柱モデルルールの導入から生じる繰延税金の会計処理についての一時的な例外とともに、影響を

受ける企業に対する的を絞った開示要求を導入した。例外を適用することにより、企業は、第2の柱の法人所得税に関連する繰延税金資産及び繰延税金負債に関する情報を認識も開示もしない。代わりに、企業は本例外を適用したことを開示することが要求される。企業はまた、第2の柱の法人所得税に関連する当期税金費用（収益）を区分して開示する。デロイトのiGAAP in Focus財務報告「IASB、OECDの第2の柱モデルルールから生じる繰延税金の会計処理についての一時的な例外を導入するために、IAS第12号を修正する」²³は、本修正について詳細に解説している。

第2の柱の法制が制定又は実質的に制定されているが未発効である場合に要求される開示

IAS第12号の修正は、企業が報告期間の末日に第2の柱の法人所得税に対するエクスポージャーに関する定性的及び定量的情報を開示することを要求している。その情報は、法制のすべての具体的な要求事項を反映する必要はなく、示唆的な範囲の形で提供することができる。情報が既知でなく合理的に見積可能でもない範囲では、企業は代わりに、その旨の記述及びエクスポージャーの評価における企業の進捗状況に関する情報を開示しなければならない。

これらの開示要求を満たすために企業が開示する可能性のある情報の例には、以下のものがある。

- 企業が第2の柱の法制によりどのように影響を受けるか、及び第2の柱の所得税に対するエクスポージャーが存在する可能性のある主な法域に関する情報のような定性的情報
- 以下のような定量的情報：
 - 企業の利益のうち第2の柱の法人所得税の対象となる可能性のある割合と、それらの利益に適用される平均実効税率を示す。又は
 - 第2の柱の法制が発効していた場合に、企業の平均実効税率がどのように変化したかを示す。

第2の柱の法制が制定又は実質的に制定されていない場合に要求される開示

IAS第12号の修正は、法制が制定されている又は実質的に制定されている後に提供する開示を規定しているが、それにも関わらず、企業は、開示がそれ以前の期間に要求されるかどうかを評価しなければならない。

実際IAS第1号17項（c）は、適正な表示のためには、IFRS会計基準が具体的に要求する情報に加え

21 OECDのウェブサイト参照いただきたい。（<https://www.oecd.org/tax/beps/oecd-releases-detailed-technical-guidance-on-the-pillar-two-model-rules-for-15-percent-global-minimum-tax.htm>）

22 OECDのウェブサイト参照いただきたい。（<https://www.oecd.org/tax/beps/tax-challenges-arising-from-the-digitalisation-of-the-economy-global-anti-base-erosion-model-rules-pillar-two.htm>）

23 デロイトトーマツのウェブサイト参照いただきたい。（<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/finance/articles/ifrs/ifrs-igaapinfocus-20230528.html>）

て、財務諸表の利用者が、企業の財政状態及び財務業績に対する特定の事象及び状況の影響を理解できるようにするための開示を提供することを、企業に要求する場合があることを示している。

したがって企業は、事業を行う法域における第2の柱ルールの実施に対するコミットメントのレベルが、これらの1つ以上の法域の税法に第2の柱のモデルルールを組み込むことが予想されることを示しているかどうかを評価しなければならない。この場合、かつ、当該ルールが企業の事業に重大な影響を与える可能性があるとして企業が結論付けた場合には、その事実を関連性のある情報（例えば、上記のIAS第12号の修正により要求される情報）とともに開示しなければならない。

第2の柱の法人所得税に対する重要性があるエクスポージャーが見込まれない企業

多国籍企業が第2の柱の法人所得税に対するエクスポージャーを見込んでいない、又は当該エクスポージャーに重要性がないと見込んでいるという事実は、（第2の柱の法人所得税に対する重要性があるエクスポージャーがあると見込んでいない理由とともに）企業が開示を検討すべき関連性のある情報である可能性がある。この情報は、企業の収益が7億5,000万ユーロを超える場合（したがって、第2の柱のモデルルールの範囲に含まれる場合）に、より関連性がある可能性が高い。

企業は、潜在的なエクスポージャーを決定する際に、さまざまな仮定を行うことが要求される場合がある。IAS第1号125項は、将来に関して行う仮定及び見積りの不確実性のその他の主要な発生要因のうち、翌事業年度中に重要性がある修正を生じる重大なリスクがあるものに関する開示を要求している。第2の柱の法人所得税に対する潜在的なエクスポージャーが重要性がない可能性が高いと企業が評価する場合、それにもかかわらず、例えば、仮定の変更によりエクスポージャーに重要性があることになる可能性があるという重大なリスクを検討するかもしれない。この場合、IAS第1号125項の要求事項を満たすために、さらなる情報を開示すべきかどうかを検討しなければならない。

非GAAP及び代替的業績指標

重大な経済変化又は通例ではない事象は、しばしば業績への影響又は事象が発生しなかった場合の企業の利益を強調したいという欲求につながる。しかし、このようなアプローチに従う場合には注意が必要である。

このような変化又は事象の影響が広範囲であるという性質は、別個の表示が企業の全体的な財務業績を忠実に表現せず、利用者の財務諸表の理解に誤解を招く可能性があることを意味する。例えば、「エネルギー価格の上昇の影響を除く」という利益の数値は、2023年には存在しなかった経済環境を反映する。

一般的に、経済的又は地政学的な事象の影響が非GAAP指標又は代替的業績指標（APM）を通じて適切に反映できるかどうかを評価する際には、以下を含むがこれらに限定されない要因を検討しなければならない。

- 調整された指標から除外される項目は、事象又は経済状況に直接関係していることを証明できるか？
- 当該項目は「ニューノーマル」の反映ではなく、通常の営業に増分なものであるか？
- 当該項目は、見積り又は予測とは対照的に、客観的に定量化可能であるか？

このような事象の広範な影響を純損益に別個に表示しようとするのではなく、資産、負債、及び純損益の数値への影響の認識、測定及び表示に適用される重大な影響、判断及び仮定に関する定性的及び定量的情報を注記で開示することが適切である可能性が高い。

そのような影響は、明確かつバイアスのない方法で提供しなければならない。

さらにAPMの定義及び計算は、期間にわたり一貫していなければならない。IFRS第17号を初めて適用する企業（「IFRS第17号の適用」を参照）は、保険契約にリンクしたAPMの調整を行う及び／又は新しいAPMを開示する際に注意を払わなければならない。特に、企業は、意図した調整又は新しいAPMが透明性があり有用な情報を提供し、APMと開示された財務情報の比較可能性、信頼性、及び／又は理解可能性を向上させるかどうかを慎重に評価しなければならない。

非GAAP指標又はAPMをマネジメント・レポートに含める場合、企業は非GAAP財務指標に関するIOSCO声明²⁴そして代替的業績に関するESMAのガイドライン²⁵（2020年に更新）又は法域における同等のものに引き続き関連性がある。

後発事象

期末以降の新たな問題又は新たな進展の出現は、報告期間の末日に存在した状況についての証拠を提供する修正を要する後発事象と、報告期間後に発生した状況を示す修正を要しない後発事象を区別するために、慎重な検討が要求される場合がある。

この区別は、当該事象自体をどの報告期間に会計処理すべきかを決定するだけでなく、将来の見通しに関する計算及び関連する開示にとっても重要である。例えば、IAS第36号に基づく減損レビュー又はIFRS第9号に基づ

24 IOSCOのウェブサイト参照いただきたい。（<https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD532.pdf>）

25 ESMAのウェブサイト参照いただきたい。（https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/library/esma32-51-370_qas_on_esma_guidelines_on_apms.pdf）

く予想信用損失計算、及び合理的に考え得る予測の変化に対する感応度の開示は、報告日の状況に基づかなければならず、その後の修正を要しない後発事象の影響を受けない。報告日以降に評価がどのように変化したかについて追加の開示を提供することは有益かもしれないが、これは報告日現在の情報とは異なるものとして明確に識別しなければならない。

IFRS第3号「企業結合」

企業結合は非常に重大となる可能性があり、場合によっては、企業の事業の内容及び範囲を根本的に変えることがある。そのため、企業は、年次報告書全体を通じて、企業結合の影響について明確で整合的な説明を行い、情報を理解可能で簡潔に伝える方法について慎重に検討する必要がある。

同様に：

- のれんを生じさせる要因の説明を提供しなければならない。可能であれば、定型的な開示を提供するだけでなく、対象の企業結合に固有の考慮事項を含めなければならない。
- 条件付対価に関連する開示には、取決めに係る企業固有の説明と、支払額の潜在的な変動性を含めなければならない。

企業結合会計の仕組みも複雑になる可能性があり、例えば、取引の要素が会計目的で企業結合の一部を形成するか、代わりに別個の取引として会計処理しなければならないかを決定する際に、重大な判断を適用する必要がある場合がある（例えば、株式に基づく報酬が対価の一部を構成するか、結合後の費用として会計処理されるかを決定する要求事項は複雑である）。この判断の実施には注意が必要であり、IFRS第3号を適用する際に行った判断を明確に開示する、又は（取引が企業結合の定義を満たしているかどうか、又は資産購入として会計処理する必要があるかどうか）が明確ではない場合）IFRS第3号が適用されるかどうかを決定する際に行われた判断を明確に開示する必要がある。

IAS第33号「1株当たり利益」

基本的EPS及び希薄化後EPSは、多くの場合、企業の業績の重要な指標と考えられているため、多くの場合、ある期間の最初の決算発表及び完全な財務諸表に含まれている。しかし、当該数値の計算は非常に複雑になる可能性があり、利用者が常によく理解できるとは限らない。²⁶IAS第33号の開示の要求事項はこの点で比較的限定的であるが、財務諸表の作成においてなされた重大な判断を開示するというIAS第1号の一般的な要求事項は、EPSの計算にも適用される可能性があることに留意すべきである（例えば、株式再編の実質を決定する際に判断が必要な場合）。

誤って適用されやすいEPS計算の詳細を、以下に記載する。

- 潜在的な普通株式が希薄化又は逆希薄化であるかどうかの決定は、継続事業からの利益又は損失に基づいて行う必要がある。
- 無償部分を含む株式再編成では、表示するすべての期間の基本EPS及び希薄化後EPSの計算に使用される普通株式の加重平均数を遡及的に調整することが要求される。
- 優先株式が資本として分類される場合、基本EPS及び調整後EPSの計算に使用される利益は、配当及び償還時に生じるプレミアムを含む、当該優先株式のすべての影響に対して調整される。

上記の非GAAP指標の使用に関するガイダンスは、調整後EPS数値の表示にも適用される。特に、「法定」EPS指標よりも目立たせてはならず、その算定方法（調整項目に対する税金に対して使用する基礎を含む）を明確に開示しなければならない。

期中財務報告

適時性がありかつ高品質の期中開示は、財務諸表の主要な利用者にとって重要である。期中財務諸表を作成する際に最も目的適合性がある可能性が高い検討領域について、本ニュースレターにおいてすでに説明されているものに加え、以下で説明する。

重要な事象及び取引

要約期中財務諸表を作成する企業は、IAS第34号「期中財務報告」15項に従い、「直近の年次報告期間の末日以降の企業の財政状態の変動及び業績を理解する上で重大な事象及び取引の説明」を提供することが要求される。重大である場合に、開示を検討する必要がある事象の網羅的ではないリストは、IAS第34号15B項に示されている。さらに、IAS第34号16A項は、会計方針及び計算方法の変更に関するものを含め、要約期中財務諸表の注記において行うべき開示を規定している（例えば、本稿の「IFRS第17号「保険契約」の適用」を参照）。

現在のマクロ経済的及び地政学的環境から生じる継続的な不確実性に企業が対応するため、要約期中財務諸表の注記で開示する必要がある可能性がある他の重要な事象が存在する可能性が高い。

見積り

不確実性の継続的なレベルを考慮すると、企業は期中報告期間中に（例えば、金利の変化の結果として）見積りを修正し、IAS第34号16A項(d)に従って開示を提供する必要があるかもしれない。この場合、開示は、特に資産及び負債について、直近の年度の末日よりも見積り

²⁶ 例えば、2022年9月に公表された英国FRCの1株当たり利益のテーマ別レビューでは、EPSの計算におけるより一般的な誤りを強調しており、企業に特定の主要な要求事項をリマインドしている

方法の使用が多い場合は、見積りの変更の理由及び使用した見積り方法を明確に説明しなければならない。

資産の減損

減損損失及び減損損失の戻入れに関するIFRS会計基準の要求事項は、要約期中財務諸表に適用される。

多くの資産（のれん、有形固定資産、使用権資産、無形資産、及び子会社、共同支配企業及び関連会社への投資を含む）については、IAS第36号に従って、報告日に、減損又は以前の減損の戻入れの兆候があるかどうかを評価し（禁止されている以前ののれんの減損の戻入れを除く）、もしそうである場合、回収可能価額（使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか高い方）を算定することを意味する。企業は、直近の年次報告日に到達した結論に関係なく、期中報告日時点での減損の兆候の存在を評価しなければならない。

さらに、のれんの減損を毎年同時期にテストするという一般的な要求事項があるが、のれんが減損している可能性を示す兆候がある場合は、期中報告日にものれんをテストしなければならない。

環境の不確実性により、直近の年次報告日における使用価値又は処分コスト控除後の公正価値の計算において、以前に使用された予測キャッシュ・フローは、その後の期中報告日の状況をもはや反映しない可能性がある。この場合、企業は、期中報告日における経営者の改訂した予想と更新した状況を反映した、新しい又は更新した予測を作成する必要がある。

期中報告期間中に重要性のある減損損失が認識された場合、企業はIAS第34号15B項(b)により要求されるように、当該損失に関する追加の開示を検討しなければならない。

継続企業

IAS第1号25項及び26項が定める継続企業の要求事項は、期中財務諸表に適用される。したがって、経営者は、期中報告期間の終了から少なくとも12か月間継続企業として存続する企業の能力に重大な疑義を生じさせるような事象又は状態に関連する重要性のある不確実性があるかどうかを検討する必要がある。この評価を行うにあたり、企業は期中財務諸表の承認日までに入手可能なすべての情報を考慮しなければならない。

さらに、企業は、新しい情報又は更新された情報により、要約期中財務諸表に継続企業の評価について開示することが要求されるかどうかを検討する必要がある。

認識及び測定

要約期中財務諸表の資産、負債、収益及び費用を認識する原則は、年次財務諸表と同じである。IAS第34号41項は、期中財務諸表で使用される測定の手続が、信頼性のある情報をもたらす、すべての重要性があり目的適合性がある財務情報が、適切に開示されることを要求している。したがって、本ニュースレターの他の箇所に

記載されている課題、例えば非金融資産の回収可能価額及び金融資産の予想信用損失引当金の測定は、期中財務諸表でも同様に取扱いしなければならない。それにもかかわらず、IAS第34号は、年次財務諸表及び期中財務諸表の両方に合理的な見積りがしばしば使用されるが、期中財務諸表は一般に年次財務諸表よりも見積り方法をより多く使用することが必要になることを認めている。

その他の開示

上記で説明したように、IAS第34号の包括的な目的は、期中財務諸表が年次財務諸表に含まれる目的適合性のある情報の説明及び更新を提供することである。上記の具体的な検討事項に加えて、企業は、包括的な目的を達成するために必要となる可能性のある追加の開示を検討する必要があり、現在の不安定で不確実な環境では、期中報告期間の後発事象の結果として生じる重大な影響について追加の開示が要求される場合がある。

IAS第1号は、一般に、IAS第34号に従って作成された要約期中財務諸表の構成及び内容には適用されないが、IAS第1号4項は、IAS第1号15項から35項が期中財務諸表に適用されることを明確にしている。IAS第1号17項及び31項はいずれも、特定の取引、その他の事象及び状況が企業の財政状態及び財務業績に与えている影響について利用者が理解できるようにするために必要な場合、個別の基準で要求される情報に対する追加情報を要求する。企業の財務状況が直近の年次財務諸表から著しく変化した可能性がある現在の状況では、（年次）財務諸表の完全なセットについてのみに個別のIFRS会計基準によって通常要求される開示の一部は、期中報告期間中に発生した状況の結果に関する目的適合性のある情報を提供するために使用される場合がある。

付録

新しい及び改訂IFRS会計基準及び解釈指針

IAS第8号第30項は、新しい及び改訂IFRS会計基準が公表されたが未発効の場合、その潜在的な影響を検討し、（年次財務諸表において）開示することを企業に要求している。これらの開示の十分性は、現在の規制上の焦点となっている領域である。

以下のリストは、2023年12月31日時点のものを反映している。当該日以後、財務諸表が発行される前に、IASBが公表した新しい及び改訂IFRS会計基準の適用による潜在的な影響についても検討し、開示しなければならない。

下表に記載の新しい又は修正されたIFRS会計基準についての解説は、デロイトトーマツのウェブサイト「IFRS基準別の解説」を参照いただきたい。
(<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/finance/articles/ifrs/ifrs-kaisetsu-1.html>)

以下の表は、さまざまな四半期報告期間について、2023年12月31日現在の基準等の概要を示している。

この表は、すべての事業年度に使用可能である。2023年12月31日に終了する第1四半期は、事業年度が2023年10月1日に開始することを意味する。同様に、2023年12月31日に終了する第2四半期は

2023年7月1日に開始する事業年度を指し、2023年12月31日に終了する第3四半期は2023年4月1日に開始する事業年度を指し、2023年12月31日に終了する第4四半期は2023年1月1日に開始する事業年度を指す。

基準等	発効日	2023年12月31日での適用			
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
IFRS第17号「保険契約」(修正後)	2023年1月1日	強制適用	強制適用	強制適用	強制適用
「会計上の見積りの定義」(IAS第8号の修正)	2023年1月1日	強制適用	強制適用	強制適用	強制適用
「単一の取引から生じた資産及び負債に係る繰延税金」(IAS第12号の修正)	2023年1月1日	強制適用	強制適用	強制適用	強制適用
「会計方針の開示」(IAS第1号及びIFRS実務記述書第2号の修正)	2023年1月1日	強制適用	強制適用	強制適用	強制適用
「国際税制改革—第2の柱モデルルール」(IAS第12号の修正)—例外の適用及びその事実の開示	2023年5月23日	強制適用	強制適用	強制適用	強制適用
「国際税制改革—第2の柱モデルルール」(IAS第12号の修正)—その他の開示要求	2023年1月1日	要求されない	要求されない	要求されない	強制適用
「特約条項付の非流動負債」(IAS第1号の修正)及び「負債の流動又は非流動への分類」(IAS第1号の修正)	2024年1月1日	早期適用可	早期適用可	早期適用可	早期適用可
「セール・アンド・リースバックにおけるリース負債」(IFRS第16号の修正)	2024年1月1日	早期適用可	早期適用可	早期適用可	早期適用可
「サプライヤー・ファイナンス契約」(IAS第7号及びIFRS第7号の修正)	2024年1月1日	早期適用可	早期適用可	早期適用可	早期適用可
「交換可能性の欠如」(IAS第21号の修正)	2025年1月1日	早期適用可	早期適用可	早期適用可	早期適用可

IFRS解釈指針委員会のアジェンダ決定

IFRS会計基準の正式な解釈を開発し、IASBが当該基準を修正することを提案する活動を行うとともに、委員会は、アジェンダに追加しないことを決定した論点の要約を、通常提出された会計上の論点の議論とともに、定期的に公表している。

2020年8月、IFRS財団の評議員会は、更新版IFRS財団デュー・プロセス・ハンドブックを公表し、IFRS解釈指針委員会が公表したアジェンダ決定の説明的資料が、IFRS会計基準自体から権限を得ており、したがって、アジェンダ決定が会計方針の変更をもたらす場合に適用される遡及適用について、IAS第8号の一般的な要求事項により適用が要求されることを確立した。

IFRS財団のデュー・プロセス・ハンドブック及び各

IFRIC Updateはまた、企業がその決定を行い、必要な会計方針の変更を決定し実施するための十分な時間（例えば、新たな情報の入手又はそのシステムの適応）を与えられることが期待されていることを指摘している。会計方針の変更を行うために十分な時間がどのくらいなのであるかの決定は、企業の具体的な事実と状況に応じて決まる判断の問題である。それでも、企業は、どのような変更も適時に実施し、重要性がある場合には、当該変更に関連する開示が、IFRS会計基準で要求されているかどうかを検討することが期待される。

過去12か月間に、以下のアジェンダ決定が委員会によって公表された。²⁷

²⁷ 一連のアジェンダ決定については、ASBJのウェブサイトの「IFRS関連情報」の「IFRS-IC会議」のページ（<https://www.asb.or.jp/jp/ifrs/ifric.html>）を参照いただきたい。

2023年3月IFRIC Update	IFRS第16号－リースの定義－入替 えの権利
2023年9月IFRIC Update	IFRS第17号及びIFRS第9号－仲介者 からの未収保険料 従業員に提供される住宅及び住宅ロ ーン IFRS第9号－デリバティブ契約に対す る保証

以 上

国の会計と関連制度（9回目） ～国の公共調達の概要（その1）～

おさむら やかく
公認会計士 長村 彌角

国は、その政策を執行するにあたっては、税金や利用料などとして広く国民から徴収した資金を財源として、補助金や交付金などの形、もしくは、市場からの財貨・サービスの購入や賃借、業務委託や請負、人の雇用などの形で資金を支出することになる。市場からこれらの財貨等の調達を行う公共調達では、国であっても市場ルールに従い「契約」を締結することになる。令和3年度の国の連結財務書類の連結区分別収支計算書¹では、市場において「契約」（雇用を除く）が必要と思われる、例えば、人件費や年金給付、持続化給付金、補助金等を除いた、公共用施設整備費等、委託費等、庁費等、有価証券の取得、その他の支出、国及び独立行政法人等における施設整備支出を合計すると、113兆8,412億円、業務支出総額の40.6%になる。会計法では公共調達における国の契約方式を定めているものの、経済活動の変化に伴う財貨等の性質の変化や、事業者の規模拡大や専門性の分化、談合などの不正行為などから、国は様々な角度

から契約方式の運用見直しとその適正化を強く推進してきている。本稿では、公共調達に係る国の契約方式の概要と主な適正化の取組みについて触れていく。

1. 国の契約方式

国の活動は、国民の税金等を基盤としているため、国が特定の者と契約する場合は、当該特定の者の選定方法、契約内容・条件、金額などそれぞれが公正に進められること（公正性・公平性）、国にとって最も有利な契約であること（経済性）、そして契約した内容が適正に履行されること（確実性）、さらに、これら契約に対する説明責任（透明性）が求められる。

国の契約方式については、これらのような国の活動の特徴や会計法第29条の3の構成から、一般競争契約が原則的な方式であり、一定の事由ある場合には指名競争契約、随意契約が認められることとしている。

（図表1）国の契約の分類

競争入札	会計法第29の3第1項	一般競争	
	会計法第29の3第3項	指名競争	指名基準の作成
	会計法29条の3第5項（できる規定）	指名競争	
随意契約	会計法第29の3第4項	少額随意契約等	
		(1) 契約の性質又は目的が競争を許さない場合	企画競争・公募
		(2) 緊急の必要により競争に付すことができない場合	
		(3) 競争に付することが不利と認められる場合	

競争性・透明性確保のための手続

（出所：財務省会計制度研究会資料²）

以下、これら3つの契約方式の概要である。

（1）一般競争契約

一般競争契約とは、国が契約に関する公告をし、一定の資格を有する不特定多数の希望者を競争に参加させ、

契約主体である国に最も有利な条件提供した者との間に締結する契約方式であり、会計法第29条の3第1項を根拠とする。この方法は、広く公平に、自由に参加できるところに特徴がある一方で、全く制限なく入札に参加させると、（十分な）契約履行能力のない者が参加したり、

¹ https://www.mof.go.jp/policy/budget/report/public_finance_fact_sheet/fy2021/kuninozaimugassan2021.html

² https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/kaikeiseido/1-2keiyakuhausiki.pdf P14

入札行為自体を妨害する目的で参加することで秩序が乱されるなどの恐れがある。そこで、一般競争契約に加わろうとする者に必要な資格を求めるなど、一定の要件を設定することができる。

会計法

第二十九条の三

契約担当官及び支出負担行為担当官（以下「契約担当官等」という。）は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

② 前項の競争に加わろうとする者に必要な資格及び同項の公告の方法その他同項の競争について必要な事項は、政令でこれを定める。

① 最低価格落札方式

最低価格落札方式とは、価格面で最も競争性の高い方式であり、予定価格³の範囲内での最低価格で落札者を選定する方式である。

② 総合評価落札方式

総合評価落札方式とは、価格に加え公告仕様に対しての性能等を提案させ、あらかじめ定めた性能等に対する評価基準に従って評価した結果と価格を加味し、国にとって最も有利な条件を提示した者と契約をする方式である。価格は予定価格の範囲内であることが前提となる。総合評価落札方式は、会計法第29条の6第2項、予算決算及び会計令（以下、予決令という。）第91条第2項を根拠としている。

会計法

第二十九条の六

② 国の所有に属する財産と国以外の者の所有する財産との交換に関する契約その他その性質又は目的から前項の規定により難い契約については、同項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なもの（同項ただし書の場合にあつては、次に有利なもの）をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

予決令

第九十一条

2 契約担当官等は、会計法第二十九条の六第二項の規定により、その性質又は目的から同条第一項の規定により難い契約で前項に規定するもの以外の

ものについては、各省各庁の長が財務大臣に協議して定めるところにより、価格その他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。

(2) 指名競争契約

指名競争契約は、契約主体である国が、資力・信用その他について適当であると認める特定多数の競争参加者を選び、入札の方法によって競争させ、その中から相手方を選定して締結する契約方式である。会計法第29条の3第3項を根拠とする。業者を事前登録する際に、業者の資力や履行能力、信用、過去の実績などを審査するため、適正な履行に疑義が持たれる業者の参加を防止できるといった利点がある。

会計法

第二十九条の三

③ 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で第一項の競争に付する必要がない場合及び同項の競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、指名競争に付するものとする。

(3) 随意契約

随意契約とは、契約主体である国が、契約の相手方を選定するのに競争の方法によることなく、任意に特定の者を選んで締結する契約方式である。会計法第29条の3第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することが出来ない場合及び競争に付すことは不利と認められる場合」という特定の場合に加え、会計法第29条の3第5項では、契約に係る予定価格が少額である場合（少額随意契約：予決令第99条第2号、3号、4号、7号）、その他政令で定める場合に随意契約ができる。

会計法 第二十九条の三

④ 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

⑤ 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

³ 予定価格とは、契約担当官等が競争を行うに当たって、事前に予定した競争に係る見積価格をいう。支出原因契約においては、予算の限度内において契約するための最高の予定契約金額としての意味をもつほか、予算をもって最も経済的な調達をするために、適正かつ合理的な価格を積算し、これにより入札価格を評価する基準としての意味もある。

予決令

(随意契約によることができる場合)

第九十九条

会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 四 予定賃借料の年額又は総額が八十万円を超えない物件を借り入れるとき。
- 五 予定価格が五十万円を超えない財産を売り払うとき。
- 六 予定賃貸料の年額又は総額が三十万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- 七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。
- 八 運送又は保管をさせるとき。
- 九 沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人のうち財務大臣の指定するものとの間で契約をするとき。
- 十 農場、工場、学校、試験所、刑務所その他これらに準ずるものの生産に係る物品を売り払うとき。
- 十一 国の需要する物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品を売り払うとき。
- 十二 法律の規定により財産の譲与又は無償貸付けをすることができる者にその財産を売り払い又は有償で貸し付けるとき。
- 十三 非常災害による罹災者に国の生産に係る建築材料を売り払うとき。
- 十四 罹災者又はその救護を行なう者に災害の救助に必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。
- 十五 外国で契約をするとき。
- 十六 都道府県及び市町村その他の公法人、公益法人、農業協同組合又は農業協同組合連合会から直接に物件を買い入れ又は借り入れるとき。
- 十六の二 慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買い入れ若しくは借り入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき。
- 十七 開拓地域内における土木工事をその入植者の共同請負に付するとき。
- 十八 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物件を買い入れるとき。
- 十九 学術又は技芸の保護奨励のため必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。

二十 産業又は開拓事業の保護奨励のため、必要な物件を売り払い若しくは貸し付け、又は生産者から直接にその生産に係る物品を買い入れるとき。

二十一 公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要な物件を直接に公共団体又は事業者へ売り払い、貸し付け又は信託するとき。

二十二 土地、建物又は林野若しくはその産物を特別の縁故がある者に売り払い又は貸し付けるとき。

二十三 事業経営上の特別の必要に基づき、物品を買い入れ若しくは製造させ、造林をさせ又は土地若しくは建物を借り入れるとき。

二十四 法律又は政令の規定により問屋業者に販売を委託し又は販売させるとき。

二十五 国が国以外の者に委託した試験研究の成果に係る特許権及び実用新案権の一部を当該試験研究を受託した者に売り払うとき。

第九十九条の二

契約担当官等は、競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないときは、随意契約によることができる。この場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

第九十九条の三

契約担当官等は、落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内で随意契約によることができる。この場合においては、履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。

随意契約であっても、複数者を参加させる、もしくは複数者に参加の門戸を開くことで競争性を持たせた競争性のある随意契約と、法令の定めや財貨等の性質から競争性を排除した競争性のない随意契約がある。

① 競争性のある随意契約 (企画競争方式)

企画競争方式とは、業者選定の公平性、透明性を図るため、複数業者から企画書等と提出させるなどして、この内容や業務遂行能力が最も優れた者を選定し契約する方式である。「公共調達の適正化について（平成18年8月25日）財計第2017号」（以下、財務省調達、という）では、次のように定義されている。

「企画競争」とは、複数の者に企画書等の提出を求め、その内容について審査を行う方法をいう。企画競争を行う場合には、特定の者が有利とならないよう、
イ) 参加者を公募すること、

- ロ) 業者選定に当たっては、業務担当部局だけでなく契約担当部局も関与する必要があること、
- ハ) 審査に当たって、あらかじめ具体的に定めた複数の採点項目により採点を行うこと、等により、競争性及び透明性を担保するものとする。

(公募方式)

公募方式とは、行政目的達成のために、どのような設備や技術等が必要であるかをホームページなどで具体的に明らかにしたうえで参加者を募り、参加者が一者であった場合に契約する方式である。実務では、確認公募として、参加者の有無を確認する際に用いられることもある。企画競争と同様に、財務省通達では競争性のある随意契約と位置付けられており、次のように定義されている。

「公募」とは、行政目的達成のため、どのような設備又は技術等が必要であるかをホームページ等で具体的に明らかにしたうえで、参加者を募ることをいう。

公募は、従来、研究開発等を委託する場合等に特殊な技術又は設備等が不可欠であるとして、発注者の判断により、特定の者と契約していたようなものについて、当該技術又は設備等を有している者が、他にいる場合がないとは言い切れないことから、必要な技術又は設備等を明示したうえで参加者を募るものである。

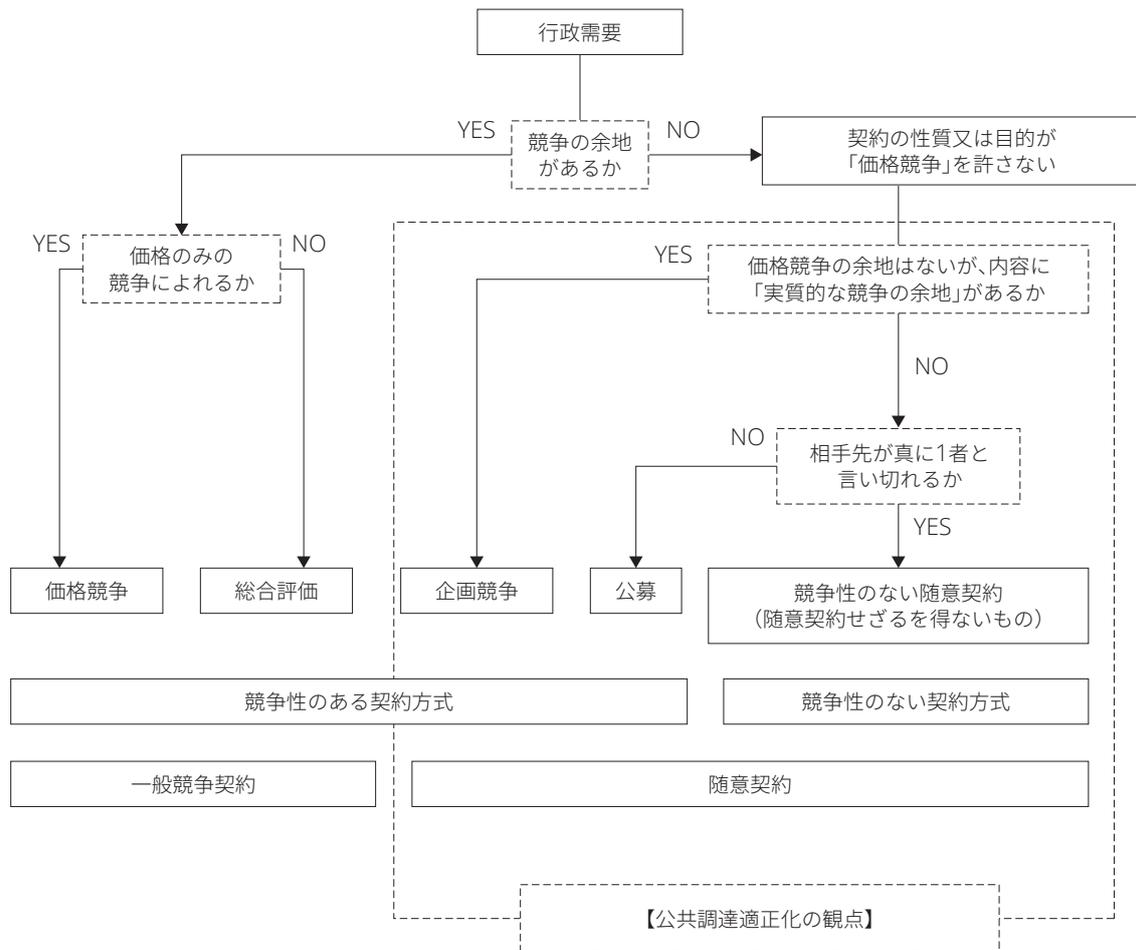
したがって、当初から複数の者による競争が存在することが考えられるようなものについては、原則として、一般競争入札（総合評価方式を含む。）を行うこととし、事務又は事業の性格等から、これにより難しい場合には、企画競争を行うものとする。

② 競争性のない随意契約

財務省通達では、競争性のない随意契約によらざるを得ない場合として、次のように記載されている。

- 競争性のない随意契約によらざるを得ない場合
- イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの
 - (イ) 法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの
 - (ロ) 条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの
 - (ハ) 閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの
 - (ニ) 地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの
- ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約（当該契約に付随する契約を含む。）
- ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等
- ニ その他
 - (イ) 防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等
 - (ロ) 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。）
 - (ハ) 郵便に関する料金（信書に係るものであって料金を後納するもの。）
 - (ニ) 再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入
 - (ホ) 美術館等における美術品及び工芸品等の購入
 - (ヘ) 行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの

(図表2：各契約方式の概念図)



(出所：財務省会計制度研究会資料⁴⁾)

図表2内の「公共調達適正化の観点」の点線枠は、会計法に規定されている随意契約を、財務省通達において「企画競争」「公募」「競争性のない随意契約」の類型に分類している契約方法である。

2. 契約手続

各契約方法に関する手続きは、予決令において、以下のように定められている。

(1) 競争参加資格

予決令では、一般競争に付する際には、原則として、契約締結能力のない者や指定暴力団員などを競争に参加させることが出来ないとし（予決令第70条）、過去に契約の履行にあたって不正の行為をした者や公正な競争を妨げた者、不正の利益を得るために連合した者などは、3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことが出来るとしている（予決令第71条）。

また、必要があるときには、工事、製造、物件の買入れその他の契約種類ごとに、その金額等に応じて、工事、製造、販売などの実績、従業員数、資本の額その他の経営規模や経営の状況に関する事項について、一般競争に参加する者に必要な資格を定めることができるとされている（予決令第72条第1項）。これは、前提となる競争性を喪失させない範囲で、一定水準以上の履行能力があると推察される者に参加資格を付与することで、確実な契約の履行を図ることを目的としている。

国では、各省庁における物品の製造・販売等にかかる一般競争及び指名競争の入札参加資格（全省庁統一資格）を設けており、当資格は、全省庁、その外局及び附属機関その他の機関並びに地方支分部局、47都道府県で有効である。例えば、役務の提供であれば図表3の項目で点数評価され、等級がAからDまで格付けされる。格付けの結果に加え、過去の落札情報合せて、調達ポータル（後述）から業者単位で検索ができる。

⁴ https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/kaikeiseido/1-2keiyakuhausiki.pdf P15

(図表3：全省庁統一資格評価時の付与数値・等級等)

項目	付与数値(物品の販売・役務の提供・物品の買受)					
	200億円以上	200億円未満 100億円以上	100億円未満 50億円以上	50億円未満 25億円以上	25億円未満 10億円以上	10億円未満 5億円以上
①年間平均(生産・販売)高(前2ヶ年の平均実績高)	65点	60点	55点	50点	45点	40点
	5億円未満 2.5億円以上	2.5億円未 満1億円以上	1億円未 満5000万円以上	5000万円未 満2500万円以上	2500万円未 満1000万円以上	1000万円未 満500万円以上
	35点	30点	25点	20点	15点	
②自己資本額の合計	10億円以上	10億円未 満1億円以上	1億円未 満1000万円以上	1000万円未 満100万円以上	100万円未 満50万円以上	
	15点	12点	9点	6点	3点	
③流動比率	140%以上	140%未 満120%以上	120%未 満100%以上	100%未 満		
	10点	8点	6点	4点		
④営業年数	20年以上	20年未 満10年以上	10年未 満			
	10点	8点	6点			

合計(最高点) 100点

物品の販売、役務の提供等

付与点数	等級	予定価格の範囲
90点以上	A	3000万円以上
80点以上 90点未満	B	1500万円以上 3000万円未満
55点以上 80点未満	C	300万円以上 1500万円未満
55点未満	D	300万円未満

(出所：調達ポータルHP (<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/geps-chotatujocho/resources/app/pdf/bekki.pdf>))

(2) 公告及び競争

一般競争及び指名競争をする場合には、入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に、官報、新聞紙、掲示その他の方法により公告する必要がある。但し、急を要する場合には5日まで短縮することができる(予決令第74条)。実務では、一者応札(競争参加者が一者のみとなり、実質的に競争にならない入札)を避けるために、参加者を一者でも多くする目的で公告期間を10日より長く設定する場合がある。公告では、競争入札に付する事項や参加資格、競争執行の場所、入札保証金に関する事項についてなされる(予決令第75条)。

国は、競争入札事項に関する仕様書や設計書などから予定した価格(予定価格)を作成し、内容が漏れない方法によって、開札の際に開札場所に置く必要がある(予決令第79条)。予定価格は、競争入札事項の総額について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行機関の長短等を考慮して適正に定められ、一定期間計測してする製造や加工、売買、供給等の契約の

場合には、単価について予定価格を定めることもできる(予決令第80条)。

全ての参加者の入札価格のうち予定価格の制限に達した価格のないとき、すなわち、入札価格全てが予定価格を上回るときは、直ちに再度の入札をすることができる(予決令第82条)。予定価格を下回る価格の入札価格があるまで、何度でも再度の入札を続けることができるが、参加者は再度の入札を辞退することもできる。

(3) 落札者の決定

落札となる価格が複数で同価であった場合には、くじ引きで落札者を決める(予決令第83条)。

仮に、予定価格を大きく下回った入札価格があった場合には、低入札価格として、契約履行能力があるかを調査し、履行能力がないと判断された場合には、予定価格の制限の範囲内の入札価格で次順位者を落札者とする(予決令第86条、88条、89条)。このような低入札価格の調査が行われる契約は、予定価格が1,000万円を超え

る工事又は製造その他についての請負契約とされており（予決令第84条）、各省庁は、低入札価格の基準を定めなければならない（予決令第85条）。

例えば、財務省では、大臣官房会計課長から各部局長あてで「予算決算及び会計令第85条の基準の運用方針等について」（平成11年4月8日蔵会第1194号 令4.3.9 財会第884号）」（令和4年3月9日改正）⁵として内容を公表している。これによれば、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2の範囲内で定める割合とし、その割合の算定方法は次のように記載されている。

イ． 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、当該合計額に予定価格算出の基礎となった消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

ロ． 特別なものについては、イ.の算定方法にかかわらず10分の7.5から10分の9.2の範囲内で適宜の割合とする。

(4) 契約の締結

競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときには、契約の目的、契約金額、履行期限、契約保証金に関する事項その他必要な事項を記載した契約書（予決令第100条）を原則として作成しなければならず、契約の双方が契約書に記名押印しなければ契約は確定しないとされている（会計法第29条の8）。また、契約の際には、例外（予決令第100条の3）を除き、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせる必要がある（会計法第29条の9）。

なお、会計法に基づき作成することとされている契約書については、電磁的記録の作成によって紙での作成に代えることができ、その場合の記名押印については、財務大臣の定める措置（電子署名）によることとされている（会計法第49条の2、契約事務取扱規則第28条第3項）。

会計法

第四十九条の二

この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている書類等（書類、計算書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物を

いう。次項及び次条において同じ。）については、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。同項及び同条第一項において同じ。）の作成をもつて、当該書類等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該書類等とみなす。

② 前項の規定により書類等が電磁的記録で作成されている場合の記名押印については、記名押印に代えて氏名又は名称を明らかにする措置であつて財務大臣が定める措置をとらなければならない。

契約事務取扱規則（昭和三十七年大蔵省令第五十二号）

（電磁的記録により作成する書類等の指定）

第二十八条

次の各号に掲げる書類等の作成については、次項に規定する方法による法第四十九条の二第一項に規定する財務大臣が定める当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録により作成することができる。

- 一 契約書
- 二 請書その他これに準ずる書面
- 三 検査調書
- 四 第二十三条第一項に規定する書面
- 五 見積書

3 第一項第一号の規定により契約書が電磁的記録で作成されている場合の記名押印に代わるものであつて法第四十九条の二第二項に規定する財務大臣が定める措置は、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項の電子署名をいう。）とする。

電子署名及び認証業務に関する法律

（定義）

第二条

この法律において「電子署名」とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

- 一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
- 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

⁵ https://www.mof.go.jp/about_mof/act/kokujitsuutatsu/tsuutatsu/TU-19990408-1194-03.htm

(5) 契約の履行等

国の財産を売却する場合には、原則として、その引渡しの時まで又は移転もしくは登録の時までに、代金を完納させなければならない（予決令第101条）。これは、国の財産を相手方に移転させた後に代金が納入されないリスクへの対応であり、契約の適正な履行を確保するためである。

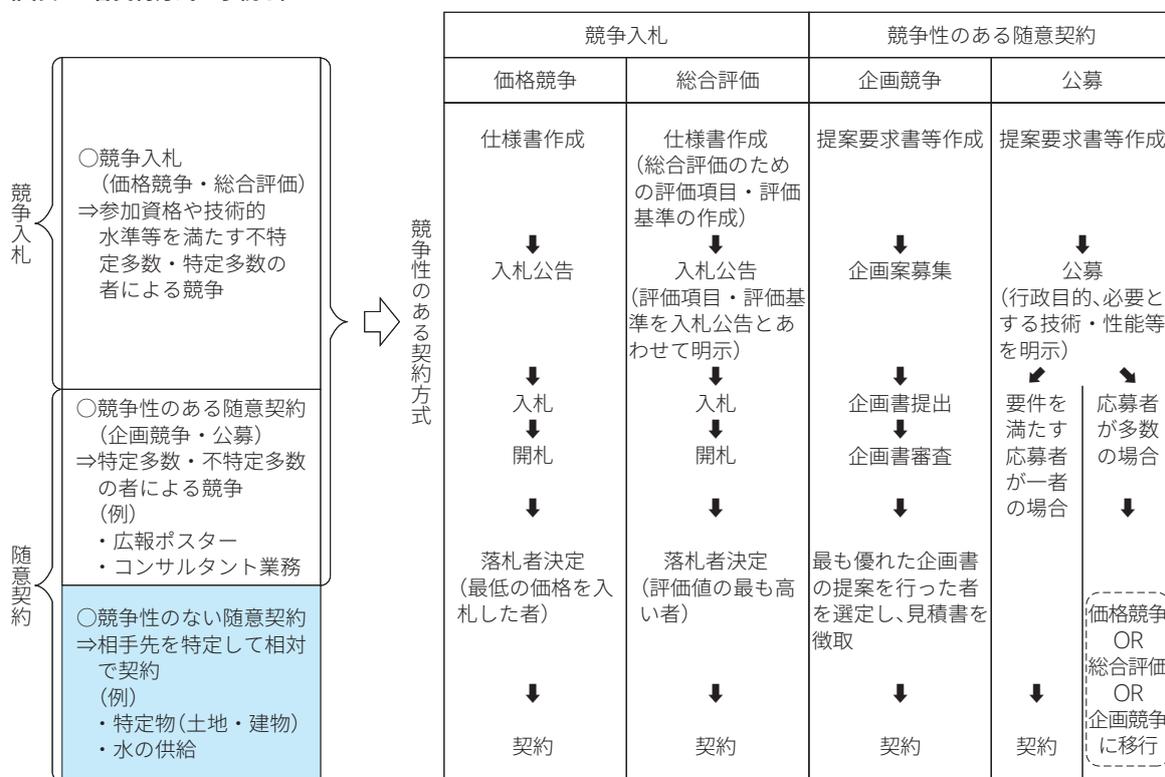
また、工事や製造その他の請負契約の適正な履行を確保するために、立会いや指示などの方法により監督をし（予決令第101条の3）、契約の完了を確認するために、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき必要な検査を行い（予決令第101条の4）、原則として検査調書を作成する（予決令第101条の9第1項）。検査調

書を作成する場合には、この検査調書に基づかなければ支払いができない（予決令第101条の9第2項）、すなわち、契約の相手方の給付完了後に支払うことが原則となっている。

(6) 随意契約の手続き

随意契約は、一般競争契約や指名競争契約と比較し、その手続きが簡便な点が特徴である一方で、簡便であっても、手続きの公正性・公平性は保たれる必要がある。そのため、随意契約による場合には、なるべく二者以上から見積書を入手しなければならないとされている（予決令第99条の6）。

(図表4：各契約方式の手続き)



(出所：財務省会計制度研究会資料⁶)

3. 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）

公共調達には公正性・公平性、経済性が求められるにもかかわらず、公共工事の入札や契約を巡る談合などが生じ続けていた状況に鑑み、公共工事の適正化促進の法制面として、2000年に公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下、入札契約適正化法という。）が制定された。これは、国や特殊法人等の行う公共工事の入札及び契約に関して、情報の公表や不正行為等に対する措置等に加え、公共工事の適正化指針の策定

等の制度整備により、公共工事に対する国民の信頼確保と建設業の健全な発展を図ることを目的としている（入札契約適正化法第1条）。

(1) 公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項

入札契約適正化法第3条では、次の点で、適正化が図られなければならないとしている。

- ① 入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保
- ② 入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争の促進

⁶ https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/kaikeiseido/1-2keiyakuhausiki.pdf P16

- ③ 談合その他の不正行為の徹底排除
- ④ 請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結防止
- ⑤ 契約された公共工事の適正な施工の確保

(2) 国による情報の公表

各省庁の長は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（以下、入札契約適正化施行令という。）に従い、毎年度、当該年度の公共工事の発注見直しに関して、官報や日刊新聞紙、インターネット等により次の事項を公表しなければならない（入札契約適正化法第4条、入札契約適正化法施行令第2条）。なお、特殊法人等においても同様である。

- ① 公共工事の名称、場所、期間、種別及び概要
- ② 入札及び契約の方法
- ③ 入札を行う時期（随意契約を行う場合は、契約締結時期）

(3) 公共工事の適正化指針

国は、各省庁の長等による公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置として、次の点に関する適正化指針を定めなければならないとされている（入札契約適正化法第17条第1項、第2項）。

- ① 入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する情報の公表に関すること
- ② 入札及び契約の過程並びに契約の内容について学識経験者等の第三者の意見を適切に反映する方策に関すること
- ③ 入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理する方策に関すること
- ④ 公正な競争を促進し、及びその請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止するための入札及び契約の方法の改善に関すること
- ⑤ 公共工事の施工に必要な工期の確保及び地域における公共工事の施工の時期の平準化を図るための方策に関すること
- ⑥ 将来における、より適切な入札及び契約のための公共工事の施工状況の評価の方策に関すること
- ⑦ その他、入札及び契約の適正化を図るため必要な措置に関すること

適正化指針の策定は特殊法人等の自主性に配慮することになっているが、適正化指針案の作成に先立ち、国土交通大臣、総務大臣、財務大臣は、各省庁や特殊法人等を所管する大臣と協議し、さらに国土交通大臣は中央建設業審議会の意見を聴き、その上で、適正化指針案は閣議決定が要求されている（入札契約適正化法第17条第3項、第4項、第5項）。

各省庁の長は、この適正化指針に従って、公共

工事の入札及び契約の適正化を図るための必要な措置を講ずるように努めなければならない（入札契約適正化法第18条）。

(4) 適正化指針における公正な競争の促進に関する事項

適正化指針は、2000年の入札契約適正化法の施行以降、公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下、品確法という。）の施行に合わせた2006年の改正、災害対応などの地域維持事業を担っている地場建設業者の疲弊や建設市場の縮小に伴うダンピングなどを受けた2011年の改正、建設業法、品確法及び入札契約適正化法（担い手3法）の2014年及び2019年の改正（新担い手3法）を受けた改正を重ね、現在に至っている。

現在の適正化指針では、主として入札に参加しようとし又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争の促進に関する事項として、以下の内容が記載されている。なお、適正化指針の詳細については、2022年5月20日閣議決定資料⁷を確認されたい。

① 一般競争入札の適切な活用

一般競争入札は、手続の客観性や透明性が高く第三者による監視が容易であること、潜在的な競争参加者の数が多く競争性が高いことから、公共工事の入札及び契約において不正が起きにくいなどの特徴がある一方で、その運用次第では事務量が大きく、不良・不適格業者の排除が困難、建設投資の減少と相まって受注競争を過度に激化させダンピング受注を招いてきたこと等の側面もある。各省庁の長等は、こうした一般競争入札の性格及び一般競争入札が原則とされていることを踏まえ、対象工事の見直し等により一般競争入札の適切な活用を図る。

指名競争入札については、信頼できる受注者を選定できることや一般競争入札に比して手続が簡易であること、監督に係る事務を簡素化できること等の利点を有する一方で、競争参加者が限定されることや恣意的な指名が行われた場合の弊害も大きいこと等もある。各省庁の長等は、指名競争入札を実施する場合には、公正な競争の促進を図る観点から、指名基準を策定、公表の上、これに従い適切に指名を行うものとするが、この場合であっても、公共工事ごとに入札参加意欲を確認し、当該公共工事の施工に係る技術的特性等を把握するための簡便な技術資料の提出を求めた上で指名を行う、いわゆる公募型指名競争入札等を積極的に活用する。

② 総合評価落札方式の適切な活用等

総合評価落札方式は、品確法に基づき、価格及び価格以外の要素も総合的に評価するため、価格と品質が総合的に優れた公共調達を行うことができる落札者決定方式である。一方で、発注者である国による競争参加者の施工能力、技術提案の審査及び評価における透明性及び公

⁷ <https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001482292.pdf>

正性の確保が特に求められる。各省庁の長等はこうした総合評価落札方式の性格を踏まえ、評価基準や実施要領の整備、総合評価の結果の公表及び具体的な評価内容の通知を行うほか、落札者決定基準等について学識経験者等の第三者の意見を反映させるための方策を講ずる。また、品確法第16条に基づく段階的選抜方式を活用すること等により、総合評価落札方式の円滑な実施に必要な措置を適切に講じる。公共工事を受注する建設業者の技術開発を促進し、併せて公正な競争の確保を図るため、民間の技術力の活用により、入札段階で施工方法等の技術提案を受け付ける入札時V E（バリュー・エンジニアリング）方式⁸、施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける契約後V E方式⁹、入札時に設計案等の技術提案を受け付け、設計と施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式¹⁰等民間の技術提案を受け付ける入札及び契約の方式の活用を努める。

③ 地域維持型契約方式

建設投資の大幅な減少等に伴い、社会資本等の維持管理のために必要な工事のうち、災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなどの地域維持事業を担ってきた建設業者の減少・小規模化が進んでいる。このため、地域維持事業の担い手の安定的確保の必要がある場合には、人員や機械等の効率的運用と必要な施工体制の安定的な確保を図る観点から、地域の実情を踏まえつつ、品確法第20条に基づき次のような契約方式を活用する。

- 複数の種類や工区の地域維持事業をまとめた契約単位や、複数年の契約単位とするなど、従来よりも包括的に一の契約の対象とする。
- 実施主体は、迅速かつ確実に現場へアクセスすることが可能な体制を備えた地域精通度の高い建設業者とし、必要に応じ地域の建設業者が継続的な協業関係を確保し実施体制を安定確保するために結成される建設共同企業体（地域維持型建設共同企業体）や事業協同組合等とする。

④ 災害復旧時等における入札及び契約の方法

災害発生後の復旧に当たっては、早期かつ確実な施工が可能なる者を短期間で選定し、復旧作業に着手することが求められる。このため、災害応急対策又は災害復旧に関する工事は、品確法第7条第1項第3号に基づき、手続

の透明性及び公正性の確保に留意しつつ、会計法等に規定される随意契約や指名競争入札を活用するなど、緊急性に依りて適切な入札及び契約の方法を選択する。

- 災害応急対策又は緊急性が高い災害復旧に関する工事のうち、被害の最小化や至急の原状復旧の観点から、緊急の必要により競争に付することができないものは、随意契約（会計法第29条の3第4項）を活用する。
- 災害復旧に関する工事のうち、随意契約によらないものであって、一定の期日までに復旧を完了させる必要があるなど、契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争入札に付する必要がないものは、指名競争入札（会計法第29条の3第3項）を活用する。また、品確法第7条第4項も踏まえ、適宜調整を図るため、他の発注者と情報交換を行うこと等により連携を図るよう努める。

（参考）公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）

（目的）

第一条 この法律は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全（良好な環境の創出を含む。）、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることに鑑み、公共工事の品質確保に関する基本理念、国等の責務、基本方針の策定等その担い手の中長期的な育成及び確保の促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（発注者等の責務）

第七条

三 災害時においては、手続の透明性及び公正性の確保に留意しつつ、災害応急対策又は緊急性が高い災害復旧に関する工事等にあつては随意契約を、その他の災害復旧に関する工事等にあつては指名競争入札を活用する等緊急性に依りて適切な入札及び契約の方法を選択するよう努めること。

⁸ 民間において施工方法等に関して固有の技術を有する工事等で、コスト縮減が可能となる技術提案が期待できるものを対象として、工事の入札段階で、設計図書による施工方法等の限定を少なくし、限定していない部分の施工方法等について技術提案を受け付け審査した上で、競争参加者を決定し、各競争参加者が提案に基づいて入札し、価格競争により落札者を決定する方式。

⁹ 主として施工段階における現場に即したコスト縮減が可能となる技術提案が期待できる工事を対象として、契約後、受注者が施工方法等について技術提案を行い、採用された場合、当該提案に従って設計図書を変更するとともに、提案のインセンティブを与えるため、契約額の縮減額の一部に相当する金額を受注者に支払うことを前提として、契約額の減額変更を行う方式。

¹⁰ 設計技術が施工技術と一体で開発されることなどにより、個々の業者等が有する特別な設計・施工技術を一括して活用することが適当な工事を対象として、設計・施工分離の原則の例外として、概略の仕様等に基づき設計案を受け付け、価格のみの競争又は総合評価により決定された落札者に、設計・施工を一括して発注する方式。

(段階的選抜方式)

第十六条 発注者は、競争に参加する者に対し技術提案を求める方式による場合において競争に参加する者の数が多数であると見込まれるときその他必要があると認めるときは、必要な施工技術又は調査等の技術を有する者が新規に競争に参加することが不当に阻害されることのないように配慮しつつ、当該公共工事等に係る技術的能力に関する事項を評価すること等により一定の技術水準に達した者を選抜した上で、これらの者の中から落札者を決定することができる。

(地域における社会資本の維持管理に資する方式)

第二十条 発注者は、公共工事等の発注に当たり、地域における社会資本の維持管理の効率的かつ持続的な実施のために必要があると認めるときは、地域の実情に応じ、次に掲げる方式等を活用するものとする。

- 一 工期等が複数年度にわたる公共工事等を一の契約により発注する方式
- 二 複数の公共工事等を一の契約により発注する方式
- 三 複数の建設業者等により構成される組合その他の事業体が競争に参加することができることとする方式

4. 公共調達適正化に関する関係省庁連絡会議

公共工事に限らず、国と公益法人等の契約の不透明性も指摘されるなか、公共工事の入札契約の改善その他の公共調達適正化について、関係省庁間の緊密な連携を確保し施策の円滑な実施を図るため、2005年12月関係省庁申合せにより、公共調達適正化に関する関係省庁連絡会議（以下、連絡会議という。）が内閣官房副長官を議長とし各省庁の局長クラスが構成員となり、2005年2月に内閣官房に設置された。

(1) 公共調達適正化に向けた取り組みについて

連絡会議では、2006年2月に「公共調達適正化に向けた取り組みについて」が取りまとめられ、入札談合の徹底排除と随意契約等の一層の適正化を図るため、主に次の施策が実施された。

① 公共工事の入札契約の改善 (一般競争入札方式の拡大)

国が国内において発注する予定価格2億円以上の工事については、工事目的物の有する特殊性に鑑みて一般競争方式に適さないものを除き、一般競争入札を原則とす

る。予定価格が2億円未満の場合でも、出来る限り一般競争入札方式の導入に努める。

(総合評価方式の拡充)

品確法の趣旨を踏まえ、技術的工夫の余地のある工事については、価格以外の要素と価格との総合的に評価する総合評価方式を拡充する。

(一般競争方式等における入札契約手続きの改善)

- 入札契約適正化法第5条に定める公共工事の入札情報をインターネットで公表する等により透明性等の一層の向上を図る
- 入札監視委員会等の第三者機関の活用、公正取引委員会との連携強化等、入札契約過程の監視強化の取組みを行う
- 大規模・組織的な談合であり、悪質性の高い場合には、最長24ヶ月の入札参加停止ルールを明確にするなどのペナルティ強化を図る
- 電子入札の一層の活用を進める

② 随意契約の適正化

(随意契約の緊急点検と結果を踏まえた見直し)

各省庁が2005年度に締結した随意契約のうち所管公益法人等（独立行政法人、特殊法人、認可法人、所管公益法人、特定民間法人）と契約締結したものについて、随意契約理由が適切であったかという視点から点検をする。

点検結果を受けて、所管公益法人等に係る随意契約は、問題があった場合には新たな随意契約を行わないなどの見直しを行い、「随意契約見直し計画」を策定し公表する。各省庁においてはフォローアップを行い結果を公表する。

③ 随意契約に係る情報の公表充実等

- 本省庁ですべての随意契約を公表していない場合には、本省庁のホームページからすべての外局、地方支分部局の随意契約公表ページへのリンクを張るなど、公表の一覧性を確保する。
- 契約の相手が所管公益法人等の場合には、随意契約理由を具体的かつ詳細に記載する。

④ 内部牽制の充実

(決裁体制の強化)

各省庁は、所管公益法人等との間で随意契約を行う場合には、必ず官房会計課等により随意契約理由その他の審査・決裁を経るような決裁体制を強化する。

(内部監査の強化)

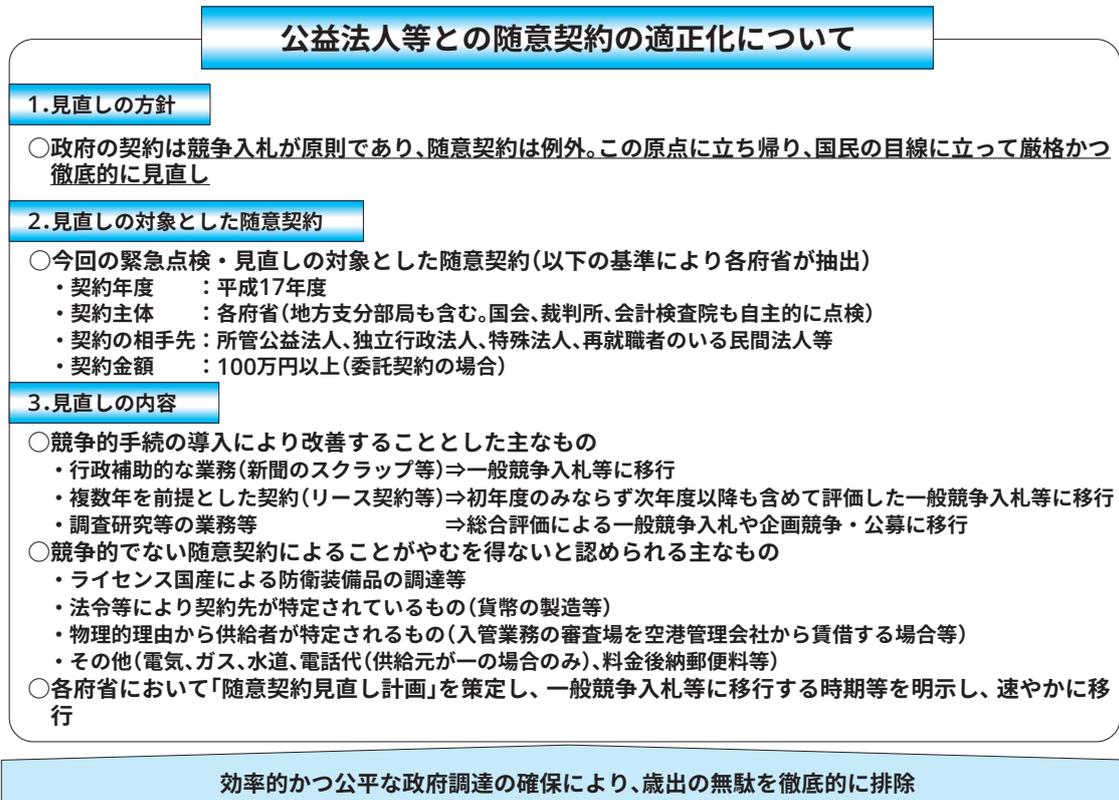
財務省通知「随意契約に関する事務の取扱い等について」（平成17年2月25日財計第407号）における内部監査の重点実施に関して、所管公益法人等との随意契約についても重点的に監査する。

(2) 公益法人等との随意契約の適正化について

連絡会議は、「公益法人等との随意契約の適正化について」(平成18年6月13日)¹¹を公表している。これによれば、各府省の随意契約の見直し計画により、平成17年度実績で競争性のない随意契約が2兆1,743億円

(2万9,631件)であったものが、見直し後(17年度ベース)は競争性のない随意契約は7,160億円(6,843件)と金額で67%、件数で77%の減少(一般競争入札等及び競争性のある随意契約への移行)となっている。

(図表5：公益法人等との随意契約適正化の概略)



(出所：内閣府公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議HP¹²)

(3) 公益法人等以外との随意契約の適正化について

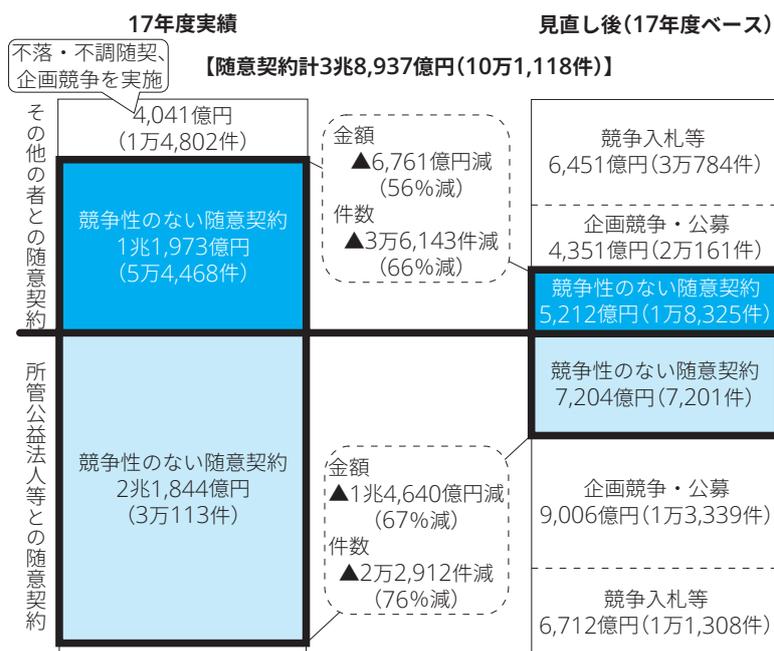
連絡会議は、所管公益法人等に加え、所管公益法人等以外との随意契約についても検討した「随意契約の適正化について」(平成19年1月26日)を公表した。これを受けて「随意契約見直し計画」が改訂されている。公表

資料(図表6)によれば、平成17年度実績で公益法人等以外との競争性のない随意契約1兆1,973億円(5万4,468件)のうち6,761億円(3万6,143件)と金額で56%、件数で66%を一般競争入札等及び競争性のある随意契約へ計画的に移行することになっているとしている。

11 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/tyoutatu/060613siryou_2.pdf

12 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/tyoutatu/060613siryou_2.pdf P1

(図表6：平成17年度ベースでの随意契約適正化の取組みによる随意契約減少状況)



(出所：内閣府公共調達適正化に関する関係省庁連絡会議HP¹³を加工)

(4) 随意契約の適正化の一層の推進について

随意契約については、各府省においては2度の「随意契約見直し計画」作成を受け、独立行政法人においては、2006年3月に各府省を通じて随意契約基準策定や随意契約の公表、2007年2月には随意契約の適正化及び事後評価を改めて要請したが、一方で、次の指摘が各方面から上がった。

- ・競争の手続きへ移行したが、特定の者以外が事実上満たすことのできない条件を設定し、結果として競争が成立せずに、特定の者と随意契約をしている
- ・競争が行われない結果、契約額が予定価格に近似し、調達コストの増嵩を招いている
- ・入札契約を監視する第三者監視機関が設置されていない、あるいは、十分に機能していない

これらを受け、連絡会議では、「随意契約の適正化の一層の推進について」(2007年11月2日)¹⁴を公表した。ここでは、以下の取組みを迅速に実施し、公共調達における無駄を徹底的に排除し、国民の信頼を取り戻すように努めることが強調された。

- ① 「随意契約見直し計画」の厳正な実施の徹底
- ② 監視体制の充実強化
- ③ 随意契約の適正化のための政府のフォローアップ体制

5. 「公共調達の適正化について」

上述の「公共調達の適正化に向けた取り組みについて」を具体化するかたちで、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日財計第2017号)¹⁵(本稿では、財務省調達、としている。)が財務省より発出された。

ここでは、公共調達の適正化の必要性に関して、次のように言及されている。

公共調達については、競争性及び透明性を確保することが必要であり、いやしくも国民から不適切な調達を行っているのではないかとの疑念を抱かれるようなことはあってはならない。しかしながら、昨今、公益法人等との契約に関する各省各庁の運用には、広範囲にわたり、安易に随意契約を行うなど、必ずしも適切とはいえない事例があるのではないかと指摘が行われるなど、国民に対する説明責任を十全に果たしているとはいえない状況となっている。こうした指摘を踏まえ、政府として随意契約の適正化について取組を進めた結果、先般、「公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議」において「公益法人等との随意契約の適正化について」が取りまとめられ、競争性のない随意契約の見直しについての考え方が示されるとともに、今後取り組むべき課題として随意契約及び競争入札に係る情報公開の一層の充実等が盛り込まれたところである。このため、今般、入札及び契約に係る取扱い及び情報の公表等について、現在までに取り組んできた措置等も含め、改めて、下記のとおり

¹³ https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/tyoutatu/070126siryou_2.pdf

¹⁴ <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/tyoutatu/071102honbun.pdf>

¹⁵ https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/public_purchase/koukyou/koukyou_02.htm

定めたので、入札及び契約に係る手続きの一層厳格な取扱いを行うとともに、情報公開の充実に努められたい。

同時に、予定価格の性格にも考慮し、予定価格のより一層の適正な設定に努めることとされた。

(1) 総合評価方式の拡充について

財務省通達では、研究開発、調査研究又は広報等の技術的要素等の評価を行うことが重要である契約については総合評価方式を拡充するとされた。総合評価方式の実施においては、発注者側における提案内容審査の透明性や公正性の確保の重要性に鑑み、総合評価の結果公表を徹底することに加え、評価方法の作成や落札者決定段階において学識経験者等の第三者の意見を効率よく反映させるための方策を講じるよう努めることが要請された。

(2) 随意契約による場合の対応

競争性のない随意契約によらざるを得ない場合を除き、原則として一般競争入札（総合評価方式を含む）とされた。同時に、従来、競争性のない随意契約を実施してきた契約については、次の区分により、一般競争入札（総合評価方式を含む）又は企画競争もしくは公募を行うことにより、競争性及び透明性を確保するものとされた。

区分	原則的契約方法	例外等
行政補助的な業務に係る役務等の契約	価格競争による一般競争入札	事務又は事業等の性格から原則的方法により難しい場合には、総合評価方式による一般競争入札も可。
調査研究等に係る委託契約	総合評価方式による一般競争入札	事務又は事業等の性格から原則的方法により難しい場合には、次による。総合評価方式による一般競争入札に移行するための検討を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・「審議会等により委託先が決定された者との委託契約」については、審議会等に事案を提示する前に公募を行い、当該事案等を選択した理由等を詳細に公表することで、透明性を高める。 ・「調査研究等に必要な特定の設備又は特定の技術等を有する者が一しかないとしている」場合には、公募を行い、その結果、示した要件を満たす者が一しかない場合にはその者との契約はやむを得ないが、複数あった場合には総合評価方式による一般競争入札又は企画競争を行う。
リース契約等	国庫債務負担行為を活用し、一般競争入札（総合評価方式を含む）又は企画競争による複数年度契約	—
設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にある保守点検業務及びこれに付随する業務に係る契約	保守点検業務等が不可分とならないように見直す（特にシステム開発及び運用に係るもの）。	保守点検業務等を含めた複数年度契約ができないか、保守点検業務等も評価する総合評価方式による一般競争入札に改めることが出来ないか等について検討する。
国家試験等の実施に係るもの	試験又は講習の実施に係る会場の借り上げについては、公募とする。 試験問題の印刷については、（独）国立印刷局の職員が法律により守秘義務を負っていることも踏まえ、一般競争入札等によることの適否を検討する。	—
一般競争入札によることができるが、一の契約の相手方のみでは契約目的が達成できない国庫金の納付等に係る金融機関との口座振替等の契約	一定の要件を明示したうえで公募とする。当該要件を満たす者から申込みがあった場合には、全ての者と契約する。	—

また、随意契約が認められる次の場合における留意事項として、次のように示されている。

法令の文言	留意事項
緊急の必要により競争に付することができない場合」(会計法第29条の3第4項)	単に国内部の事務遅延により、競争に付する期間が確保できなくなったことのみをもって「緊急の必要」があるとしてはならない。
「競争に付することが不利と認められる場合」(会計法第29条の3第4項)	予決令第102条の4第4号に列挙されている場合であっても、具体的に説明できる必要があることに留意しなければならない。
「国の行為を秘密にする必要があるとき」(予決令第99条第1号)	左記の理由により随意契約を行うことが出来るのは、外交又は防衛の活動等において、その行為を公にすることにより重大な支障が生じ、公の秩序又は公共の安全の維持が困難となる場合に限られる。
「予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき」(予決令第99条第2号)	左記の「少額随意契約」であっても、特に合理的な理由なく分割されているもの等については、これらを一括するなどして一般競争入札に付することとする。
「予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき」(予決令第99条第3号)	
「予定賃借料の年額又は総額が八十万円を超えない物件を借り入れるとき」(予決令第99条第4号)	
「工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の賃借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき」(予決令第99条第7号)	

(3) 再委託の適正化を図るための措置

随意契約により、試験、研究、調査又はシステムの開発及び運用等を委託する場合（委託費によるもののほか庁費、調査等庁費の類によるものを含み、予定価格が100万円を超えないものを除く。）には、次の取扱いにより、不適切な再委託により効率性が損なわれないようにし、適正な履行を確保しなければならないとされている。また、競争入札による場合であっても、再委託には承認を必要とするなどの措置を定め適正な履行を確保することとされている。

① 一括再委託の禁止

委託契約の全部を一括して第三者に委託させてはならない、いわゆる「丸投げ」の禁止である。

② 再委託の承認

再委託先の名称等、再委託の範囲、必要性及び契約金額について、契約の相手方に書面にて提出させ、次の点について審査の上、適当と認められる場合に承認する。再委託内容等の変更については変更届の上、再度審査を実施する。

- ・再委託を行う合理的理由
- ・再委託の相手方が、再委託される業務を履行する能力

- ・その他必要と認められる事項

なお、契約の相手方が特殊な技術又はノウハウ等を有することから「競争を許さない」(会計法第29条の3第4項)として随意契約としている場合には、再委託の承認にあたっては、随意契約理由との整合性について、特に留意する。

③ 履行体制の把握及び報告徴収

再委託の相手方から、さらに第三者に委託が行われる、いわゆる再々委託の場合には、当該第三者の名称等や再委託の範囲を記載した書面を契約の相手方に提出させ、委託契約の履行体制の把握に努める。適正な履行確保のために必要ある場合には、契約の相手方に対し、報告を求める等の必要な措置を講じる。

(4) 契約に係る情報の公表

国の支出の原因となる契約を締結した場合には、原則として締結日の翌日から起算して72日以内（但し、各年度の4月1日から4月30日までの間に締結した契約については93日以内）に、次のフォーマットにより公表しなければならないとされている。いずれも出所は財務省HP「公共調達適正化について」¹⁶。

¹⁶ https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/public_purchase/koukyou/koukyou_02.htm

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（公共工事）								
公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	備考

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）									
公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（物品役務等）								
物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	備考

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）									
物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考

(5) 公共調達に関する問い合わせの総合窓口の設置

本省庁に公共調達に関する問合せ対応の総合窓口を設置し、ホームページで連絡先等を公表しなければならない。

(6) 内部監査の実施等

次のように、内部監査実施時の留意事項などに言及されている。

① 監査を行うにあたっての留意事項

財務省通達の「1. 入札及び契約の適正化を図るための措置」及び「2. 再委託の適正化を図るための措置」に留意する。

② 随意契約の重点的監査

随意契約については、監査計画等において重点的に監査を行うことを定め、次の事項に留意する。

- 「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として随意契約を行ったもの
 - ・単に当該業務に精通しているとしていることのみをもって「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」としているものは、仕様書及びマニュアルの作成等により競争が可能であって、随意契約理由としては不適切。
 - ・契約金額の相当部分が再委託先に支払われている場合や契約の目的となる事務又は事業の大半を再委託している場合など、随意契約の相手方の履行能力が十分でないと認められる場合には、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として随意契約を行うことは不適切。

- 少額随意契約
 - ・合理的な理由なく、意図的に契約を分割して少額にしているようなものは、不適切。
 - ・予決令第99条の6に定める、なるべく二人以上の者から見積書を徴する等の手続きを適正に行っていないものは不適切。

③ 監査結果を踏まえた検討

内部監査の結果を踏まえて、一般競争入札等にできるものがないか等の検討をする。

④ 監査マニュアル等の整備

監査要領や監査マニュアル等において、監査方法等の記載を充実し、内部監査の質向上を図る。

⑤ 決算検査報告の活用

自省庁のケースであるかにかかわらず、会計検査院の決算検査報告における指摘等を踏まえ、監査を行う。

⑥ 内部監査の実施状況

内部監査による見直した事例については、本省庁にて一元管理し、データベース化を進める等の共有に努める。

⑦ 決裁体制の強化

随意契約を行う場合には、官房会計課等により必ず随

意契約とした理由等の審査及び決裁を行うなど、各省庁の実情に応じて決裁体制を強化し、内部牽制を有効に機能させるように努める。審査をする官房会計課等が随意契約を締結する場合にも、複数者により審査及び決裁を行うなどにより内部牽制機能に配慮する。地方支分部局においても、実情に応じて同様の措置をとる。

(7) 契約に関する統計の作成

毎年度、4月1日から翌年3月31日までを期間とした統計を作成し、財務大臣に送付する。

- ① 対象とする契約は、予定価格が予決令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号のそれぞれの金額を超えないもの（少額随意契約）等を除く国の支出原因となる契約。
- ② 統計の種類
 - 契約金額及び件数に関する統計：
 - 全体統計（公共工事を含む）と物品等又は役務に区分し、一般競争入札、指名競争入札、随意契約に区分して件数及び金額を記載する。
 - 随意契約に関する統計：
 - 随意契約の相手先を次の5区分に分け、それぞれについて、随意契約とした根拠条文別に件数及び金額並びに企画競争又は公募を行った件数及び金額を記載する。

区 分	内 容
所管公益法人	民法第34条の規定に基づき設立された各省庁が所管する法人
その他の公益法人	民法第34条の規定に基づき設立された法人及び民法以外の特別の法律に基づいて設立された公益を目的とする学校法人、社会福祉法人等
独立行政法人等	独立行政法人及び国立大学法人
特殊法人等	法律により直接設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人及び特別な法律に基づき設立され、かつ、その設立に関して行政官庁の認可を要する法人
特定民間法人	公務員制度改革大綱（平成13年12月25日閣議決定）により、毎年12月に各府省が公表する退職職員の「再就職状況の公表について」において掲げられている民間法人及び各省庁が、国の常勤職員であったものが再就職していることを把握知っている法人その他必要と認める法人

6. 府省庁共通システム「調達ポータル」

国では、調達案件の検索、電子入札、契約等の一連の手続きをオンラインで実施するために府省庁共通のシステム「調達ポータル」¹⁷を設置している。過去には、入札には全ての書類を紙で準備し、代表者の委任状を持った担当者が、入札日時に指定された場所に赴かなければならなかったが、現在では、必ずしもその必要はなくなっている。

約の適切な履行の確認、モニタリングについて、何度も繰り返し、契約の公正性や経済性、確実性、透明性が強調され、実行されてきた。それは、新たな法令や通達などを通じてなされ、その過程では公共工事の品質面の確保に関しても見直されてきた。国のこれらの活動は一定の成果を上げており、これらの活動を継続していくことが重要だが、一方で公共調達に関する改善課題は残っている。次稿では、公共調達の課題、国の契約のモニタリングについて確認していく。

7. 最後に

国の公共調達では、契約の相手方事業者の選定から契

以 上

¹⁷ <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>

会計基準等開発動向

2024年2月6日時点

【企業会計基準委員会 ASBJ】

■公開草案公表中

項目	内容	ステータス
リースに関する会計基準	日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手のすべてのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われている。 合わせて、リースの貸手の収益認識に関する会計処理（リース業における割賦販売取引の会計処理を含む。）について検討が行われている。	2023年5月2日に、企業会計基準公開草案第73号「リースに関する会計基準（案）」等が公表され、2023年8月4日にコメントが締め切られた。現在、公開草案に寄せられたコメントへの対応が検討されている。
パーシャルスピノフの会計処理	2023年3月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、事業を分離・独立させる手段であるスピノフに関して、スピノフ実施会社に一部の持分を残すスピノフの会計処理について、検討が行われている。	2023年10月6日に企業会計基準適用指針公開草案第80号（企業会計基準適用指針第2号の改正案）「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針（案）」等が公表され、2023年12月6日にコメントが締め切られた。現在、公開草案に寄せられたコメントへの対応が検討されている。
グローバル・ミニマム課税に関する改正法人税法への対応	以下の検討が行われている。 ①グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等（当期税金）の会計処理及び開示の取扱いの検討 ②グローバル・ミニマム課税制度に係る税効果会計の取扱いについて、令和6年度以降の税制改正への対応として、実務対応報告第44号「グローバル・ミニマム課税に対応する法人税法の改正に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い」における当面の取扱いを継続するための改正の要否の検討	①2023年11月17日に実務対応報告公開草案第67号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」等が公表され、2024年1月9日にコメントが締め切られた。現在、公開草案等に寄せられたコメントへの対応が検討されている。 ②2024年1月24日に実務対応報告公開草案第68号（実務対応報告第44号の改正案）「グローバル・ミニマム課税制度に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い（案）」（コメント期限：2024年2月26日）が公表されている。
四半期報告書制度の見直しへの対応	金融商品取引法上の四半期報告書制度の見直しへの対応として、改正後の金融商品取引法上の半期報告書制度に対応する会計基準等について検討が行われている。	2023年12月15日に企業会計基準公開草案第80号「中間財務諸表に関する会計基準（案）」等が公表され、2024年1月19日にコメントが締め切られた。現在、公開草案に寄せられたコメントへの対応が検討されている。

■専門委員会で審議中

項目	内容	ステータス
金融商品に関する会計基準	日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損についての会計基準の開発に向けて、検討が行われている。 なお、金融資産及び金融負債の分類及び測定については、今後、会計基準の開発に着手するか否かについて判断する予定とされている。	2022年4月より、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損について、IFRS第9号「金融商品」の相対的アプローチを採用したモデル（ECLモデル）を開発の基礎として検討が進められている。現在、国際的な比較可能性を確保することを重視し、IFRS第9号を適用した場合と同じ実務及び結果となると認められる会計基準の開発を目的とした審議が一巡したことを踏まえ、IFRS第9号を出発点として適切な引当水準を確保したうえで実務負担に配慮した会計基準の開発を目的とした審議が行われている。
上場企業等が保有するベンチャーキャピタル（VC）ファンドの出資持分に係る会計上の取扱い	2023年11月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、上場企業等が保有する組合等への出資持分に関して、VCファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする限定した範囲の会計上の取扱いについて検討が行われている。	2023年12月より検討が開始されている。

項目	内容	ステータス
金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い	資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについて検討が行われている。	資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについては、2022年3月15日に、「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」が公表された。2022年6月8日にコメントが締め切られ、現在、論点整理に寄せられたコメントへの対応が検討されている。 このうち、暗号資産の発行者が発行時に自己に割り当てた暗号資産の会計上の取扱いについて、2022年11月7日の第490回企業会計基準委員会において審議が行われ、ASBJにおける議論の内容を周知するために、議事概要別紙 (https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/20221107_490g_02.pdf) が公表された。
子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係	JICPAから公表されている会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」に定められる連結財務諸表におけるのれんの追加的な償却処理について、子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係を踏まえ、検討が行われている。	2017年10月より検討が開始されている。

■ 基準諮問会議でテーマアップの要否を審議中

項目	内容	ステータス
株式報酬に関する会計処理及び開示の取扱いの整備について	(1) いわゆる現物出資構成による取引に関する会計基準の開発 (2) 現金決済型の株式報酬取引に関する会計基準の開発 (3) インセンティブ報酬に関する包括的な会計基準の開発	第43回基準諮問会議（2021年11月29日開催）においてテーマ提言がなされた。 (1)について、実務対応レベルとして、実務対応専門委員会にテーマ評価を依頼するとされ、(2)(3)について、会計基準レベルとして事務局において論点整理を行うとされた。 第44回基準諮問会議（2022年3月2日開催）では検討状況の報告を行うとともに、(1)から(3)のテーマのうち、(1)のテーマ評価を優先させて進めることとした。 第45回基準諮問会議（2022年7月20日）では、(1)に係る現状のテーマ評価の検討状況について説明がなされた。現在、(1)のテーマ評価を優先しており、(2)及び(3)の検討には至っていない。
実務対応報告第19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」の改正	実務対応報告第19号で規定される繰延資産の会計処理のうち、株式交付費、新株予約権発行費、社債発行費、創立費及び開業費の会計処理の検討	第48回基準諮問会議（2023年7月3日開催）において、会計基準レベル／実務対応レベルとして、実務対応専門委員会にテーマ評価を依頼するとされた。 第49回基準諮問会議（2023年11月22日開催）において、実務対応専門委員会におけるテーマ評価では、実務対応報告第19号を見直すことについて一定のニーズがあり、企業会計基準委員会で基準開発を行う価値があると考えられるが、見直しの範囲を実務対応報告第19号で扱う繰延資産とするか、より広く繰延資産全体とするかについて検討すべきとされた。 これを受けて、次回以降の基準諮問会議において、基準開発の対象も含め検討を継続するとされた。

項目	内容	ステータス
バーチャルPPAの会計処理について	環境意識の高まりとともに今後、取引が拡大されると見込まれるバーチャルPPA（電力購入契約の一種）の会計処理の明確化	第49回基準諮問会議（2023年11月22日開催）において、実務対応レベルとして、実務対応専門委員会にテーマ評価を依頼するとされた。

■今後、開発に着手するか否かを判断

項目	内容	ステータス
該当なし		

■その他の日本基準の開発に関する事項

項目	内容	ステータス
日本公認会計士協会（JICPA）が公表した実務指針等の移管	JICPAが公表した実務指針等をASBJに移管するに当たり、移管のアプローチ等について検討を行う。あわせて、会計基準等の利用者における利便性を向上させることを目的として、会計基準等を体系化するための取組みについて検討を行うこととされている。	JICPAが公表した実務指針等の移管に着手する前の段階において、移管のアプローチ等に関する意見募集が2023年6月20日に公表され、2023年8月25日にコメントが締め切られた。現在、意見募集文書に寄せられたコメントへの対応が検討されており、日本公認会計士協会が公表した実務指針等の移管のアプローチ等について検討を行うとともに、継続企業及び後発事象に関する調査研究が行なわれている。
適用後レビューの実施	ASBJが開発する会計基準の適正手続（デュー・プロセス）は、公益財団法人財務会計基準機構の理事会が定める「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」（以下「適正手続規則」という。）に規定されており、適正手続規則では、適用後レビューの実施が定められている。	「開示に関する適用後レビューの実実施計画」が作成され、2017年12月26日に適正手続監督委員会に報告されている。現在、「開示に関する適用後レビューの実実施計画」に基づき適用後レビューの作業が実施されている。

【サステナビリティ基準委員会 SSBJ】

■委員会で審議中

項目	内容	ステータス
日本版S1プロジェクト	SSBJが開発する基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）のIFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報開示に関する全般的な要求事項」に相当する基準の開発を行う。	2023年1月に、IFRS S1号に相当するサステナビリティ開示基準の開発に着手することが決定された。公開草案の目標公表時期は2023年度中（遅くとも2024年3月31日まで）、確定基準の目標公表時期は2024年度中（遅くとも2025年3月31日まで）として、審議が行われている。なお、論点リストが2023年12月25日付で更新されている。
日本版S2プロジェクト	SSBJが開発する基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、ISSBのIFRS S2号「気候関連開示」に相当する基準の開発を行う。	2023年1月に、IFRS S2号に相当するサステナビリティ開示基準の開発に着手することが決定された。公開草案の目標公表時期は2023年度中（遅くとも2024年3月31日まで）、確定基準の目標公表時期は2024年度中（遅くとも2025年3月31日まで）として、審議が行われている。なお、論点リストが2023年12月25日付で更新されている。

（補足）2024年2月6日開催の委員会にて、金融庁より、SSBJの公表するサステナビリティ開示基準の適用が要請される企業の範囲については、グローバル投資家との建設的な対話を中心に据えた企業（東京証券取引所のプライム上場企業又はその一部）と想定することが考えられるとの説明がなされた。

■今後、開発に着手するか否かを判断

項目	内容	ステータス
産業別の基準	IFRS S2号とあわせてISSBから公表された「IFRS S2号『気候関連開示』を適用するための産業別ガイドンス」に関しては、当初は例示扱いとし、強制力がない（基準に準拠した旨を表明する上で従うことが要求されない）ものとされている。	日本版S2プロジェクトにおいても、当初はISSBの産業別ガイドンスに相当する産業別の基準を開発することはせず、産業別ガイドンスが強制力を持つことになった場合に、改めてSSBJとしてISSBの産業別ガイドンスを踏まえた産業別の基準を開発するかどうかを個別に検討することとされている。

【日本公認会計士協会 JICPA】

会計制度委員会実務指針、監査・保証基準委員会実務指針及び業種別委員会実務指針のうち会計処理の原則及び手続を定めたもの

■確定公表済

項目	内容	ステータス
該当なし		

■公開草案公表中

項目	内容	ステータス
企業会計基準公開草案第73号「リースに関する会計基準(案)」等の公表に伴う実務指針等の改正及び廃止	ASBJから2023年5月2日に公表された企業会計基準公開草案第73号「リースに関する会計基準(案)」等に対応するため、会計制度委員会報告第8号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」、会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」等の実務指針等について見直しを行うもの。	2023年5月2日付で、左記実務指針等の改廃に関する公開草案が公表され、2023年8月4日まで意見募集が行われていた。
会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」の改正	ASBJから2023年10月6日に公表された企業会計基準適用指針公開草案第80号（企業会計基準適用指針第2号の改正案）「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針（案）」及び企業会計基準適用指針公開草案第81号（企業会計基準適用指針第28号の改正案）「税効果会計に係る会計基準の適用指針（案）」に対応するため、左記実務指針について見直しを行うもの。	2023年10月6日付で、左記実務指針の改正に関する公開草案が公表され、2023年12月6日まで意見募集が行われていた。

【金融庁】

項目	内容	ステータス
投資信託財産の計算に関する規則の一部を改正する内閣府令案	投資信託及び投資法人に係る一単位（口）当たりの純資産額と基準価額において差異が生じた場合に、貸借対照表等において当該基準価額及び当該差異の理由が注記されるよう所要の改正を行うもの。	2023年10月18日付で左記改正案が公表され、2023年11月17日まで意見募集が行われていた。
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令案	ASBJから企業会計基準第45号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」及び企業会計基準第32号「『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準』の一部改正」が公表されたことを受け、財務諸表等規則等について所要の改正を行うもの。	2023年12月7日付で左記改正案が公表され、2024年1月9日まで意見募集が行われていた。

項目	内容	ステータス
令和5年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等	<p>2023年11月20日に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（令和5年11月29日法律第79号。以下「改正法」という。）のうち、四半期報告書制度の廃止に関する規定の施行に伴い、関係政令・内閣府令等の規定の整備を行うもの。</p> <p>主な改正等の内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社等が提出する半期報告書に関する規定を整備する。 ・ 以下の事項について、臨時報告書の提出事由に追加する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「企業・株主間のガバナンスに関する合意」の締結・変更 ➢ 「企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意」の締結・変更 ・ 財務諸表等規則及び連結財務諸表規則において、従前の四半期財務諸表を第1種中間財務諸表、従前の中間財務諸表を第2種中間財務諸表として中間財務諸表の作成方法等を含め規定する。 	<p>2023年12月8日付で左記改正案が公表され、2024年1月9日まで意見募集が行われていた。改正後の規定は2024年4月1日から施行される予定である。</p> <p>なお、改正後の規定は、以下の適用が予定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有価証券届出書及び発行登録書 <ul style="list-style-type: none"> 施行日以後最初に有価証券報告書を提出した時から適用（改正法附則第3条第2項の規定により、改正後の規定に基づく半期報告書を提出する会社にとっては、施行日以後最初に当該半期報告書を提出した時から適用） ・ 有価証券報告書 <ul style="list-style-type: none"> 施行日以後開始する事業年度に係る有価証券報告書から適用（改正法附則第3条第2項の規定により、改正後の規定に基づく半期報告書を提出する会社にとっては、施行日以後に提出する有価証券報告書から適用） ・ 臨時報告書 <ul style="list-style-type: none"> 2025年4月以後提出されるものから適用

【法務省】

項目	内容	ステータス
該当なし		

新刊書籍のご案内

【テーマ別実務分析】最新 法人税の重要判例

稲見 誠一 監修
梅本 淳久 編著
株式会社ロギカ書房

本書は、法人税の重要判例（国際課税については、所得税のものを含む）につき、事実関係及び判決理由の重要部分を収録するとともに、これまでに公表された調査官解説・判例評釈・基本書等も踏まえ、判例紹介のみならず、詳細な分析・検討を行うものです。

租税法の分野では、『租税判例百選』や『租税法判例六法』など、定評のある判例集がありますが、本書は、①法人税の分野に特化して、②比較的新しく重要な判例（55件）を選定し、各判例につき、③ポイントを絞って事実関係と判決理由を収録した上で、④理論と実務の観点から、詳細な分析・検討を行うとともに、⑤関連する判例（約100件）も取り上げる、という方針としました。

判例を「知る」ことは、税務争訟のみならず、そこに至るまでの各段階（契約、申告・納税、税務調査）における問題の解決にも役立つものと思われれます。法人税の実務に携わる皆様にとって、本書が少しでもお役に立てば幸いです。

定価 7,040円(税込)
2024年1月刊
ISBNコード：
978-4-911064-02-3



条文・事例・図表で読み解く 繰越欠損金の税務

稲見 誠一 監修
梅本 淳久 著
株式会社ロギカ書房

本書は、繰越欠損金の税務についての関連情報を一冊にまとめ、全条文を解説するものです。

本書は、コンメンタール（逐条解説書）であり、法人税法の条文に沿って、「第1章 欠損金の繰越し」、「第2章 特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用」、「第3章 青色申告書を提出しなかった事業年度の欠損金の特例」、「第4章 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入」、「第5章 特定株主等によって支配された欠損等法人の資産の譲渡等損失額」、「第6章 欠損金の通算」、「補章 欠損金の繰戻しによる還付（概要）」の各章から構成されるものですが、情報を整理するための「図表」や視覚化のための「イメージ図」を豊富に盛り込むほか、各規定の「適用事例」や簡

単な数値例による「別表記載例」も添えることにより、“実務的な”コンメンタールとなることを目指しました。

本書が、繰越欠損金の税務に関わる企業の担当者や専門家の皆様にとって、少しでもお役に立てば幸いです。

定価 6,050円(税込)
2023年11月刊
ISBNコード：
978-4-911064-01-6



発行済の書籍についてはWebサイトでご覧下さい。

市販の書籍 <https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/get-connected/pub/books/bookpublications.html>

新刊書籍のご案内

会社法計算書類作成ハンドブック（第18版）

有限責任監査法人トーマツ著
中央経済社

本書は、会社法に基づく計算書類等の作成実務の手助けとなるよう、2007年3月の初版刊行以来、制度改正等に対応して改訂を重ね、このたび、2024年3月決算に対応して、2023年12月31日現在の会社法、会社法計算施行規則および会社計算規則に基づき改訂を行い、第18版を刊行いたしました。

本書では、制度の概要や記載上の留意事項、一般社団法人日本経済団体連合会の「会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社の各種書類のひな型」の記載例と記載上の注意等、実務に携わる方々にとって有用となるポイントを解説するとともに、実際の記載事例を多数紹介しています。また、計算書類等だけでなく、会社法の下で、株主総会の開催に際して必要とされる書類全般についても取り上げています。

第18版では、収益認識やサステナビリティに関する開示等を中心に開示トピックの解説するとともに、実務上の参考になるよう、記載事例を紹介しています。

本書の構成は以下の通りです。

第1章 2024年3月期決算に向けた近時の開示トピックス

第2章 会社法決算の概要

第3章 計算関係書類

第4章 剰余金の配当関係

第5章 事業報告

第6章 株主総会招集通知

第7章 株主総会決議事項の個別記載事項

本書が計算書類等の作成実務に携わる方々の一助となれば幸いです。



価格 8,150円(税込)

2024年2月刊

ISBNコード：

978-4-502-48761-3

発行済の書籍についてはWebサイトでご覧下さい。

市販の書籍 <https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/get-connected/pub/books/bookpublications.html>

デロイト トーマツ グループCFOプログラムよりご案内

デロイト トーマツ グループのCFOプログラムでは、CFOの皆様をナレッジの面から支援することを目的に、CFOアジェンダや日々直面している課題をテーマとし、定期的な情報発信を行っています。グローバルに展開するプロフェッショナルファームとして、あらゆるキャリアのCFOに対し先進的な知見と新たなインサイトを提供します。

■ CFO Signals

現役CFOの意識調査を四半期毎に実施、デロイトの専門家による分析を加えたレポートとして発行

■ CFO Insights

毎月、税務、M&A、デジタルなど各方面の専門家による最新の知見を提供

ご興味のある方は下記よりデロイト トーマツ グループ CFO Programの詳細をご覧ください。
<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/finance/topics/c-suite-agenda.html>



会計情報

発行日 令和6年2月20日(毎月20日発行)
第571 3月号

発行所 有限責任監査法人トーマツ
テクニカルセンター
〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-2 丸の内二重橋ビルディング
Tel.03-6213-1070
Fax.03-6213-1145
MailAddress:trc_mailing@tohatsu.co.jp

有限責任監査法人トーマツ <http://www.deloitte.com/jp/audit>
トーマツ会計情報 <http://www.deloitte.com/jp/atc>

本誌掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市約1万7千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数指します。DTTL(または"Deloitte Global")ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市(オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを提供し、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート(非公開)企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。"Making an impact that matters"をパーパス(存在理由)として標榜するデロイトの約415,000名のプロフェッショナルの活動の詳細については、(www.deloitte.com)をご覧ください。

本冊子は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して"デロイト・ネットワーク")が本冊子をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本冊子における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約(明示・黙示を問いません)をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本冊子に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2024. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001